

楽天損保の現状 2023

楽天損保の概要(2023年7月1日現在)

名称	: 楽天損害保険株式会社
本社所在地	: 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天クリムゾンハウス青山
ウェブサイト	: https://www.rakuten-sonpo.co.jp/
設立	: 1951年2月28日
営業開始	: 1951年3月17日
代表取締役社長	: 服部 晃

この冊子は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ディスクロージャー誌「楽天損保の現状2023」

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「楽天損保の現状2023」を作成しました。2022年度の業績を中心に当社の経営方針、事業概況、財務状況などをわかりやすくご説明したものです。当社をより深くご理解いただくうえで、本誌が皆様のお役に立てれば幸いです。

目次

楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長ごあいさつ	3	Ⅳ 損害保険用語の解説(50音順)	70
楽天グループについて	4	Ⅴ 業績データ	74
Ⅰ 当社の概況および組織	5	1. 当社の主要な業務に関する事項	75
1. 代表的な経営指標等	5	【1】事業の経過および成果等	75
2. お客様のための業務運営方針	7	【2】直近5事業年度に係る主要な 経営指標等の推移	77
3. 会社の沿革	11	【3】業務の状況を示す指標	78
4. 会社の組織・店舗網一覧	12	【4】経理に関する指標	83
5. 株主・株式の状況	14	【5】資産運用に関する方針と指標等	89
6. 役員の状況	18	【6】特別勘定に関する指標等	97
7. 会計監査人の状況	18	【7】責任準備金の残高の内訳	98
8. 従業員の状況	19	【8】期首時点支払備金（見積り額）の 当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	98
9. トピックス	20	【9】事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	99
Ⅱ 当社の運営	21	2. 財産の状況	100
1. 内部統制システムの基本方針	21	【1】計算書類	100
2. リスク管理の態勢	24	【2】保険業法に基づく債権	120
3. 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任 準備金の確認についての合理性および妥当性	27	【3】元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	120
4. 法令等遵守の体制と勧誘方針	28	【4】保険金等の支払能力の充実の状況 （単体ソルベンシー・マージン比率）	121
5. 社内・社外の監査体制	30	【5】時価情報等	122
6. 個人情報保護	31	【6】その他	124
7. 利益相反管理方針の概要	39	3. 当社およびその子会社等の概況	125
8. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	40	【1】当社およびその子会社等の主要な 事業の内容、組織の構成	125
9. CSR(企業の社会的責任)と社会貢献活動	41		
Ⅲ 当社の主要な業務の内容	46		
1. 取扱い商品(主なもの)	46		
2. 新商品の開発状況	51		
3. 一般的な損害保険の仕組み	53		
4. 約款	53		
5. 保険料	56		
6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス	57		
7. 保険募集について	66		

**「安心」を
届ける保険で、
人々と社会を
エンパワーメント**

ごあいさつ

楽天グループは、「イノベーションを通じて、人々と社会をエンパワーメントする」ことをミッションに掲げ、その歩みを進めてきました。

現在、Eコマース、トラベル、デジタルコンテンツなどのインターネットサービス、クレジットカードをはじめ、銀行、証券、保険、電子マネー、スマホアプリ決済といったフィンテック(金融)サービス、携帯キャリア事業などのモバイルサービス、さらにプロスポーツ等、70以上の多岐にわたるサービスを提供しています。ライフシーンを幅広くカバーするこれらのサービスを、楽天会員を中心としたメンバーシップを軸に有機的に結び付けることで、他にはない独自の「楽天エコシステム(経済圏)」を形成しています。

このエコシステムにおいて、楽天保険グループは「楽天インシュアランスホールディングス」を中心に、生命保険・損害保険・ペット保険を総合的に提供する役割を担っています。近年では、多様化するお客さまの保険ニーズにお応えするべく、技術革新を通じた顧客サービスの利便性向上とともに、保険グループ全体での迅速かつ的確な意思決定と統一的なガバナンス構築を図りながら、新たな取り組みを実施してきました。

特にAIを活用した顧客サービスの改善においては、2022年1月に楽天生命で開始した引受査定自動化システムの採用に続いて、2023年2月には音声応答システムを活用したコンタクトセンターの自動音声応答の運用を始めています。今後も、楽天グループのテクノロジー組織と連携しながら、積極的なAI活用に取り組んでいきます。

楽天保険グループは引き続き、お客さまの日々の暮らしや大切な人を想う気持ちに寄り添いながら、質の高い商品および利便性の高いサービスの提供に向けて、一丸となって尽力してまいります。今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長

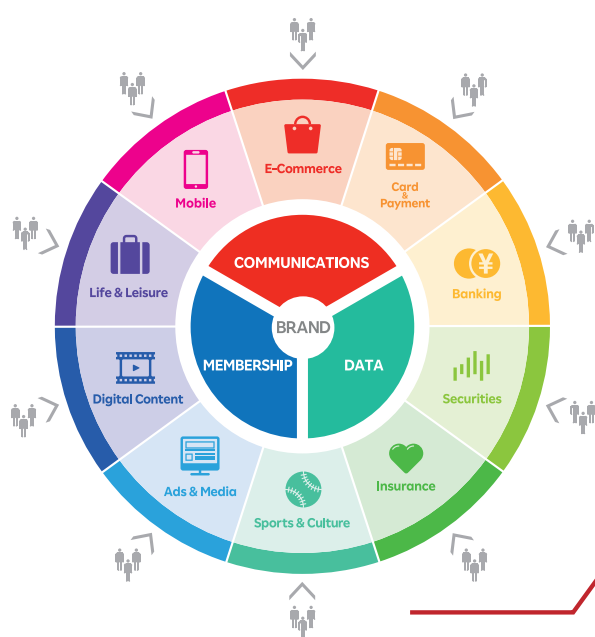
楽天インシュアランスホールディングス株式会社
取締役会長

三木 浩次



楽天保険グループは、イノベーションを通じて
人々と社会をエンパワーメントすることを目指し、
満足度の高い保険商品・サービスを提供します。

Rakuten Ecosystem



楽天インシュアランスホールディングス株式会社

Rakuten Insurance

楽天インシュアランスプランニング株式会社

Rakuten 保険の総合窓口

楽天生命保険株式会社

Rakuten 楽天生命

楽天損害保険株式会社

Rakuten 楽天損保

楽天保険グループは、楽天インシュアランスホールディングス株式会社、楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社、楽天少額短期保険株式会社および楽天インシュアランスプランニング株式会社です。

I 当社の概況および組織

1 代表的な経営指標等

(単位:百万円)

項目	年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		36,296 (△1.9%)	24,571 (△ 32.3%)	15,740 (△ 35.9%)	17,491 (11.1%)	21,903 (25.2%)
経常収益		92,098	76,161	53,497	65,397	84,951
保険引受利益		△8,495	△7,770	△15,390	△4,676	△6,024
経常利益 (対前期増減率)		438 (-%)	638 (45.6%)	△9,727 (△1,624.4%)	290 (-%)	119 (△58.7%)
当期純利益 (対前期増減率)		377 (-%)	△2,385 (△731.3%)	△7,518 (-%)	253 (-%)	558 (119.8%)
正味損害率		94.5%	92.8%	122.3%	82.3%	96.1%
正味事業費率		51.9%	70.6%	84.1%	71.9%	63.2%
資本金の額 (発行済株式総数)		5,153 (普通株式 16,891千株)	5,153 (普通株式 16,891千株)	10,153 (普通株式 20,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)
純資産額		32,220	19,880	22,228	36,949	29,192
総資産額		317,484	388,578	419,673	361,745	276,627
積立勘定資産額		13,335	11,345	9,233	6,115	3,474
責任準備金残高		241,755	219,407	198,490	169,345	132,622
貸付金残高		3,078	1,746	1,751	1,117	1,648
有価証券残高		252,024	232,717	262,628	239,009	214,324
単体ソルベンシー・ マージン比率		636.6%	676.6%	807.7%	1,110.2%	932.2%
その他有価証券評価差額金		21,132	3,877	29,148	13,370	3,940
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		595 名	584 名	460 名	484 名	562 名

(注1) **正味収入保険料**：保険契約者（お客様）から引き受けた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、当社から他の保険会社に支払った保険料（出再保険料）を控除した正味の保険料のことで、一般事業会社の売上高に相当するものです。

(注2) **正味損害率**：正味収入保険料に対して支払った「保険金+損害調査費」の割合を示す比率です。

(注3) **正味事業費率**：正味収入保険料に対して支払った保険会社の事業上の経費の割合を示す比率です。経費の内訳としては、人件費、物件費、税金、各種拠出金、代理店手数料、集金費などが含まれ、損害調査に係る経費は除かれます。

(注4) **保険引受利益**：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費、満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した残余（利益）です。

(注5) **経常利益**：正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

(注6) **当期純利益**：税引前当期純利益から法人税及び住民税、法人税等調整額を控除した残余（利益）です。

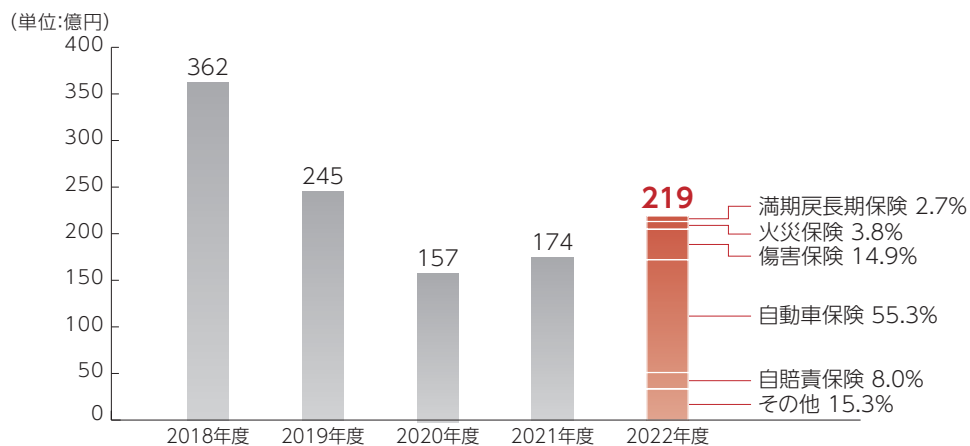
(注7) **単体ソルベンシー・マージン比率**：単体ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える危険の発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の割合を示す指標です。1999年4月から導入された早期正措置では、この指標を一つの基準として行政当局は損害保険会社に対して経営の改善命令等を出すことになっています。

(注8) **総資産額**：保険会社が保有する現金・預金、有価証券、貸付金、固定資産等の資産の合計であり、貸借対照表の資産の部合計の値です。

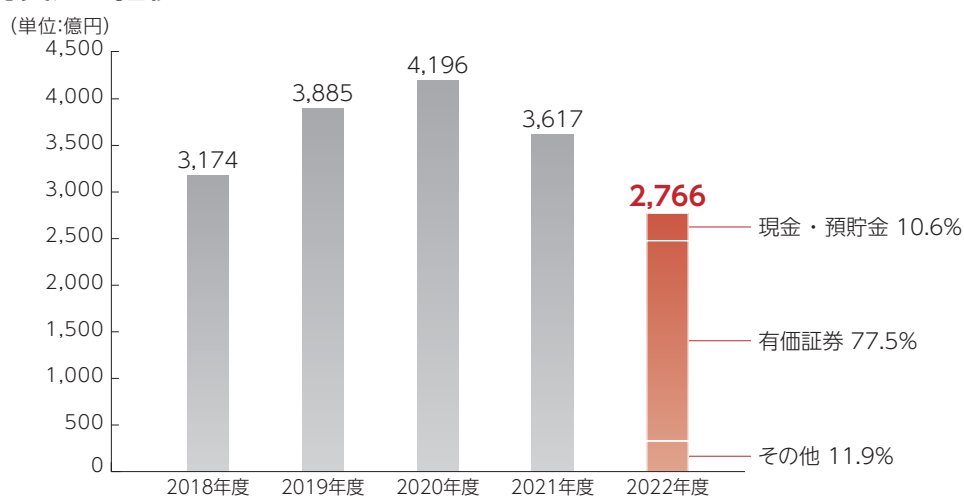
(注9) **純資産額**：総資産額から、保険契約準備金や各種引当金等の負債を控除した保険会社の正味の資産額のことで、貸借対照表の純資産の部合計の値です。

(注10) **その他有価証券評価差額金**：「その他有価証券」の時価評価により生じた評価差額から税相当額を控除した金額です。

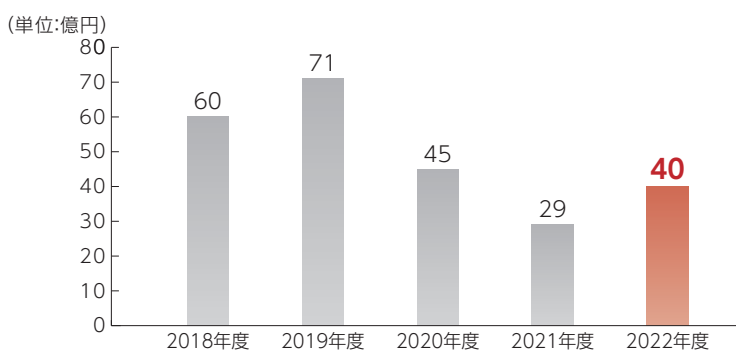
■正味収入保険料の推移



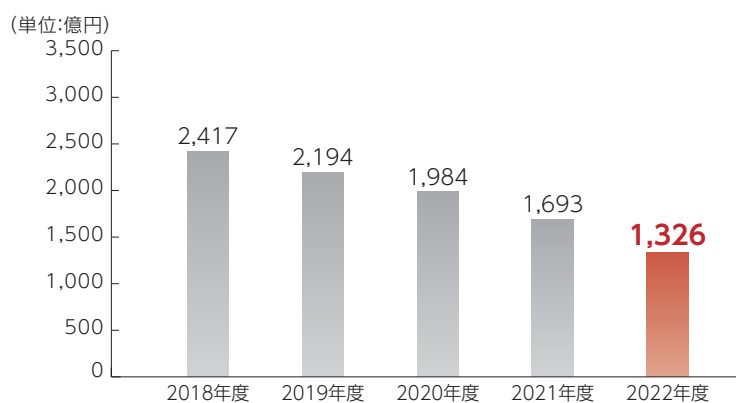
■総資産の推移



■利息および配当金収入の推移



■責任準備金の推移



2 お客様のための業務運営方針

- 1 損害保険のプロフェッショナルとして、お客様の立場になって、誠実・公正に業務を行います。
- 2 お客様のニーズを把握し、お客様にふさわしい商品とサービスを提供し続けます。
- 3 お客様が納得してご契約できるよう、商品とサービスの説明を丁寧かつわかりやすく行います。
- 4 事故に遭われたお客様に対して、迅速かつ適切に保険金をお支払いします。
- 5 お客様の利益を不当に害することのないよう、適切に業務を行います。
- 6 お客様の立場で行動するために、継続的に教育を行うとともに、適切な管理体制を整備します。

お客様のための業務運営方針と主な取組内容

《運営方針1》

損害保険のプロフェッショナルとして、お客様の立場になって、誠実・公正に業務を行います。

＜主な取組内容＞

- ☐ 「経営理念」、「行動指針」を定めています。
当社は、損害保険のプロフェッショナルとして、お客様へ良質なサービスをご提供することで、お客様からより信頼される企業として成長し、社会の発展に貢献するために、「経営理念」を定めています。
また、経営理念を実現するための行動のあり方を指し示すものとして、「行動指針」を定めています。
- ☐ お客様の立場を正しく理解するために、お客様のご不満の声を社内で共有しています。
当社に寄せられました「お客様の声」は、お客様サービス推進部で一元管理しています。このうち、お客様のご不満の声を毎日、全役員、全所属長にメール配信しています。当社は、お客様のご不満の声を通じて、お客様の立場や考え方を真摯に受け止め、正しく理解することで、業務品質の向上に役立てています。
- ☐ お客様の声を経営に活かす体制を構築しています。
「お客様の声」は、毎月、発生状況、対策等を分析し、お客様サービス向上委員会および取締役会へ報告される体制を構築しています。各会議体では、こうしたお客様のご不満の声について、出席者全員が真剣に受け止め、どのようにしてお客様のご不満を満足に変え、当社への更なる信頼へとつなげていくのか議論をしています。
この他、保険金をお支払いしたお客様に対してアンケートを実施し、そのご意見を当社商品やサービスの改善・向上につなげています。
- ☐ 法令等遵守に係る基本方針を定めています。
当社では、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」を定めています。

【法令等遵守に係る基本方針】

- 1 法令等を遵守します。
法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行います。
- 2 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。
損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。
- 3 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

＜＜運営方針2＞＞

お客様のニーズを把握し、お客様にふさわしい商品とサービスを提供し続けます。

＜主な取組内容＞

- ☐ 楽天グループは、Eコマースを中核に、FinTech(金融)事業を含む多岐にわたるサービスを提供しています。
これらサービスを、楽天会員中心のメンバーシップを軸に有機的に結びつけ、他にはない独自の「楽天エコシステム(経済圏)」を形成しています。ライフシーンを幅広くカバーする利便性の高いサービスで、グループサービスの複数利用、回遊的・継続的なサービス利用を促進しています。楽天損保は、こうした楽天グループの一員であることのシナジー効果を最大限に活かし、グループ内のさまざまな事業との連携を強めて、お客様の最善の利益を追求しています。
- ☐ お客様のニーズに基づく商品やサービスを開発しています。
お客様の特性に応じ、潜在的なニーズを汲み取り、次回の商品やサービスの改定、開発に役立てています。
- ☐ お客様のニーズに合致しない商品をご提供しません。
お客様のニーズに合致した商品に経営資源を集中させるために、商品数を絞り込んでいます。それにより、今まで以上に、常にお客様のニーズを把握し、お客様にふさわしい商品とサービスをご提供できる環境を整えています。

＜＜運営方針3＞＞

お客様が納得してご契約できるよう、商品とサービスの説明を丁寧かつわかりやすく行います。

＜主な取組内容＞

- ☐ お客様のご意向を的確に把握し、商品に関する必要な情報をお客様へ正確にお伝えしています。
お客様の抱えるリスクやお望みの補償内容などをお客様としっかりと対話することによって把握し、適切な保険商品とそのプランをご提案・ご説明できるよう、継続的に代理店に対する教育・指導を実施しています。また、代理店が募集する際は、お客様に対して、「保険商品の内容を理解するために必要な事項」や「お客様に対して注意喚起すべき事項」、「お客様に参考となるべき事項」を、重要事項説明書等を使用して丁寧に説明しています。これに加えて、乗合代理店では、特定の保険会社の商品を推奨する場合、なぜその商品を推奨するのか、その理由を説明しています。
なお、ご高齢のお客様とのご契約時には、ご意向の把握等に関して、お客様の状況を考慮し、きめ細やかに対応しています。
- ☐ お客様に商品のご説明をする代理店をサポートする体制が充実しています。
代理店がお客様に商品のご説明をする際に、わからないことがあった場合でも、問合せをすればいつでもサポートをする「代理店サポートセンター」を設置しています。代理店を迅速にサポートすることで、お客様に安心をお届けしています。
- ☐ ご契約の際に使用する各種ツールをわかりやすくしています。
ご契約のしおり、商品パンフレットなど商品をお客様へご説明する各種ツールについて、お客様の立場になって、見やすさを重視したものにしています。
- ☐ お客様がご契約内容を定期的に把握できるように、年1回、ご契約内容の一覧表をお送りしています。
お客様が複数の保険にご加入されている場合でも、それぞれの契約内容がわかるように、年1回、「ご契約のお知らせ」というご契約内容の一覧表をお送りしています。

《運営方針4》

事故に遭われたお客様に対して、迅速かつ適切に保険金をお支払いします。

<主な取組内容>

- 「楽天損保あんしんコール」により、大規模災害時に多くのお客様へ安心をお届けしています。
「楽天損保あんしんコール」は、大規模な自然災害が発生した場合において、電話やSMSを用いて当社から被災地域のお客様へお見舞いのご連絡と被害状況の確認を行うサービスです。また、大規模災害発生時においても、お客様に対して迅速に保険金をお支払いするための事業継続態勢を整えております。
- 事故に遭われたお客様への連絡頻度を高めています。
事故に遭われたお客様に対して、「ホットコール」、「セカンドコール」、「経過コール」、「解決コール」、「書類受取コール」の5つのコールを徹底しています。この5つのコールを頻度高く行うことで、お客様の事故時や解決までの不安なお気持ちを少しでも和らげたいと考えています。
- 24時間365日、土日・祝日・夜間もあんしんの事故対応を行っています。
万一の事故の際、何でも相談できるフリーダイヤル窓口「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」を設置し、「①24時間365日あんしん事故受付」、「②土日祝日もあんしん初期対応」、「③事故現場であんしん電話対応」のハイクオリティサービス「あんしん3(スリー)」を実施しています。例えば、事故のご連絡をいただいた際に、お客様のご要望に基づいて、すみやかなレンタカーの手配や、病院・修理工場への連絡も実施しています。また、お客様に代わって電話で事故の相手方に今後の対応についてご説明することもできます。
* ペット保険をご契約頂いているお客様からの保険金ご請求に関しては、インターネット(オンライン)での事故受付に加え、お客様からの各種相談に的確に対応できる「楽天保険の総合窓口」でも承っております。
- 「あんしん事故現場かけつけサービス」により事故直後のお客様をサポートします。
もしもの事故の際、電話1本で事故現場にALSOK隊員がかけつけるサービスを無料でご利用いただけます。事故現場の安全確保、事故状況の確認、事故現場の記録、ロードアシスタンスの出動要請等を行うことで、お客様の不安な気持ちを少しでも軽減できるよう努めています。

《運営方針5》

お客様の利益を不当に害することのないよう、適切に業務を行います。

<主な取組内容>

- 利益相反管理方針を定めています。
当社は、「利益相反管理方針」に則り、全役職員がこれを遵守することによって、お客様の利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めます。

【利益相反管理方針】

楽天損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することにより、お客様の利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

- 1 利益相反取引
「利益相反取引」とは、(1)当社または当社のグループ会社(以下、「当社グループ」といいます。)とお客様の間、または(2)当社グループのお客様相互間において、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
- 2 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法
対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。
- 3 利益相反のおそれのある取引の管理の方法
当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客様を保護します。
・ 情報遮断措置の実施 ・ 取引条件または方法の変更、取引の中止 ・ 利益相反に係るお客様への開示
- 4 利益相反管理体制
当社は、リーガル・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括者とし、リーガル・コンプライアンス部を利益相反管理部署とします。
本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。
また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

I 当社の概況および組織

- ☐ 定期的に社員教育を実施しています。

全役職員が、お客様の利益を不当に害する取引を理解し適切な対応を行うことができるよう、リーガル・コンプライアンス部は、コンプライアンス研修・テストを通じて利益相反取引の管理について周知徹底を図っています。

《運営方針6》

お客様の立場で行動するために、継続的に教育を行うとともに、適切な管理体制を整備します。

<主な取組内容>

- ☐ 役職員に「経営理念」等を浸透させています。

この「お客様のための業務運営方針」の根幹は、当社の「経営理念」、「行動指針」であり、お客様の立場で行動することを、日々の業務に取り入れて浸透を図っています。

- ☐ 役職員に対し継続的に教育を行っています。

お客様の満足度を向上させるために、より一層の従業員のスキルアップ、能力アップが不可欠との考え方から、従業員は楽天グループ主催のスキル研修、能力開発研修などの多種多様な研修に参加することが可能となっています。

- ☐ 代理店(募集人)に対し継続的に教育を行っています。

お客様の満足度を向上させるために、保険の募集を委託している代理店(募集人)に対しては、商品改定や新商品の発売のタイミングに加え、定期的に代理店研修を実施し、商品知識等の向上を図っています。

<金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さまのための業務運営方針」との関係>

原 則	対応する方針
原則2：顧客の最善の利益の追求	方針1
原則3：利益相反の適切な管理	方針5
原則5：重要な情報の分かりやすい提供	方針3／方針4
原則6：顧客にふさわしいサービスの提供	方針2／方針3
原則7：従業員に対する適切な動機付けの枠組み等	方針6

※1 原則4、原則5(注2)(注4)、および原則6(注1)～(注4)は、当社の取引形態上、または、投資性のある金融商品・サービスの取り扱いがないため本方針の非該当としております。

※2 金融庁の各原則の詳細につきましては、金融庁ホームページにてご確認ください。

3 会社の沿革

当社は、1951年2月28日、野村證券、大和銀行（現りそな銀行）、第一銀行（現みずほ銀行）、そのほか財界人および有力各社の発起により、資本金5,000万円をもって設立、登記されました。同年3月17日、火災、海上および運送保険の事業免許を受け、朝日火災海上保険株式会社として営業を開始しました。

以後当社は、積極的活動と経営の効率化により着実な発展を続け、2018年3月30日、楽天グループ株式会社の子会社となりました。

同年7月2日付で、「楽天損害保険株式会社」に社名変更、楽天インシュアランスホールディングス株式会社の子会社となり、現在に至っています。

■当社の現状（2023年3月末現在）

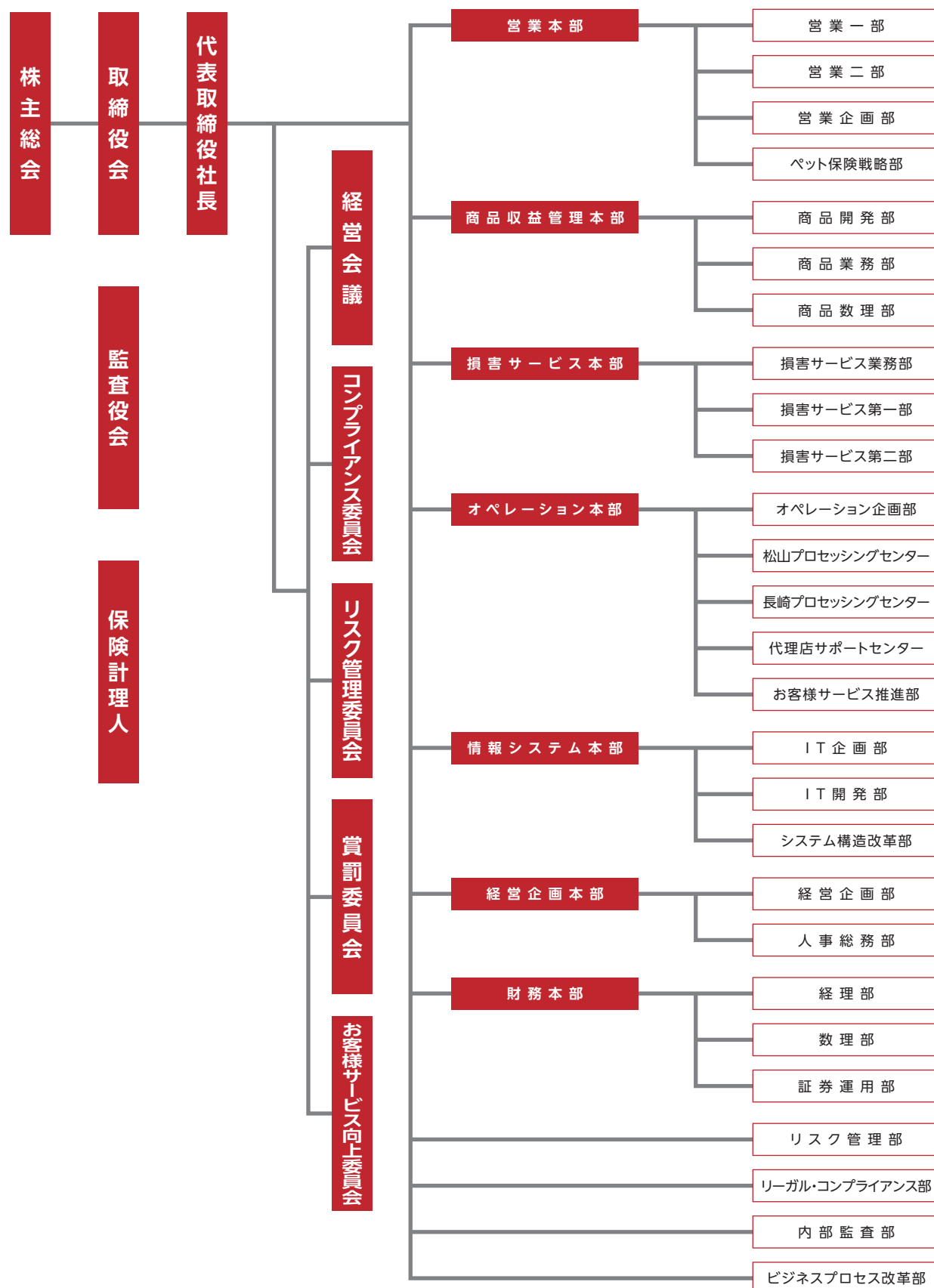
本社の所在地	東京都港区南青山二丁目6番21号	
設立年月日	1951年2月28日	
拠点数（2023年7月1日現在）	営業店	2ヶ所
	サービスセンター	4ヶ所
代理店	3,158店	
従業員	562名	
資本金	201億5,315万円	
総資産	2,766億円	
発行済株式総数	普通株式	28,891,288株
株主	楽天インシュアランスホールディングス株式会社	100%

■会社沿革

1951年	2月	創立総会を日本工業倶楽部で開催 尾上登太郎、初代社長に就任。発行済株式総数100万株、資本金5,000万円。本社を東京都千代田区大手町2-2 野村ビル6階に設置（2月28日登記）
	3月	朝日火災海上保険株式会社として営業開始（3月17日）
1952年	3月	東京都千代田区神田鍛冶町に本社を移転
2006年	6月	東京都千代田区神田美土代町に本社を移転
2018年	3月	楽天グループ株式会社の子会社となる
	7月	楽天損害保険株式会社へ社名変更 楽天インシュアランスホールディングス株式会社の子会社となる
2020年	2月	東京都新宿区新宿に本社を移転
2020年	4月	長崎県長崎市に「楽天保険グループ 長崎ビジネスセンター」を開設
2021年	1月	愛媛県松山市に「楽天保険グループ 松山ビジネスセンター」を開設
2022年	8月	東京都港区南青山に本社を移転

4 会社の組織・店舗網一覧

【1】当社の組織（2023年7月1日現在）



【2】店舗網一覧

■国内営業店舗

(2023年7月1日現在)

本社所在地

東京都港区南青山二丁目6番21号

営業一部

営業二部

ペット保険戦略部

【3】海外ネットワーク

該当ありません。

5 株主・株式の状況

【1】基本事項

① 定時株主総会開催時期	毎年6月中
② 決算期日	毎年3月31日
③ 基準日	毎年3月31日
④ 公告掲載新聞	日本経済新聞
⑤ 上場取引所名	非 上 場

【2】定時株主総会議案等

臨時株主総会

臨時株主総会が2023年3月28日に開催され、以下のとおり決議されました。

ア 決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

本件は、原案のとおり、(取締役の任期)の変更をいたしました。

第2号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり、服部晃氏が選任され就任いたしました。

第73回定時株主総会

第73回定時株主総会が、2023年6月26日に開催され、以下のとおり報告ならびに決議されました。

ア 報告事項

第73回(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、計算書類の内容を報告しました。

イ 決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本件は原案のとおり、穂坂雅之、橋谷有造、服部晃、武田和徳(以上重任)の4氏が選任され、就任いたしました。

【3】株式分布状況

①所有者別状況

普通株式

(2023年3月31日現在)

所有者区分	株主数（人）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（％）
政府・地方公共団体	0	0	0.0
金融機関	0	0	0.0
証券会社	0	0	0.0
その他の法人	1	28,891,288	100.0
外国法人	0	0	0.0
個人その他	0	0	0.0
合 計	1	28,891,288	100.0

②所有数別状況

普通株式

(2023年3月31日現在)

所有数区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（％）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（％）
1単元未満	0	0.00	0	0.0
1単元以上5単元未満	0	0.00	0	0.0
5単元以上10単元未満	0	0.00	0	0.0
10単元以上50単元未満	0	0.00	0	0.0
50単元以上100単元未満	0	0.00	0	0.0
100単元以上500単元未満	0	0.00	0	0.0
500単元以上1000単元未満	0	0.00	0	0.0
1000単元以上	1	100.00	28,891,288	100.0
合 計	1	100.00	28,891,288	100.0

③地域別状況

普通株式

(2023年3月31日現在)

地域区分	株主数（人）	株主総数に対する割合（％）	株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（％）
北海道	0	0.00	0	0.0
東 北	0	0.00	0	0.0
関 東	1	100.00	28,891,288	100.0
中 部	0	0.00	0	0.0
近 畿	0	0.00	0	0.0
中 国	0	0.00	0	0.0
四 国	0	0.00	0	0.0
九 州	0	0.00	0	0.0
外 国	0	0.00	0	0.0
合 計	1	100.00	28,891,288	100.0

【4】大株主

普通株式

(2023年3月31日現在)

株主の氏名または名称	住 所	各株主の 持株数（千株）	発行済株式の総数に占める 各株主の持株数の割合（％）
楽天インシュアランス ホールディングス株式会社	東京都港区南青山2-6-21	28,891	100.00

【5】配当政策

当社は、長期安定的な経営基盤を確立するため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対して安定した配当を行うことを基本方針としています。

【6】資本金の推移

(単位:百万円)

年月日	増資額	増資後資本金	摘 要
1951年 2月26日	—	50	設立
1953年 12月16日	50	100	有償 第三者割当
1965年 1月 1日	150	250	有償 第三者割当
1987年 10月 1日	1,080	1,330	有償 第三者割当
1988年 10月 1日	1,075	2,405	有償 第三者割当
1997年 11月 7日	97	2,502	有償 第三者割当
2009年 3月26日	2,500	5,003	有償 第三者割当
2009年 6月19日	150	5,153	有償 第三者割当
2021年 1月19日	5,000	10,153	有償 株主割当
2022年 1月28日	10,000	20,153	有償 株主割当

【7】最近の新株発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数 (千株)	発行総額 (百万円)	摘 要
普通株式	1987年 10月 1日	1,000	2,160	有償 第三者割当 (14人) 1,000,000株 発行価額2,160円 資本組入額1,080円
普通株式	1988年 10月 1日	1,000	2,150	有償 第三者割当 (28人) 1,000,000株 発行価額2,150円 資本組入額1,075円
普通株式	1988年 11月 1日	600	30	無償 株主割当 (1:0.1) 600,000株
普通株式	1990年 2月 1日	760	38	無償 株主割当 (1:0.1) 760,000株
普通株式	1997年 11月 7日	330	194	有償 第三者割当 (1人) 330,000株 発行価額590円 資本組入額295円
甲種優先株式	2009年 3月26日	2,084	5,001	有償 第三者割当 (1人) 2,084,000株 発行価額2,400円 資本組入額1,200円
普通株式	2009年 6月19日	600	300	有償 第三者割当 (2人) 600,000株 発行価額500円 資本組入額250円
普通株式	2021年 1月19日	4,000	10,000	有償 株主割当 (1人) 4,000,000株 発行価額2,500円 資本組入額1,250円
普通株式	2022年 1月28日	8,000	20,000	有償 株主割当 (1人) 8,000,000株 発行価額2,500円 資本組入額1,250円

【8】最近の社債発行

該当ありません。

6 役員の状況

■役員構成

役 名	氏 名	管 掌 範 囲
取締役会長	穂 坂 雅 之	
取締役副会長	橋 谷 有 造	
代表取締役社長執行役員	服 部 晃	ビジネスプロセス改革部、リスク管理部
取締役	武 田 和 徳	
監査役	角 谷 洋 一	
監査役(社外)	森 本 大 介	
監査役(社外)	金 澤 浩 志	
常務執行役員	幡 鎌 大 介	経営企画本部、財務本部
上級執行役員	大 澤 祐 一	損害サービス本部
執行役員	栗 原 英 俊	オペレーション本部
執行役員	井 手 丙 午	商品収益管理本部
執行役員	青 木 晴 樹	リーガル・コンプライアンス部
執行役員	野 間 勇	情報システム本部
執行役員	山 田 壽 一	内部監査部
執行役員	茂 木 宣 佳	営業本部

7 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏 名 ま た は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員 鴨下裕嗣 指定有限責任社員・業務執行社員 藤間信貴	77	—

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

8 従業員の状況

【1】従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与

(2023年3月31日現在)

区分	従業員
従業員数	562名
平均年齢	40.6歳
平均勤続年数	7.0年
平均年間給与	5,578千円

(注1) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、休職者および臨時従業員は含みません。

(注2) 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含みます。

【2】採用方針

優秀な人材の確保と育成が当社の発展の源であると位置づけ、次のような人材を求めています。

- 柔軟な発想を持ち、新たな価値を生み出すことのできる人材
- 細心にして大胆に挑戦する、フロンティアスピリッツが旺盛な行動力のある人材
- 知識を知恵に昇華し、お客様のために考え抜ける人材

【3】福利厚生

法律で定められている社会保険などの福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

- 慶弔金・見舞金支給制度
- 財形貯蓄制度
- 企業型確定拠出年金制度
- 会社所有・提携の保養施設
- 単身赴任者帰宅旅費補助制度
- インフルエンザ予防接種費用補助制度
- TOEIC L&R 受験サポート

【4】認定



当社は、次世代育成支援対策推進法に定められた基準を満たし、仕事と育児の両立支援に取り組んでいる企業として、2017年10月2日に厚生労働大臣より認定マーク「くるみん」を取得しました。

認定マーク「くるみん」とは、次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に限り、厚生労働大臣が企業に対して行う認定で、当社は、2度目の認定となりました。



当社は、2017年5月30日、女性の活躍推進に関する取組みが認められ、厚生労働大臣が認定する「えるぼし」を取得しました。

本認定制度は、女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づき制定されたもので、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業について、段階に応じ厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定の段階は、3つに分かれており、当社は、2段階目の「えるぼし」を取得しました。

9 トピックス

【1】「ドライブアシスト(個人用自動車保険)」における楽天ポイント進呈率を2倍に拡大

2022年5月1日以降に保険開始となるご契約より、「ドライブアシスト(個人用自動車保険)」の楽天ポイント進呈率を保険料支払額の1%から2%^(注1)に拡大しました。貯まった楽天ポイントは楽天グループの各種サービスで利用することが可能です。累計楽天ポイント発行数はグループ全体で3.3兆を突破し、多くの方にご利用いただいています。

【2】新たにペット保険の販売を開始

2022年4月1日より、新たにペット保険の販売を開始しました。「スーパーペット保険(ペット保険2020)」は、お支払いいただいた保険料の1%分の楽天ポイントが進呈^(注1)されることや10歳11カ月まで新規加入が可能であることが特長です。また、完全ペーパーレスで、インターネット上でお申込み手続きを完結することが可能です。

【3】WEBによる契約内容変更のお手続きで楽天ポイントの進呈を開始

2022年4月1日より、WEB経由^(注2)のお手続きで楽天ポイントを進呈するプログラムを新たに開始しました。これにより、「ホームアシスト(家庭総合保険)」および「ドライブアシスト(個人用自動車保険)」の「住所変更」や「車両入替」、「運転者年齢条件の変更」などについて、WEB上でお申し出いただくことで楽天ポイントの進呈^(注3)が可能になりました。

【4】「ご家族登録制度」を拡充

2022年9月30日より、「ご家族登録制度」を拡充しました。「ご家族登録制度」は、2022年3月1日より開始した、ご契約者さまとご家族が契約内容を共有することができる制度です。指定されたご家族は今までご契約内容の照会のみ可能でしたが、今回の拡充により、新たに住所や電話番号の変更、保険証券の再発行、控除証明書の再発行、各種お手続き書類の発送などのお手続きをすることが可能になりました。

(注1) ポイント進呈には一定の条件および上限があります。ポイント進呈に関するルールと規約は楽天損保ホームページをご確認ください。保険加入に伴うポイントの進呈は、楽天エコシステムによる募集経費の削減効果等を楽天会員に還元する制度です。楽天グループのポイントキャンペーン(SPU等)とは異なるプログラムです。

(注2) ドライブアシスト・ホームアシスト(商品)のマイページ経由で変更手続きを行っていただき、楽天損保が定める期限内にお手続きが完了した場合に楽天ポイントを進呈いたします。

(注3) ポイント進呈には一定の条件があります。ポイント進呈に関するルールと規約は楽天保険の総合窓口ホームページをご確認ください。

Ⅱ 当社の運営

1 内部統制システムの基本方針

当社は、「内部統制システムの基本方針」について下記のとおり決定し、業務の適正を確保するための体制を構築しています。

経営理念の実現を目的として、下記の内部統制システムの基本方針(12項目)を定めています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、コンプライアンスについて、経営の最重要課題の一つと位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」「勧誘方針」を定めています。

コンプライアンス推進のための体制として、コンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を、その下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また、営業本部および損害サービス本部に「本部コンプライアンス部会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署としてリーガル・コンプライアンス部を設けています。

コンプライアンスを実践するための行動指針として「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、コンプライアンス態勢を具体的に推進するために「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員へ徹底しています。本プログラムは、当社において特に重要なコンプライアンス課題等について具体的計画を定め、定期的に取り組状況や達成状況を検証・評価することにより、不断にコンプライアンスを定着・強化していくことを目的としています。

社内通報制度(「コンプライアンス・ホットライン」)を設けて、社内の自浄作用を促しています。

業務執行部門における内部管理態勢等の適切性および有効性を検証し、自ら改善を図るために、業務執行部門から独立した内部監査部が監査を実施し、その結果を取締役に報告しています。

2. 反社会的勢力等への対応に関する体制

反社会的勢力等による不当要求等に対して、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」、「法令等遵守に係る基本方針」、社内マニュアル等に明文の根拠を設け、組織全体として対応しています。具体的には、市民社会の秩序や安全、役職員の安全を確保するために、警察等外部の専門機関との緊密な連携関係の構築を通じて、一切の不当要求の拒絶を行います。

3. 顧客保護等に関する体制

当社は、お客様の苦情(お客様の声)を宝物として受け止め、対応する組織としてお客様サービス推進部を設置しています。お客様サービス推進部は、日々の苦情(お客様の声)を毎日、全役員、全所属長にメール配信するほか、当該苦情の発生原因を分析し、速やかに対応を実施しています。苦情は、毎月、発生状況、対策等を分析し、お客様サービス向上委員会および取締役会へ報告される体制を構築しています。

保険金をご請求いただいたお客様に対するアンケートも実施し、その結果を当社商品やサービスの改善・向上につなげています。

保険金等の支払いに関する苦情事案等に関しては、「保険金等支払管理部会」において、お客様の視点に立ち、社外有識者(弁護士、医師等)の見解も踏まえ検証する体制を構築しています。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存しています。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できます。

5. 財務報告の適正性を確保する体制

財務報告については、「経理規程」「決算事務処理の基本事項」を制定し、財務文書の適正性を確保しています。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において「リスク管理基本方針」および各種リスク管理関連規程を定め、リスク管理の対象、組織・体制、方針および手法を社内でも共有しています。

これらの諸規程のもとで各種リスクの把握、分析、評価および、管理を行うため、当社では、会社全体のリスク管理統括部署であるリスク管理部等の組織を整備するとともに、リスク管理委員会および各リスク管理部会を設置しています。

各種リスクの管理状況および自己資本の十分性の状況は、リスク管理委員会で審議のうえ取締役会に報告され、取締役会において必要な意思決定を行っています。

また、危機発生時に危機対応の適正かつ円滑な運営を図るため、取締役会において「危機管理規程」を定めるとともに、各種危機への管理態勢および事業継続態勢を構築しています。

7. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会では、経営会議、内部監査結果、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会およびお客様サービス向上委員会の審議結果を参考に重要事項の意思決定が速やかに行われる体制を構築しています。

取締役の職務の執行にあたっては、適正な予算の編成と執行を行い、全社的な業務の効率化を実施しています。

また、「組織規程」により取締役の権限および責任の範囲の明確化を行っています。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専属の使用人は配置していませんが、人事総務部が監査役の業務補助をすることとしています。

9. 取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会およびお客様サービス向上委員会などの重要な会議に出席（または議事録を閲覧）するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。また、必要に応じて直接役職員より報告を受けます。

さらに、取締役は、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルール違反または会社へ著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行うこととしています。

10. 監査役へ報告をした者が不利な取扱いを受けないようにするための体制

当社は、社内通報制度（「コンプライアンス・ホットライン」）を設けており、当社役職員からの報告を受けています。かかる「コンプライアンス・ホットライン」は通報者の保護を絶対としており、通報者が通報することによって不利な取扱いを受けないようにしています。

また、当社は、当社の取締役および使用人が、当社の監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しています。

11. 監査役が行う職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

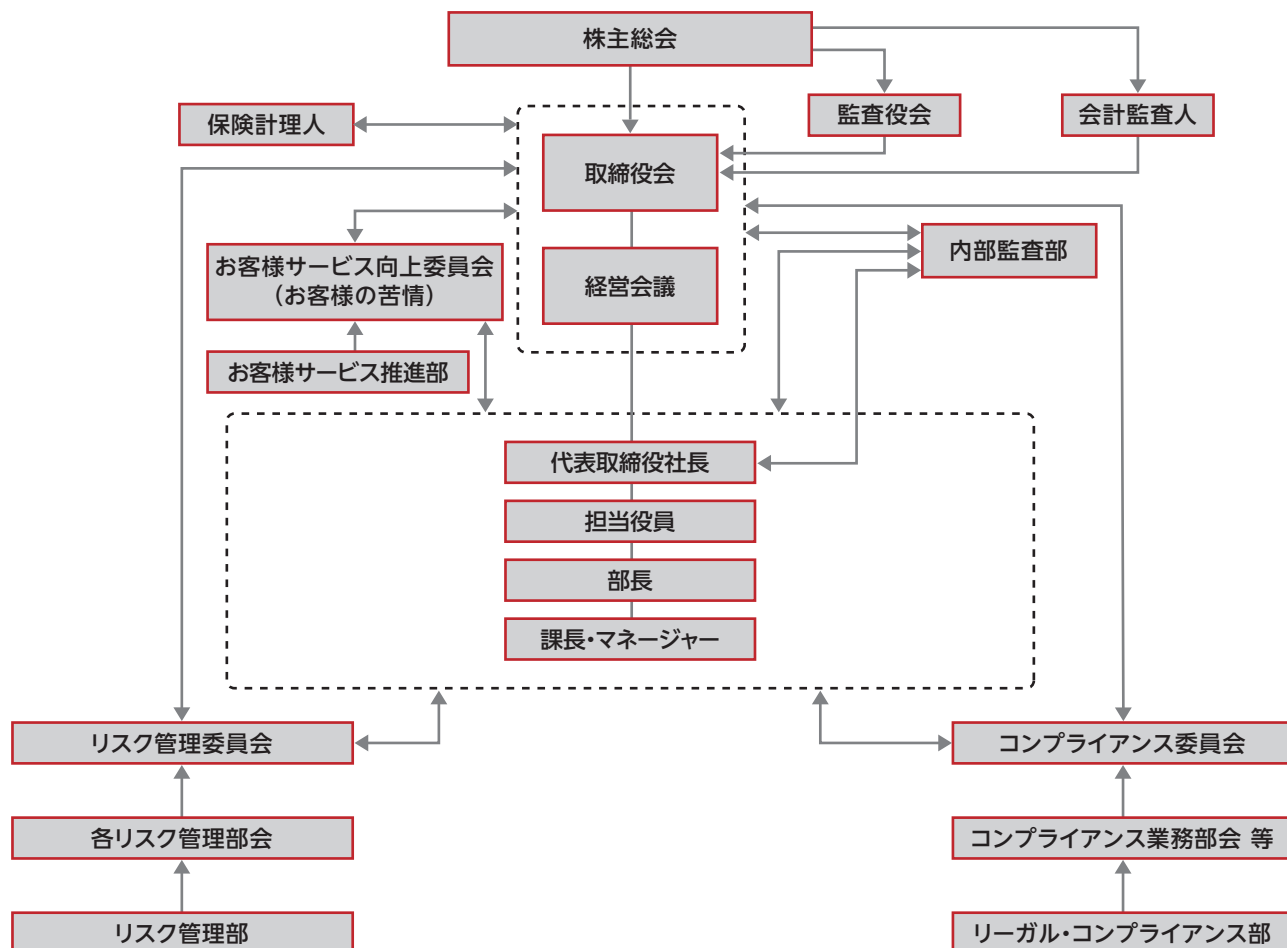
監査役から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。

また、監査役が外部専門家を独自に利用した場合には、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担します。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部および会計監査人から監査内容等について報告を受けるとともに、緊密な関係を保ちます。

〔内部統制のための組織体制概略図〕



(注) 上記体制図は概略図で、上図に示すほか、「監査役会」は内部監査部と連携を図り、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席(議事録の閲覧)、業務部門を往査するなどして全体的連携をもちます。「内部監査部」は監査役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等と連携をもちます。社内の自浄作用を促す「コンプライアンス・ホットライン」は、通報者の保護を絶対とし、リーガル・コンプライアンス部で受ける通報内容は厳重に保管されます。

2 リスク管理の態勢

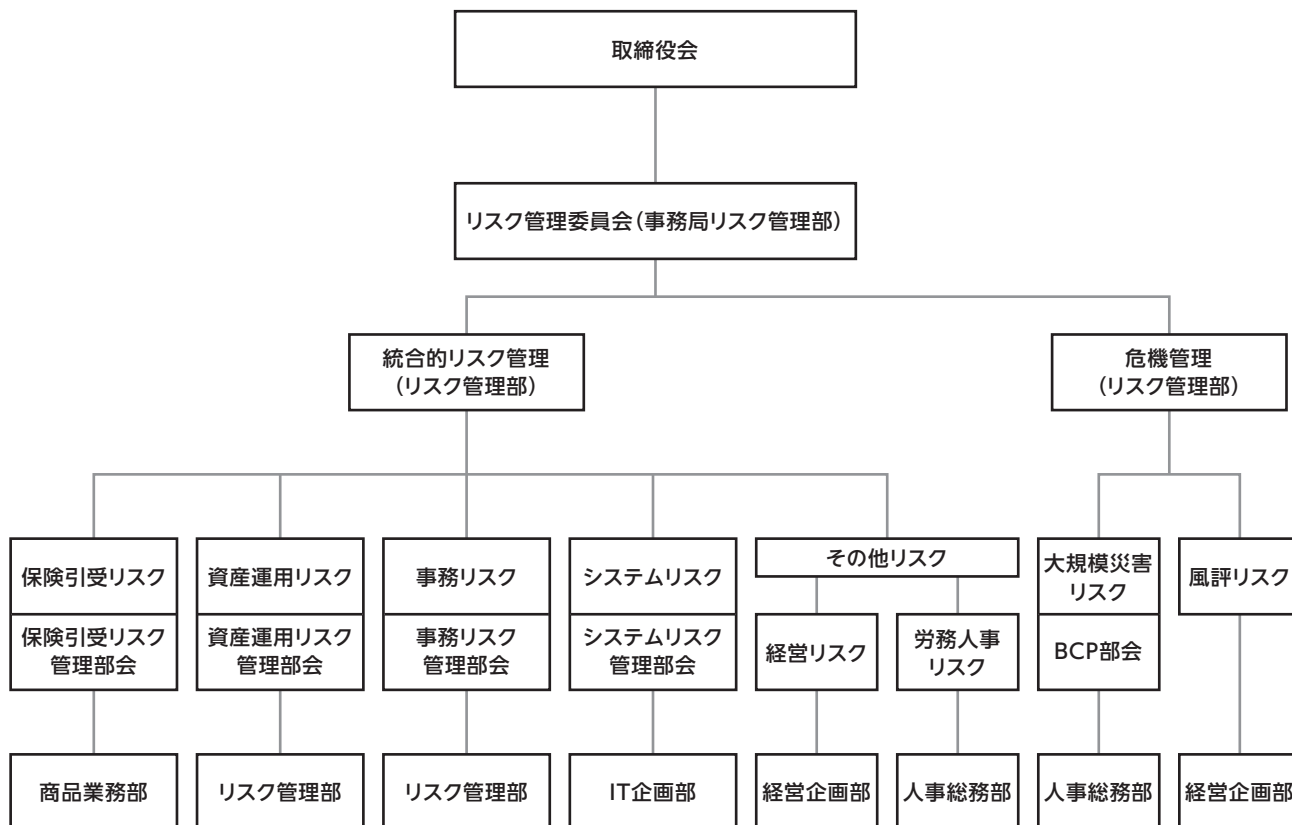
当社は、保険事業を取り巻く経営環境の中で、様々なリスクを的確に把握、管理していくことが、経営の重要課題と認識しています。このため、リスク全般の把握とその管理態勢を強化するために、各種リスク管理の組織・体制を整備し、ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)を推進することで、実効性のあるリスク管理を行っています。

【1】リスク管理の体制

当社では、保険事業にかかるリスクについて組織横断的な事項に対応し、リスク管理に関する一元的な態勢を確立するため、取締役会の下部組織として、「リスク管理委員会」を設置しています。同委員会は代表取締役を委員長、執行役員等を委員とし、経営陣のリーダーシップのもとづく、リスク管理態勢を構築しています。

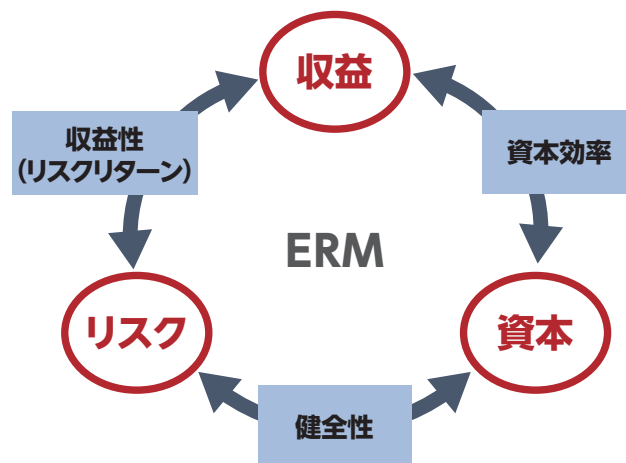
同委員会はリスクに応じたリスク所管部門の設定、リスク管理態勢の整備、リスク状況の把握・分析・評価ならびに業務執行部門への指導、ALM(資産と負債の統合管理)等の統合的リスク管理を行っており、リスク管理部が同委員会の事務局としての役割を担っています。

リスク管理に対する組織体制



【2】ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進

ERMとは、資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、組織全体の健全性を維持しつつ、バランスのとれた収益性を確保することも目的とした能動的で戦略的なリスク管理手法です。リスクを回避、低減するものだけでなく、積極的にリスクテイクを行い、管理することによって、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成するための収益の源泉であると捉えます。



当社では、このERMの考え方に基づいて、組織全体のリスクに対する経営姿勢を示した「リスクアパタイト(リスク選好)」を策定したうえで、許容するリスクを定性的・定量的に定めたリスクテイク方針を作成しています。

また、経済価値ベースで統合的なリスク量と資本をモニタリングすることで、収益の向上を図りつつ、リスクの適切なコントロールを行い、ERMを推進しています。

【3】リスクの種類とリスク管理の方法

当社では、保険事業に係るリスクを以下のように分類し、各々のリスクに係る業務を所管する統括部門を事務局とする各リスク管理部会およびリスク管理委員会で、リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。

リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスク	保険事故の発生状況、金利動向、経済情勢などをふまえて、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測などを実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立、再保険手配を実施しています。 あわせて、保険引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。 なお、再保険に関する方針などは次ページに記載のとおりです。*
市場リスク	①金利の変動により収益が減少したり、キャッシュフローが不安定化するリスク ②株価等の変動により資産価値が下落するリスク ③為替相場の変動により損失を被るリスク	運用資産の残高・含み損益状況の把握に努めるとともに、リスク限度額を具体的に定め、バリュエーション・アット・リスク法によるリスク量の計測などを行うことにより、リスクの適切な管理に努めています。 また、通常の市場変化を超える動きが発生した場合の損失額の検証として、ストレステストを定期的の実施し、その結果と資本との比較を行っています。
信用リスク	与信先の財政状況悪化などにより、資産価値が下落ないし消滅し、当社が損失を被るリスク	個別取引に際しては、厳正に信用リスクを分析・審査を行ったうえで、投融資を実施しています。 また、厳格な資産の自己査定により適切な償却、引当を行っています。
流動性リスク	予期せぬ資金流失により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく不利な価格での資産売却を余儀なくされることにより当社が損失を被るリスク	新契約、解約、満期などの資金移動に関する情報収集・分析に努め、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢に留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境などを注視しています。

リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
事務リスク	当社の役職員および外部委託先が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当社が損失を被るリスク	各業務分野について、事務手順・ルールなどに関するマニュアルの整備を行うとともに、お客様の苦情や内部監査での指摘等に対する対応を通じて、事務の改善、事務水準の向上に努めています。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、セキュリティ対策の不備、不正使用などが原因となって当社が損失を被るリスク	システムの開発・運営に係る各種規程を整備し、情報システムの安定的な稼働と厳格な情報セキュリティの確保に努めています。
その他リスク	経営リスク、労務人事リスク等、当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスク	当社経営に重大な影響を与える恐れのあるリスクの発生状況等を把握し、リスクに応じた対策を策定しています。

※再保険について

(1) 再保険を付す際および再保険を引き受ける際の方針

再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しており、再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っておりません。

(2) 再保険の調達方法

再保険会社から直接調達する方法と再保険ブローカー経由で調達する方法を併用しています。

(3) 主要な集積リスクである地震災害リスクおよび台風災害リスクについて

①地震や台風などの集積リスクを軽減する仕組みとして再保険スキームがあり、取引内容・条件などを定めた再保険契約を再保険会社との間で締結しています。これはあらかじめ再保険会社との間で一定期間の再保険が円滑に履行されるよう取り交わされるもので、これにより多数の契約が継続的・自動的に再保険処理されます。

②地震災害リスクの再保険として、保険契約の一定割合を自動的に出再する形態や損害について一定の保有損害額に達するまでは当社が負担し、損害がこれを超過した場合にその超過損害を再保険会社が負担する形態の再保険を設定しています。出再上限額設定にあたって、個々のリスクの集積状況を地区別に把握・管理し、外部機関によるモデリングデータも勘案しつつ、関東大震災クラスを想定した再保険を設定しています。

③台風災害リスクの再保険形態や出再上限額設定についても地震災害リスクと同様に行っており、伊勢湾台風クラスを超える巨大台風を想定した再保険を設定しています。

【4】ストレステストの実施

当社では、大幅な金融市場の変化や大規模災害の発生など、通常の予想を超える事態を想定し、その影響度を分析することを目的に「ストレステスト」を実施しています。具体的には、大規模な台風等の自然災害により支払保険金が増加する、市場金利が上昇する、外国為替が変動するなど、さまざまなストレスシナリオにもとづく損失額を算出し、自己資本の充足性を確認するとともに、その結果を経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

3 健全な保険数理に基づく第三分野保険に係る責任準備金の確認についての合理性および妥当性

【1】第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野に係る保険商品（注1）は医療政策などの外的要因の影響を受けやすく、保険期間が長期に亘ることから将来の保険事故の発生に関し不確実性を有しています。

この不確実性に対する適切な責任準備金を積み立てるため、保険事故の実績に応じた検証として、ストレステスト（注2）および負債十分性テスト（注3）を行っています。

（注1） 第三分野に係る保険商品

第三分野に係る保険商品とは、一般的には医療保険やがん保険、介護保険のような疾病や傷害による保険金や治療のための給付金が支払われる保険商品をいいます。

当社においてストレステストおよび負債十分性テストの対象となる保険商品は、介護費用保険および長期所得補償保険となります。

（注2） ストレステスト

ストレステストとは、保険商品の販売に際し、あらかじめ設定した事故発生率に基づく将来の支払保険金予測値と、販売後の支払保険金の実績に基づく将来の支払保険金予測値とを比較し、前者が後者を上回っているかを確認するテストをいいます。後者が前者を上回る場合は危険準備金Ⅳ（第三分野に係る保険商品の保険リスクに備える危険準備金）を積み立てることとしています。

（注3） 負債十分性テスト

負債十分性テストとは、ストレステストにおいて危険準備金Ⅳを積み立てた場合に、支払保険金に加え、事業費なども考慮に入れた収支分析を行い、将来において資産が負債である保険料積立金を上回っているかを確認するテストをいいます。負債が資産を上回る場合は追加責任準備金を積み立てることとしています。

【2】ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

ストレステストにおける危険発生率は、当社の支払保険金の実績に基づき、将来10年間に見込まれる支払保険金のリスクに関する99%をカバーできる水準とし、負債十分性テストにおける危険発生率は97.7%をカバーできる水準としています。また、負債十分性テストにおける事業費率および保険契約継続率などは当社の実績に基づき合理的かつ妥当なものとしています。

【3】テストの結果

ストレステストを実施した結果、危険準備金Ⅳの積み立ては不要となりました。また、負債十分性テストにつきましては、ストレステストの結果より、リスクを十分カバーしていることが確認できたため、実施する必要がありませんでした。

4 法令等遵守の体制と勧誘方針

- (1) 当社では、法令等遵守（コンプライアンス）について、経営の最重要課題の一つと位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」として次のとおり定めています。

■ 法令等遵守に係る基本方針

1. 法令等を遵守します。

法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行います。

2. 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。

損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。

3. 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

- (2) 当社では「金融サービスの提供に関する法律」に基づき「勧誘方針」を定め、適正な金融商品の販売、勧誘に努めています。(2022年4月25日現在)

【楽天損保の勧誘方針】

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、楽天損害保険株式会社の金融商品の勧誘方針を定めています。

- 1 保険商品の販売に際しましては、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な保険販売を心がけます。またお客さまに重要な事項について正しくご理解していただけるように適切な説明を行うよう努めてまいります。
- 2 お客さまの保険に関する知識、経験、保険の加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めてまいります。
- 3 保険商品のご説明やご契約の際には、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分に配慮するよう心がけます。
- 4 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めてまいります。
- 5 万が一保険事故が発生した場合の、保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速かつ確に手続きが行われるよう努めてまいります。
- 6 お客さまからのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、商品の開発、販売方法等に活かしてまいります。
- 7 お客さまへ適正な勧誘・販売を行うため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修・指導に取り組めます。
- 8 お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
- 9 【お問い合わせ窓口】ご相談・お問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いします。

楽天損害保険株式会社 (お客様相談センター)

0120-115-603

受付時間 平日 午前9時～午後5時

○年末年始は除きます。

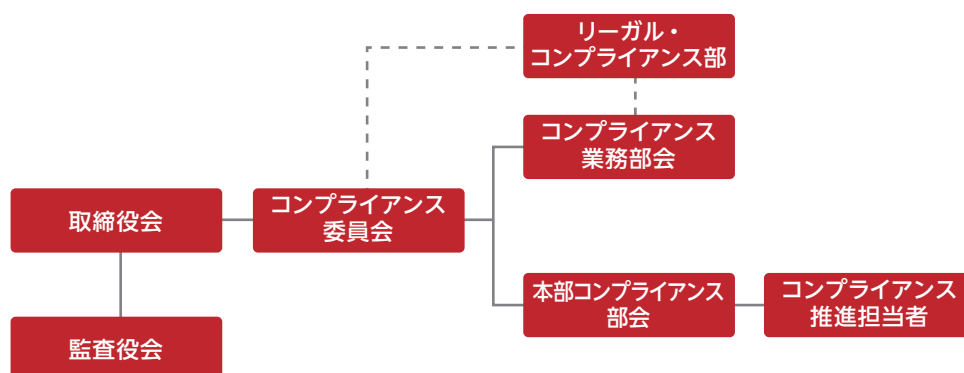
○携帯電話からでもご利用できます。

(2021年11月1日改定)

Ⅱ 当社の運営

- (3) 当社では、本社各部長、各営業部長、各損害サービス部長を「コンプライアンス推進担当者」とし、管下各部等のコンプライアンスを推進するとともに、社員のコンプライアンス・マインドを向上することに努めています。
- (4) 当社では、社内のコンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」とその下部組織として本社内に「コンプライアンス業務部会」を、また営業本部および損害サービス本部に「本部コンプライアンス部会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「リーガル・コンプライアンス部」を設けています。

コンプライアンス推進体制



- (5) コンプライアンス態勢を具体的に推進するために、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を柱とした当社の「行動指針」や遵守すべき法令、違法行為および不正行為を発見した場合の対処を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員へ徹底しています。
- (6) 全社員対象のコンプライアンス研修・テストを実施しており、こうした研修・テストを通して、コンプライアンスや各種法令に関する知識の徹底やコンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。

5 社内・社外の監査体制

- (1) 当社は、法令などに基づき業務全般に亘る監査体制を整えています。
社内の監査役会監査、および社外監査として「EY新日本有限責任監査法人」による会計監査などを定期的に行っています。
- (2) 当社は、内部監査を受ける本社各部門、営業拠点等から独立した「内部監査部」が、本社各部門、営業拠点等における内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行っています。その結果については、取締役会に報告しています。内部監査は、当社の経営目標の達成に役立つことを目的としています。

6 個人情報保護

個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、下記のとおり「当社の個人情報に関する取扱いについて」を策定しています。また、「個人情報保護マニュアル」を制定し、施行しています。

当社の個人情報に関する取扱いについて (プライバシーポリシー)

当社の個人情報保護に関する基本方針

2022年4月1日
楽天損害保険株式会社

楽天損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関し、以下のとおり方針を定め、個人情報等の適切な保護、管理および利用に努めます。

なお、当社の名称・住所・代表者の氏名は楽天損保の概要(2022年7月1日現在)をご確認ください。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および本プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理(※)
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実(※)
- (4) 損害保険募集人の審査・委託・受験・登録・管理および役職員等の採用・雇用・管理
- (5) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (6) その他上記業務に関連・付随する業務

※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズに応じた各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ取り扱うこととし、その範囲外で取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

- ①源泉徴収票・支払調書作成事務
- ②報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③前各号に掲げる事務以外の激甚災害時に金銭の支払を行う場合等の法令に定める個人番号関係事務等

【機微(センシティブ)情報の取扱いについて】

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社は、機微(センシティブ)情報について、個人情報保護法その他の法令およびガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1) 申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4) 窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
- (2) 上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に記載されている情報
- (3) 保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
- (4) 保険金・給付金等の支払いに関する情報
- (5) 雇用(役職員等)管理情報

※上記には、保険契約の移転等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のような「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に定める安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直してまいります。
- (2) 安全管理について、責任者を配置し、役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を点検・監査します。また、漏えい事案等に対応する体制の整備を行う等、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
- (3) 個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御や権限管理、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視及び監査等セキュリティ対策を実施します。
- (4) 役職員等の責任と権限を明確に定め、役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結、教育・訓練、管理手続の遵守状況の確認等を行います。
- (5) 当社施設の個人データ取扱区域の管理、機器・電子媒体の盗難防止、電子媒体を持ち運ぶ場合の漏えい防止、個人データの削除および機器、電子媒体の廃棄等の措置を講じます。
- (6) 外国にある第三者に個人データを提供する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を実施します。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) ご本人が同意されている場合
 - (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
 - (4) 法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
 - (5) 再保険の手続きをする場合(詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください)
 - (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
 - (7) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合
- ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

【再保険会社への提供について】

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社(外国(本邦の域外にある国又は地域)にあるものを含む。)に提供することがあります。なお、適切な危険分散等の観点から、保険引受および同意取得の時点では再保険会社を特定できません。外国の再保険会社へ提供を行った場合には、個人情報保護法および関係法令等に基づき、ご本人の求めに応じて、外国の名称等に関する情報を提供いたします。

- (1) 第三者に提供する目的
再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。
- (2) 提供する個人情報の項目
再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報
- (3) 提供の手段等
当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社へ提供いたします。
- (4) 個人情報の取扱いに関する契約について
当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

【個人情報等取扱いの委託】

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、定期的又は随時に委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先の選定にあたっては、委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況、ならびに委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定め、これを遵守します。

【グループ会社との共同利用について】

楽天インシュアランスホールディングス株式会社(以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記)および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等(以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記)では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

- (1) 共同利用する個人データの項目
楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人を識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに関する情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報
- (2) 共同利用者の範囲
楽天インシュアランスグループ
※楽天インシュアランスグループの詳細については、こちら(<https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/group/>)

(3) 共同利用の利用目的

- ①経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- ②各種取引の開始・維持管理(各種保険契約のお引き受けや継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます)
- ③楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供
- ⑤その他上記に関連・付随する業務

(4) 個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

各会社の住所及び代表者の氏名は、楽天インシュアランスホールディングス、楽天インシュアランスプランニング、楽天生命保険、楽天損害保険、楽天少額短期保険 各社のディスクローチャー誌をご覧ください。

【情報交換制度等について】

(1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(損害保険会社が共同利用する制度について)をご覧ください。

【原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について】

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

7. 外国にある第三者への提供について

当社は、個人情報保護委員会規則で定める措置を講ずることによって個人データを外国にある第三者に提供した場合には、ご本人からの求めに応じて当該措置に関する情報を提供いたします。

8. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止ならびに第三者提供記録の開示（以下、「開示等」といいます。）の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、下記「保有個人データ等の開示等のお手続きについて」をご確認ください。

9. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

楽天損害保険株式会社 お客様相談センター

電話：0120-115-603

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝日・年末年始を除く)

10. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く)

ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp>

11. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

12. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、本プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表致します。

保有個人データ等の開示等のお手続きについて

「個人情報の保護に関する法律」に基づく保有個人データおよび第三者提供記録(「保有個人データ等」)の開示等のお手続きにつきまして、ご説明いたします。内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

1. このご案内の対象

- ・当社が保有している保有個人データ等に係る開示ならびに保有個人データに係る内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止。
- ・当社の保有個人データの利用目的の通知。

2. 開示等のご請求の申出先

(1) 郵送による申出

以下の窓口にて、「3. 開示等のご請求に必要な事項」に掲載している事項を記載した書面を郵送にてご送付のうえ、お申し出ください。

〒102-0074

東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル

楽天損害保険株式会社 お客様相談センター

電 話：0120-115-603

(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝日・年末年始を除く)

(2) 電話による申出

上記(1)の窓口にお電話のうえ、お申し出ください。

オペレーターが、開示等のご請求に必要な事項をお伺いいたします。

※ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料を別途ご提出いただく必要がございますのでご了承ください。

(3) お問い合わせフォームによる申出

当社ホームページ上のお問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に、「3. 開示等のご請求に必要な事項」に掲載している事項を記載のうえ、お申し出ください。

※お問い合わせフォームはこちら。

(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/contact/tabid/233/Default.aspx>)

※お問い合わせの種類は、「ご相談」をご選択ください。

※ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料を別途ご提出いただく必要がございますのでご了承ください。

3. 開示等のご請求に必要な事項

(1) 申出の件名	開示等のご請求に関する申出であることを、書面等の冒頭に記載ください。
(2) ご請求事項	以下の中からご選択ください。 ①保有個人データの利用目的の通知 ②保有個人データの開示 ③保有個人データに係る内容の訂正・追加・削除 ④保有個人データの利用の停止・消去 ⑤保有個人データの第三者への提供の停止 ⑥第三者提供記録の開示
(3) 申請者	①申請者の区分(本人、法定代理人、任意代理人) ②氏名(フリガナを含む。) ③生年月日 ④住所 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス(メールでの回答をご希望の場合のみ) ※お問い合わせフォームの場合、②④⑤⑥は、フォーム上の所定の欄に記載ください。
(4) 開示等のご請求の対象者	①氏名(フリガナを含む。) ②生年月日 ③住所 ④電話番号 ※申請者がご本人の場合は、(4)は「申請者と同じ」と記載ください。
(5) 申請者の本人確認のための事項	【申請者がご本人の場合】 ・ご契約の証券番号 【申請者が代理人の方の場合】 下記4.の資料を、上記2.(1)の窓口にて郵送でご送付ください。

(6) ご請求の理由	【利用目的の通知請求、開示請求、第三者提供記録の開示請求の場合】 ご請求の理由の記載は不要です。 【内容の訂正・追加・削除の請求の場合】 当社の保有する内容が事実と相違することなどを書面等でご説明いただくか、そのことを証明する資料をご提出ください。 【利用の停止・消去、第三者への提供の停止の請求の場合】 利用目的による制限などに違反している事実を書面等でご説明いただくか、そのことを裏づける資料をご提出ください。
(7) 回答方法	開示等のご請求に対する当社からの回答方法について、以下の中からご選択ください。 ①書面による回答書の申請者住所宛への送付 ②電磁的記録の送付(電子メールによる送付等) ※②の方法について、具体的な手段等については、当社において個別に判断させていただきます。

4. 代理人の方による開示等のご請求について

開示等のご請求をされる方が、法定代理人(本人が未成年者又は成年被後見人である場合の親権者又は後見人)または開示等のご請求をすることにつきご本人が委任した代理人である場合は、上記3.の事項に加えて、下記の書類もご提出ください。

代理人の種別	代理人からの開示等 請求に必要な書類	留意事項等
法定代理人の場合 (追加必要書類2点)	代理人の身分を証明する書類 右記書類のいずれか1点	有効期限内のもの(写し) 運転免許証、健康保険証*、パスポート、 年金手帳 発行後3ヶ月以内の原本 印鑑証明書、住民票
	本人と代理人の関係を証明する書類 右記書類のいずれか1点	発行後3ヶ月以内の原本または写し 親権者を確認するための戸籍謄(抄)本 未成年後見人を確認するための戸籍謄(抄)本 成年後見人を確認する登記事項証明書
任意代理人 (追加必要書類3点)	本人の印鑑証明書	発行後3ヶ月以内の原本
	委任状	本人の自署・実印押印のもの
	代理人の身分を証明する書類 右記書類のいずれか1点	有効期限内のもの(写し) 運転免許証、健康保険証*、パスポート、 年金手帳 発行後3ヶ月以内の原本 印鑑証明書、住民票

(注) 開示等の対象となる保有個人データ等が、その方が識別されるものである対象者が、本人となります。

※保険者番号、被保険者記号・番号、2次元コード(記載がある場合)を見えないようにマスキングをしたうえで、ご提出ください。

5. 開示のご請求にかかる手数料及びその支払方法

- 保有個人データ等の開示をご請求される場合には、ご請求の1回ごとに1,000円を手数料としてお支払いいただきます。手数料は、申出後に、当社が指定する銀行口座に申請者の方の名義にてお振込みください。(振込手数料は、申請者の方がご負担ください。)
- 手数料が不足していた場合は、その旨ご連絡いたします。所定の期間内(2週間)にお支払いがない場合は、開示のご請求がなかったものとして、取扱わせていただきますことをご了承ください。
- 保有個人データの利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去又は第三者への提供の停止のご請求の際は、手数料は無料です。

6. 開示等のご請求に対する回答方法

1. ①書面による回答書の申請者住所宛への送付、②電磁的記録の送付のうち、開示等をご請求される方のご希望の方法によって、ご回答させていただきます。なお、②の方法には、電子メールによる送付等が含まれますが、具体的な手段等については、当社において個別に判断させていただきます。
2. ただし、②による開示等に多額の費用を要する場合には、①による開示とさせていただきます。
3. ご回答をお送りするまでに、原則として約2週間かかりますのでご了承ください。
4. ①による場合には、送付した履歴および到着が確認できる方法でご送付させていただきます。

7. 開示等のご請求に関して取得した保有個人データの「利用目的」について

開示等のご請求にともない当社が取得した保有個人データは、開示等のご請求に必要な範囲のみで取扱うものいたします。ご提出いただきました書類等は、開示等のご請求に対する回答が終了した後、2年間保存し、その後廃棄するものいたします。

8. 保有個人データ等の不開示事由について

次のような場合は、保有個人データ等を不開示とさせていただきます。保有個人データの不開示を決定した場合は、その旨の理由を付記してご通知申し上げます。なお、不開示の場合につきましても所定の手数料を徴収させていただきます。

1. 上記3.にて申出いただいた住所・本人確認のための書類に記載されている住所・当社の登録住所が一致しないときなど、本人が確認できない場合
2. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
3. 申出いただいた内容に不備があった場合
4. 開示のご請求の対象が「保有個人データ等」に該当しない場合
5. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
6. 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
7. 法令に違反することになる場合

なお、保有個人データの利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去又は第三者への提供の停止のご請求の場合にも、上記1から4までの事由があるときのほか、法令の規定に基づきご請求に応じられないときがありますのでご了承ください。

7 利益相反管理方針の概要

2009年7月に「利益相反管理方針」を策定し、公表しています。

利益相反管理方針

(平成21年7月21日改定)

楽天損害保険株式会社(以下「当社」といいます。)は健全かつ適切な損害保険業務を行うにあたり、次のとおり利益相反管理方針を定め、これを遵守することによりお客様の利益を不当に害することのないように、利益相反取引の管理に努めてまいります。

1. 利益相反取引

「利益相反取引」とは、(1)当社または当社のグループ会社(以下「当グループ」といいます。)とお客様の間、または(2)当グループのお客様相互間において、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法

対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下のような管理方法により当該お客様を保護します。

- ・ 情報遮断措置の実施
- ・ 取引条件または方法の変更、取引の中止
- ・ 利益相反に係るお客様への開示

4. 利益相反管理体制

当社はリーガル・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括者とし、リーガル・コンプライアンス部を利益相反管理部署とします。

本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施し、その有効性の検証を定期的に行います。

また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

8 反社会的勢力への対応に関する基本方針

反社会的勢力への対応については「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を次のとおり定めています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

(2013年12月4日改定)

当社は、行動指針および法令等遵守に係る基本方針に則り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断および不当要求等に対する拒絶を行い、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適正性及健全性を確保することを目的とし、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めています。

1. 組織としての対応

反社会的勢力への対応について、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役の下、組織として対応し、また、全役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面からの法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当要求が当社の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供などの利益供与は絶対に行いません。

9 CSR(企業の社会的責任)と社会貢献活動

【1】環境保全活動

環境保全活動の一環として、積極的にペーパーレス化を推進しています。

具体的には、インターネット上で保険のご契約が完結する商品の開発、Web約款の導入、社内会議資料の100%電子化などを行っています。

【2】業界の損害保険の普及啓発・理解促進活動

当社は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。主な取り組みは以下のとおりです。

ア 普及啓発・理解促進

国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー(「損害保険リテラシー」)は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

＜「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」＞

金融経済教育研究会(事務局:金融庁)は、保険商品に関する「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として以下を掲げています。

- (1) 自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解
- (2) カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取り組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

① 損害保険の普及啓発・理解促進

(ア) そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール(教材)などを年齢別にまとめています。

(イ) 講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、次のような各種講演会を全国で開催しています。

- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員の方を対象とした各種勉強会
- ・高校生を対象とした講演会
- ・大学生・短期大学生を対象とした講演会

(ウ) 各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材「明るい未来へTRY!～リスクと備え～」を提供しています。本教材は、公益財団法人消費者教育支援センターが実施している「消費者教育教材資料表彰2021」において、動画教材が優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。

イ 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

2021年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。

地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取り組みなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

ウ 自賠責保険の普及・啓発

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスターなどの広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



エ 消費者行政機関等との対話・交流

各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員の方向けに、一般消費者から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよう、勉強会を実施しています。

(参考) 上記のア～エの取組みに対し、業界全体で7億530万円(2022年度予算ベース)を拠出しています。



【3】業界の社会公共活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。主な取組みは以下のとおりです。

ア 交通安全対策

①交通事故防止・被害者への支援

- 自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。
- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転防止事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等



②交通安全啓発活動

(ア) 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

(イ) 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。

(ウ) 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

(エ) 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



(オ) 後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。



イ 防災・自然災害対策

①地域の安全意識の啓発

(ア) 幼児向けの防災教育 カードゲーム 「ぼうさいダック」の 作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。



(イ) 小学生向け安全教育 プログラム 「ぼうさい探検隊」の 普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の推進を図っています。



(ウ) 中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

自然災害によるリスクやその備えを学んでもらうため、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。

②地域の防災力・消防力強化への取組み

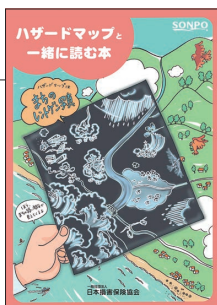
(ア) 軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,503台^(※)となっています。

※1952～2022年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。

(ウ) ハザードマップ等を活用した 自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」のほか、チラシ「水災害への備え、本当に大丈夫ですか?」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



(イ) 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、防火標語および同標語を掲載した防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚）を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

年度	全国統一防火標語
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
2019年度	ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

(エ) 「そんぽ防災Web」での情報・ツール提供

「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ（動画やリーフレットなど）をカテゴリ別に分かりやすく一覧にまとめています。

ウ 犯罪防止対策

①自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

③啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる危険に対処できる知識を学習しておくことが大切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守る行動に繋がられるよう、大人と子どもが一緒に学べる事前学習型の教材(手引き)を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。



②住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・金融庁・警察庁および独立行政法人国民生活センターの協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。

また、より広く消費者の皆様にごこのようなトラブルを認知していただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、インターネット検索サイトに広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

さらに、業者とのトラブル等でお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。



エ 環境問題への取組み

①気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであり、グローバルな対応が求められています。これらに関する損保業界への期待に応え、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、業界内の知見を深めるためのニュースレター配信や勉強会を実施し、脱炭素社会の実現を推進しています。

③環境取組みに関する行動計画

「気候変動対応方針」の策定に伴い、「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」の内容を見直すとともに、「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」の目標等を含めた内容を、新たな計画(「環境取組みに関する行動計画」)として、2022年2月に制定し、環境問題に取り組んでいます。

【環境取組みに関する行動計画の主な項目】

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

②環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO₂排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

④自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



⑤エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。



オ 保険金不正請求防止に向けた取組み

①保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



②保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(*)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。」

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」



③保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



④保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

(参考) 上記のア～オの取組みに対し、業界全体で19億954万円(2022年度予算ベース)を拠出しています。

Ⅲ 当社の主要な業務の内容

当社は、損害保険業として、損害保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、損害保険の再保険事業、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

1 取扱い商品(主なもの)

【1】建物や家財に対する損害を補償する火災保険と地震保険

① ホームアシスト（家庭総合保険）

建物や家財等を対象に幅広い補償内容を備えた住宅向けの火災保険です。

【ホームアシストの特長】

- 1 火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災などの自然災害リスクから盗難や破損・汚損などの日常災害リスクまで、お住まいのリスクを幅広く補償します。
- 2 建物をご契約の場合は、建物罹災時の仮住まい、水道管凍結時の修理、盗難によるカギの交換なども補償します。
- 3 お客様のニーズに合わせて補償内容をお選びいただけます。
- 4 国土交通省のハザードマップに基づいて、お住まいの所在地の水災リスクに応じた保険料でご契約いただけます。
- 5 インターネットでご契約いただいた場合、楽天ポイントが貯まります。(楽天ポイントをお使いいただくこともできます。)
- 6 インターネットでお申込みいただく場合、インターネット割引10%が適用されます。



② リビングアシスト(リビングアシスト総合保険)

家財の補償から日常生活の補償まで幅広い補償内容を備えた賃貸住宅居住者専用の火災保険です。

【リビングアシストの特長】

- 1 火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災などの自然災害リスクから盗難や破損・汚損などの日常災害リスクまで、家財のリスクを幅広く補償します。
- 2 大家さんへの賠償責任や日常生活での賠償責任に対しても補償します。また、国内における賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。
- 3 保険料率は、全都道府県、全構造一律の保険料率で、お客様にわかりやすい火災保険です。



③ 地震保険

地震保険は、火災保険で補償されない地震・噴火・津波による損害（火災、損壊、埋没、流失）に対して保険金をお支払いする保険です。

専用住宅、店舗併用住宅などの居住用の建物およびその収容家財を対象に、ホームアシスト（家庭総合保険）やリビングアシスト(リビングアシスト総合保険)、後記のスーパージャンプ（満期戻火災保険）などにセットでご契約いただけます。

【2】満期返れい金がある火災保険

スーパージャンプ(満期戻火災保険)

安心の補償はもちろん、満期返れい金がある一時払火災保険です。

【スーパージャンプの特長】

- 1 保険期間は5年間、保険料払込方法は一時払の満期返れい金がある火災保険です。
- 2 建物や家財などを対象に、火災、落雷、破裂または爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、水災などの自然災害リスクから盗難や破損・汚損などの日常災害リスクまで、幅広く補償します。
- 3 万が一、全焼してしまっても、損害保険金に加えて、全損時特別費用保険金をお支払いします。
- 4 1回の災害でお支払いする保険金が保険金額の全額に満たない限り、何度でも保険金をお支払いし、満期時には満期返れい金をお支払いします。
- 5 ご契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行うことにより、建物が古くなっても、物価変動があっても、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。



【3】安全なクルマ社会とドライバーのための自動車保険

①ドライブアシスト(個人用自動車保険)

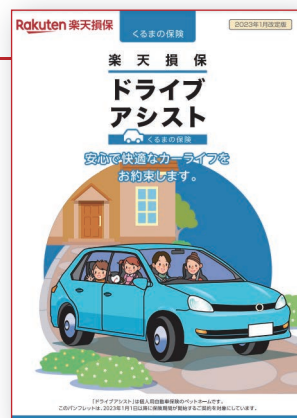
ドライブアシストは、個人のお客様専用のリスク細分型自動車保険です。

自動車を運転される際に必要な対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険を基本補償とし、ご希望に応じて車両保険をセットすることもできます。

また、すべてのご契約でロードアシスタンスをご利用いただけます。

【ドライブアシストの特長】

- 1 前年1年間に走行した距離に応じて保険料を算出します。前年に走行した距離が短いほど、保険料がリーズナブルになります。
 - 2 前契約(注1)が無事故の場合、保険料を5%割引く無事故割引が適用されます。
 - 3 ロードアシスタンス特約(注2)により、レッカーけん引費用等を20万円まで補償します。また、「故障時緊急修理サービス」をご利用いただけます。さらにドライブアシスト限定のサービスとして、「臨時代替交通費用サービス」、「臨時宿泊費用サービス」および「臨時ペット宿泊費用サービス」もご利用いただけます。
 - 4 お車の使用目的(注3)によってリスクを細分化し、お客様に最適な保険料をご提供します。
 - 5 インターネットでお申込みいただく場合、インターネット割引25%が適用されます。
 - 6 インターネットでご契約いただいた場合、楽天ポイントが貯まります。(楽天ポイントをお使いいただくこともできます。)
- (注1) 保険期間が1年以上の契約に限ります。
(注2) 「ロードアシスタンス特約」の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。
(注3) お車の使用目的には「日常・レジャー使用」、「通勤・通学使用」、「業務使用」の3区分があります。



②PAP(総合自動車保険)

PAPは、自動車を運転される際に必要な補償を組み合わせでご契約いただける自動車保険です。ご契約される方(個人・法人)やお車の種類(用途・車種)に関わらずご契約いただけます。

また、すべてのご契約でロードアシスタンスをご利用いただけます。(注1)

【PAPの特長】

- 1 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険および車両保険の4つの補償を組み合わせでご契約いただけます。
 - 2 ロードアシスタンス特約(注2)により、レッカーけん引費用等を20万円まで補償します。また、「故障時緊急修理サービス」をご利用いただけます。
- (注1) 一部のフリート契約ではロードアシスタンスを対象外とすることができます。
(注2) 「ロードアシスタンス特約」の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。

③ 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自賠法により原則としてすべての自動車加入する強制保険です。

対人賠償事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

【4】暮らしに大きな安心とゆとりを補償する保険

① パーソナルアシスト（傷害総合保険）

日本国内・国外を問わず、事故によるケガを幅広く補償する傷害保険です。

【傷害総合保険の特長】

- 1 入院は、日帰り入院から180日まで補償、通院も1日目から補償します。
- 2 傷害事故で介護が必要になった場合は、介護保険金をお支払いします。
- 3 犯罪被害やひき逃げに遭って死亡した場合や重度の後遺障害が生じた場合は、被害事故補償保険金を上乗せしてお支払いします。
- 4 個人賠償責任補償特約をセットすることで、日本国内・国外を問わず、他人にケガをさせた場合や他人の物を壊した場合に負担する法律上の損害賠償責任も補償します。



② サイクルアシスト（傷害総合保険）

「傷害総合保険」のネット完結型自転車向けプランです。

【サイクルアシストの特長】

- 1 インターネットでのお申込みにより、キャッシュレス・ペーパーレスでご契約いただけます。また、楽天ポイントも貯まります。（楽天ポイントをお使いいただくこともできます。）
- 2 自転車事故以外による賠償責任も補償し、日本国内における賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。
- 3 自転車事故以外の交通事故によるケガも補償します。



③ ゴルフアシスト（傷害総合保険）

「傷害総合保険」のネット完結型ゴルファー向けプランです。

【ゴルフアシストの特長】

- 1 インターネットでのお申込みにより、キャッシュレス・ペーパーレスでご契約いただけます。また、楽天ポイントも貯まります。（楽天ポイントをお使いいただくこともできます。）
- 2 ゴルフ練習中のケガや、海外でのプレー中のケガも補償します。
- 3 熱中症や日射病による身体の障害も補償します。



④ トラベルアシスト（海外旅行保険）（国内旅行傷害保険）

ネット完結型の海外旅行保険、国内旅行傷害保険です。

【トラベルアシストの特長】

- 1 インターネットでのお申込みにより、キャッシュレス・ペーパーレスでご契約いただけます。また、楽天ポイントも貯まります。（楽天ポイントをお使いいただくこともできます。）
- 2 ご出発日当日から、ご家族やご友人と一緒にご契約いただくことができます。
- 3 海外旅行保険には、海外でのアクシデントの際にお客様をサポートするサービスがセットされています。



【5】ビジネスの発展を支える保険

①ビジネス総合保険（普通火災保険+ビジネス総合補償特約）

店舗、事務所などに使用される建物とこれらに収容される商品、製品、設備、什（じゅう）器などの動産を対象とする火災保険です。従来の商品では水災事故の際、損害の割合に応じて保険金のお支払い条件が異なっていましたが、この保険では損害額の100%を補償します。また、すべての偶然な事故によるガラス損害や、従来補償していなかった不測かつ突発的な事故による損害も補償します。なお、ご希望により水災危険を対象外とすることもできます。

また、空調設備やエレベーターなどの建物付属設備に生じた電気的事故、機械的事故による損害を補償するなど各種特約をセットしてご契約いただけます。



②店舗総合保険／普通火災保険

店舗や事務所などに使用される建物とこれらに収容される商品、製品、設備、什（じゅう）器などの動産を対象とする火災保険です。普通火災保険は、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災の事故による損害に対して保険金をお支払いします。店舗総合保険は、普通火災保険の補償内容に加えて、水災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備の事故による水濡れ、盗難などの損害に対しても保険金をお支払いする保険です。

③事業者総合賠償責任保険

事業活動に関する様々な賠償責任リスクを補償する保険です。仕事の遂行や所有、使用もしくは管理する施設によって、または、製造もしくは販売した製品などによって、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



④建設工事保険

工事現場で発生する不測かつ突発的な事故によって工事対象物などに損害が生じた場合、その復旧費を補償する保険です。また、第三者に対する法律上の損害賠償責任に対して保険金をお支払いするプランもございます。



⑤テナント総合保険

ショッピングセンターや賃貸ビルなどに入居して営業しているテナントの抱えるリスクを総合的に補償する保険です。商品や什(じゅう)器・備品などの動産に生じた火災や盗難をはじめとした偶然な事故による損害、火災などの事故による休業損失、施設内での事故や販売した商品の欠陥により他人の身体・生命を害し、または財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害、および火災などの事故により借用施設が損壊した場合に貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



⑥労働災害総合保険

政府労災に対する上乗せ保険です。従業員が業務上または通勤途上において被った労働災害について、事業主が法定外の補償をする場合や法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【6】貨物の安全な輸送を守る運送保険

運送保険

日本国内を自動車、鉄道、航空機などによって輸送される貨物が、輸送中の偶然な事故(火災または輸送用具の衝突、脱線など)によって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【7】ペット(犬・猫)の治療費を補償する保険

ペット保険

ペット(犬・猫)が、病気やケガにより動物病院で治療を受けたとき、ご契約プランごとに定められた補償内容によって、治療費の一定割合を保険金としてお支払いします。



2 新商品の開発状況

【1】2022年1月以降の開発状況

実施・販売年月		保険種目	内 容
2022年	1月	自動車保険	個人用自動車保険(ドライブアシスト)改定 AI-OCR活用による自動車保険見積りサービス「\パシャ!つと／楽しく保険見積り」を開始
	4月	自動車保険	個人用自動車保険(ドライブアシスト)改定 1 楽天ポイント進呈率を1%から2%に拡大 2 インターネット契約の保険料支払方法に「楽天カード」による分割払・リボ払を導入
		新種保険	ペット保険の販売を開始 楽天少額短期保険株式会社からすべての個人契約者向けペット保険の保有契約を引き継ぎ、ペット保険「ずっといっしょ[もっと]」の新規販売を開始
	7月	新種保険	ペット保険のペットネーム変更 ペット保険のペットネームを「ずっといっしょ[もっと]」から「スーパーペット保険」に変更
	10月	火災保険	各種火災保険改定 1 保険料率の改定 2 火災保険の保険期間を最長5年間へ変更 3 マンション居住者専用の法律相談サービスを導入(ホームアシスト)
			商品ラインナップの見直し 1 企業総合保険の販売中止 2 長期保険保険料年払特約の販売中止 地震保険改定 1 保険料率の改定 2 長期係数の改定
2023年	1月	自動車保険	各種自動車保険改定 ・無事故割引の新設 ・新車割引の改定 ・保険料水準の見直し ・ノンフリート等級別料率制度の割増引の改定 ・「車対車+A特約 ^(注1) 」の補償範囲の拡大 ・対物免責金額(自己負担額)の引受方法の改定 ・ロードアシスタンス特約 ^(注2) の改定 (注1)自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約と車両危険限定補償特約(A)があわせてセットされたものをいいます。 (注2)ロードアシスタンス特約の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」です。

【2】2020年1月～2021年12月の開発状況

実施・販売年月		保険種目	内 容
2020年	1月	自動車保険	各種自動車保険改定 1 保険料率の改定 2 型式別料率クラス制度の改定 3 個人用自動車保険のペットネームを「ASAP」から「ドライブアシスト」にリニューアル 4 走行距離区分の導入（ドライブアシスト）
	4月	火災保険	各種火災保険改定 1 保険料率の改定 2 長期係数の改定 3 水災リスク区分の導入（ホームアシスト） 4 個人賠償責任補償特約の改定（ホームアシスト）
		傷害保険	傷害総合保険（パーソナルアシスト）改定 1 保険料率の改定 2 入院保険金等の支払対象期間、通院保険金の支払限度日数の改定 3 個人賠償責任補償特約の改定 4 補償コースの改定
2021年	1月	自動車保険	各種自動車保険改定 1 保険料率の改定 2 インターネット割引の見直し（22%→25%） 3 配偶者の定義の改定 4 「電車等運行不能賠償補償」の追加 5 人身傷害条項損害額算定基準の改定 6 人身傷害保険の被保険者の範囲の改定 商品ラインナップの見直し 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約の販売停止
		火災保険	各種火災保険改定 1 保険料率の改定 2 インターネット割引の新設（ホームアシスト） 3 災害時諸費用保険金の支払割合、支払限度額の改定（ホームアシスト） 4 配偶者の定義の改定 5 保険契約の継続に関する特約（年払、分割払）の新設（ホームアシスト） 商品ラインナップの見直し 店舗休業保険の販売中止 リビングアシスト（リビングアシスト総合保険）のインターネットでの販売終了
		新種保険	商品ラインナップの見直し 土木工事保険、組立保険、入札保証保険、履行保証保険の販売中止

3 一般的な損害保険の仕組み

【1】保険制度

私たちの身の回りには、偶発的な事故や災害によって個人生活や企業活動が阻害され、安定した社会生活が脅されるといって危険が常に潜んでいます。さらに、私たちの経済社会が発展すればするほど、その環境変化に応じて新しい多種多様な危険が発生します。

これらの危険や事故による損害から私たちの生活を守るために考えられたのが損害保険制度です。すなわち、同じような危険を感じている人々が多数集まって、あらかじめ所定の金額（保険料）を拠出し、実際に事故が発生し被害を受けた人に対して一定の給付（保険金）を行うことを約束するもので、大数の法則に基づく統計的確率をもとにした経済的救済制度です。

保険会社はこの制度の健全な運営と発展を業とすることによって、個人生活や企業活動の安定に寄与することを目的としています。

【2】保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故によって生ずる損害の補償や人の傷害疾病に基づく一定の給付を行うことを約束し、保険契約者がその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。（保険法第2条）

したがって、損害保険契約は双務・有償契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成交付します。これには保険の対象、補償危険、保険金額、保険期間などが記載されています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

【3】再保険

①再保険の仕組みについて

再保険とは、「保険会社が引き受けた危険の一部または全部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約です。

保険会社は保険契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに充分に備える必要があります。しかし、非常に多数の契約を引き受けることにより、数多くの危険を抱えることになり、特に航空機・大型船舶・石油化学コンビナートなどの巨額な物件や台風・地震などの自然災害による大きな危険も予測しなければなりません。

このために、保険会社は引き受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に移転し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

②再保険についての当社の方針

（ア）再保険を手配する（これを「出再」といいます。）にあたっては、確実に回収できることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しています。

（イ）再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）にあたっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っておりません。

4 約款

【1】約款の位置づけ

保険契約は、すべて約款および特約に基づいて契約され、保険契約申込書に表示された保険種類の約款および特約を承認し、申し込んだ保険契約者は、その内容に拘束されます。

【2】約款に関する情報提供（「ご契約のしおり」、「パンフレット」等の役割）

保険契約の内容についてお客様が十分理解したうえでご契約できるように、主に一般消費者の方がご契約されることが多い商品（満期戻火災、火災、自動車、傷害、地震、自賠責などの各種保険）について、「ご契約のしおり」をご用意しています。

また、各種保険商品については、その保険の内容の主な部分について説明した「パンフレット」のほかに、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」をご用意し、商品の仕組み、補償内容（支払事由、免責事由）、保険料の払込方法および満期返れい金・契約者配当金等の契約概要ならびに告知義務、通知義務、失効、解除、解約および保険会社破綻時の取扱いなどのご注意いただきたい事項についてご理解いただけるよう努めています。

なお、これらの内容のうち主なものは次のとおりです。

① 免責事由

保険金支払いの対象とならない事由です。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しで定められています。

② 告知義務（契約時に、保険契約者または被保険者が、危険に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告げる義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、危険に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたものに対し、事実を告げなければならないという保険法上の義務をいいます。各保険約款では、保険契約申込書の記載事項として保険会社が告知を求めたものについて、事実を正確に告げなければならない旨を定めています。

③ 通知義務（保険契約者または被保険者が、契約後に告知事項の内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）

保険契約締結後、告知事項の内容について変更が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を保険会社に通知しなければならない義務をいいます。例えば、火災保険の約款では、建物の構造もしくは用途の変更または家財等の移転などの事実が発生した場合に通知が必要である旨を定めています。

④ 積立型保険における価格変動リスク

積立型保険において、満期返れい金の額が確定している場合、価格変動リスクは生じません。なお、契約者配当金については、剰余が生じた場合に支払われるものであり、その金額もあらかじめ確定しているものではありません。

⑤ 損害保険契約者保護機構

保険会社の経営が破たんした場合に、破たん保険会社の保険契約者を保護するため、保険業法に基づいて設立された組織です。日本国内において損害保険業を営む免許を受けた全保険会社が加入しています。

保険契約者が個人・小規模法人^(注1)・マンション管理組合^(注2)である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象になります。保険金・解約返れい金・満期返れい金などの補償割合は保険種類によって異なります。（次ページの表を参照）

●補償割合は保険契約毎に異なります。

		保険金支払い	解約返れい金・満期返れい金など
損害保険（下記以外）	自賠責保険、家計地震保険 ★	補償割合 100%	
	自動車保険 ★	破綻後3ヶ月間は 保険金を全額支払 (補償割合100%) 3ヶ月経過後は 補償割合80%	補償割合 80%
	火災保険		
	その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、 海上保険、運送保険、信用保険、 労働者災害補償責任保険、 ペット保険 など		
疾病・傷害に関する保険	短期傷害 ^(注3) 特定海旅 ^(注4) ★	補償割合 90% ^(注6)	補償割合 90% ^(注6)
	年金払型積立傷害保険 ^(注5) ★ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		
	その他の疾病・傷害保険 ★ 上記以外の傷害保険、所得補償保険、 医療・介護（費用）保険 など		補償割合 90% ^(注6) 積立型保険の場合、積立部分は 80%となります。

〔注1〕「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員または常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない会社または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含みます。）をいいます。

①日本法人

②その日本における営業所または事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

〔注2〕「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

〔注3・4・5〕「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られるなど、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

〔注6〕「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（2006年4月時点では3%）を常に超えていた保険契約をいいます。（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります。）

【追加引下げ後の補償割合の例】

〔計算式〕 $90\% - (\text{予定利率} - \text{基準利率}) \times 5\text{年分} \times 1/2$ で求められた値となります。

〔計算例〕予定利率5%、基準利率3%の場合… $90\% - (5\% - 3\%) \times 5\text{年分} \times 1/2 = \text{補償割合}85\%$ （弁済率が下限です。）

※1 ★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

※2 保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うことになります。

※3 「火災保険」および「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人など」といいます。）以外の者であっても、その被保険者である個人などがその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

※4 破綻保険会社の財産状況により上記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

※5 いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引き受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ（<http://www.sonpohogo.or.jp/>）をご覧ください。

5 保険料

【1】保険料の収受・返還

保険料は、原則として保険契約締結と同時にその全額を領収しますが、保険商品によっては分割払などをご利用いただくことができます。

保険期間の途中で契約が失効したり解除された場合には、規定にしたがって保険料の一部を返還しますが、すでに保険金をお支払いする事故が発生しているときなど、返還できない場合もあります。

積立型保険では、保険契約の満期時に満期返れい金および契約者配当金（運用利回りが予定利率を超えた場合のみ）をお支払いします。

【2】保険料率

お支払いいただく保険料の算出に用いる保険料率は、当社が金融庁から認可取得したものまたは金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合をいい、純保険料率（将来の保険金の支払に充当する部分）と付加保険料率（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充当する部分）で構成されています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については純保険料率および付加保険料率を基準料率として、損害保険料率算出機構がそれぞれ会員保険会社に提供しています。

6 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス

【1】保険金のお支払いについて

万一事故が起きた場合に、的確な事故対応のアドバイスを行い、ご契約者に保険金をスピーディーにお支払いすることが当社の使命であると考え、全国に7カ所の拠点を設置し、きめ細かな事故対応サービスに努めています。

保険金のお支払いの仕組み

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、概ね次のようになっています。

①ご契約内容の確認

ご契約者、代理店から事故のご連絡を受けますと、保険契約が保険金支払いの対象となる有効なものであるかどうかを確認します。

②支払い責任の調査

サービスセンターは、必要に応じ事故現場や罹災現場、警察署などへ赴き、また、事故当事者から詳細な事故状況の聴取を行うなどして正確な事故原因の把握に努め、保険金支払いの対象となる事故かどうか、ご契約者側の賠償責任の有無や責任割合についての調査を行います。

③損害額、保険金の算出

被害物件、事故車両の立会調査、修理見積書、診断書、診療報酬明細書などの書類により適正な損害額を算出し、関係当事者（ご契約者、被害者、修理業者、病院など）と打ち合わせを行い保険金の支払い額を決定します。

④保険金のお支払い

あらかじめご提出いただいた保険金請求書類に不備がないかどうかを確認し、上記③で決定した保険金をすみやかにお支払いします。なお、支払漏れ防止の観点から、お支払いの対象外（免責）と判断させていただいた案件については、当社内に設置しております「保険金等支払管理部会」において審査を行っております。また、当社が保険金のお支払い対象外と判断し、お客様がその判断にご納得いただけない場合には、社外の弁護士等で構成される「保険金支払審査会」で審議を行う体制も整えております。

事故発生からお支払いまで

事故の
ご連絡

①ご契約内容の
確認

②支払い責任の
調査

③損害額、
保険金の算出

④保険金の
お支払い

【2】事故にかかわるご相談について

時を選ばず発生する事故に対応するため、「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」では、フリーダイヤルで、24時間365日全国各地のお客様からの事故に関するご連絡・ご相談をお受けしています。

また、サービスセンターの専門スタッフが皆様の不安を解消し信頼にお応えできるよう、誠意ある対応を行い、丁寧で迅速な事故解決に努めています。人身事故等で相手の方との交渉が難航し法律上の知識が必要な場合は、顧問弁護士に相談し解決を図ります。

事故のご連絡は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」へ

0120-120-555

* ペット保険をご契約頂いているお客様からの保険金ご請求に関する問い合わせは、「楽天保険の総合窓口」にて受け付けています。お客様の各種相談に的確に対応すべく、日々の業務に精通したオペレーターを配置しております。

ペット保険のご連絡は

「楽天保険の総合窓口」へ

0120-939-851

【受付時間】9:00～18:00（年末年始を除く）

【3】各種サービス

①24時間・365日事故の受付と事故相談サービス

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」で、事故の受付とご相談をお受けしています。土日・祝日・夜間を問わず、事故受付後すみやかにレンタカーの手配や、病院・修理工場への連絡等、初期対応を実施しています。また、事故現場から事故報告があった場合、お客様に代わって相手方へ電話し、今後の事故対応について説明します。

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル 0120-120-555

受付時間：24時間365日
○携帯電話からもご利用できます。

当社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からでも自動車事故や火災事故、傷害事故の事故受付をしています。(24時間365日受付)

②お客様相談サービス

「お客様相談センター」を設置し、保険商品のご案内や、ご契約変更の受け付けなどお客様からのお問い合わせやご相談にスタッフが直接お応えしています。

また、ご相談・ご要望をいただいた際は、関連部門と連携を密にし、当社担当者に必要な指示をして、お客様のご要望にお応えできる体制をとっています。

お客様相談センター 0120-115-603

受付時間：平日 午前9時～午後5時
○年末年始は除きます。 ○携帯電話からもご利用できます。
○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

当社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からでもお客様からのお問い合わせやご相談を受け付けています。(24時間・365日受付)

当社ホームページ「お問い合わせ窓口」内にある「その他のお問い合わせ」にご連絡フォームがございます。

■ 2022年度お客様相談センターの受付状況

自動車保険	火災保険	積立型保険	その他	合計
77,997件	62,138件	1,359件	6,500件	147,994件

なお、ペット保険を含む当社で受付した苦情2,898件の内訳は以下のとおりです。

(単位:件)

年度 項目	2022年 4～6月 第1四半期	2022年 7～9月 第2四半期	2022年 10～12月 第3四半期	2023年 1～3月 第4四半期	2022年度 合計	2021年度
契約・募集	255	295	258	266	1,074	818
契約の管理	250	246	371	388	1,255	1,626
保険金支払	128	137	132	115	512	247
個人情報	0	0	5	2	7	4
その他	19	18	7	6	50	109
合計	652	696	773	777	2,898	2,804

③ご契約者サービス

ご契約の種類によりお車に関する情報提供やお車のトラブルに対応するサービス、生活トラブル緊急対応サービスなど、ご契約いただいているお客様へ以下のサービスをご用意しています。

- ※1 ご契約者サービスは、2023年7月1日現在販売している保険商品に対し、当社がご提供させていただいているものを記載しています。今後、ご契約の保険期間中であっても、当社の都合によりご契約者サービスの追加・変更・廃止をさせていただく場合もございます。あらかじめご了承ください。
- ※2 各サービスは、当社提携業者が実施しています。
- ※3 取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用します。

A.カーライフサービス

すべての自動車保険のご契約が対象となります。

- 緊急時の24時間営業ガソリンスタンド・宿泊施設のご案内
- 緊急時のタクシー・レンタカー・整備工場のご案内
- 代替交通手段のご案内

※ご利用料金は、ご利用者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

0120-120-555 (受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

B.ロードアシスタンス

■ ロードアシスタンスの適用条件および内容

保 険 種 類	ノンフリート・フリート区分	条件	搬送・引取費用	故障時緊急修理サービス
ASAP ドライブアシスト	ノンフリート	ロードアシスタンス特約 (自動セット)	1事案につき 20万円まで補償	○ (対象)
PAP	ノンフリート	ロードアシスタンス特約 (自動セット)	1事案につき 20万円まで補償	○ (対象)
	フリート	ロードアシスタンス特約 セットあり	1事案につき 20万円まで補償	○ (対象)
		ロードアシスタンス特約 セットなし ^(注1)	× (対象外)	× (対象外)

(注1)一部のフリート契約については、セットせずに契約することも可能です。

(用語説明)

・ASAPおよびドライブアシストとは、個人用自動車保険をいいます。

・PAPとは、総合自動車保険をいいます。

- ロードアシスタンス特約 (すべてのご契約が対象となります。ただし、一部のフリート契約は対象外とすることができます。)



ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注2)となった場合に、事故・故障現場から修理工場への搬送(レッカーけん引)費用、落輪時のクレーン作業費用、修理完了後のお車の引取費用を1事案につき20万円を限度に補償します。^(注3)

(注2)自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

(注3)2023年1月以降保険始期のお客様は、原則、弊社の指定する搬送・引取業者が行った作業により生じた搬送・引取費用が補償対象です。

※ロードアシスタンス特約の正式名称は「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」といいます。

●故障時緊急修理サービス（ロードアシスタンス特約をセットしたご契約が対象となります。）

ご契約のお車が故障やトラブルの場合、修理業者を手配し、現場にて30分程度の応急修理軽作業を無料で行います。

＜対象となる無料サービス＞ ※オイル代、セキュリティ装置付車両の鍵開け代、部品代等は、ご利用者のご負担となります。



- ①キーの閉じ込み時・紛失時の鍵開け
(現場で鍵開けできる場合に限り。また二輪自動車・原動機付自転車はサービスの対象外となります。)



- ⑤冷却水補給



- ②バッテリーあがり時のジャンピング
(ケーブルをつないでスタートさせることをいいます)



- ⑥その他現場で対応できる軽作業



- ③パンク時のスペアタイヤ交換
(チェーン脱着は対象外となります。また、二輪自動車・原動機付自転車はサービスの対象外となります。)



- ⑦ロープ使用程度による落輪引上げ作業
(1m以内)



- ④各種オイル漏れ時の補充



- ⑧燃料切れとなった場合に、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料で現場にお届け^(注4)
(自宅駐車場および同等と判断できる場所での燃料切れはサービスの対象外となります。)

(注4) 電気自動車の電池切れの場合は、レッカーサービスを適用します。

(ご注意)

- ・②と⑧については、1保険年度につき1回に限り。 (*ただし、⑧につきまして2020年1月1日以降インターネット以外でドライブアシストをご契約の場合は1保険年度につき2回になります。)
- ・ロードアシスタンスの詳細は、「ご契約のしおり」の「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」および当社ホームページ (<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>) に掲載の「ロードアシスタンス規定」をご確認ください。

0120-120-555 (受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。

事前にご連絡がない場合、費用の全部または一部がお客様の自己負担となることがありますのでご注意ください。

●各種サービス

ASAP・ドライブアシストをご契約されているお客様に、以下のサービスをご用意しています。



①臨時代替交通費用サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注5)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合、帰宅のため、または目的地までの代替交通費用を1事案1名につき2万円(*ただし、保険始期が2020年1月1日以降のインターネット以外でご契約の場合は1事案1名につき4万円)を限度にお支払します。
・ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラス等の通常の交通費を超過した金額は交通費に含まれません。
・タクシー、レンタカーを利用する場合は、1台につき2万円を限度とします。なお、同方向の経路の場合は相乗りとなります。
・費用はお客様にお立て替えいただき、後日精算いたします。



②臨時宿泊費用サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注5)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で帰宅手段がないときは、その日の宿泊費用を1事案1名につき1万円(*ただし、保険始期が2020年1月1日以降のインターネット以外でご契約の場合は1事案1名につき2万円)を限度にお支払します。
・旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となりません。
・費用はお客様にお立て替えいただき、後日精算いたします。



③臨時ペット宿泊費用サービス

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能^(注5)となった場合またはご契約のお車が盗難された場合で、ご契約のお車に搭乗中の方が臨時宿泊費用サービスをご利用になるときに、ご契約のお車に搭乗中のペットのペットホテル宿泊費用を1事案につき1万円(*ただし、保険始期が2020年1月1日以降のインターネット以外でご契約の場合は1事案につき2万円)を限度にお支払します。
・ペットの範囲は、ご利用者の家庭において、愛玩動物または伴侶動物として飼養している犬または猫とします。
・旅行などで以前から宿泊を予約していた場合等は対象となりません。
・費用はお客様にお立て替えいただき、後日精算いたします。

(注5) 自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

0120-120-555 (受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。

事前にご連絡がない場合、費用の全部または一部がお客様の自己負担となることがありますのでご注意ください。

C. 緊急サポートサービス

リビングアシスト(リビングアシスト総合保険)のご契約が対象です。

1100-080-3064 (受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

水廻り・カギ・ガラス・エアコン・給湯器のトラブルにかかわる応急処置に対応いたします。30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。(保険期間中3回までとなります。)なお、部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※一部対象外の契約もあります。

D. ハウスアシスタンスサービス

ホームアシスト(家庭総合保険)およびスーパージャンプ(満期戻火災保険)のご契約が対象です。

0120-120-555 (受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

○以下のご契約のお客様

保険種目	保険期間
ホームアシスト(家庭総合保険)	2017年10月1日以降保険始期のご契約のお客様
スーパージャンプ(満期戻火災保険)	2017年4月1日以降保険始期のご契約のお客様

水廻り・カギ・ガラス・エアコン・給湯器のトラブルにかかわる応急処置に対応いたします。

30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。

※部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となります。

※インターネットでお申込みいただいたホームアシストのご契約の場合、本サービスのご利用は1保険年度につき各サービスごとに2回に限ります。あらかじめご了承ください。(ご契約期間の初日が2021年1月1日以降の契約の内容になります。)

○以下のご契約のお客様

保険種目	保険期間
ホームアシスト(家庭総合保険)	2017年9月30日以前保険始期のご契約のお客様
スーパージャンプ(満期戻総合保険)	2017年3月31日以前保険始期のご契約のお客様
住宅火災保険 住宅総合保険	すべてのお客様

【水廻り・カギ・ガラスの生活トラブル緊急対応サービス】

ご連絡いただければ早急にお客様のもとへお伺いし、修理、部品交換、カギ開錠などに対応いたします。

(例) 蛇口水漏れ、トイレのタンク故障、排水・下水のつまり、ガラスの販売・取付、ドア・シャッター・倉庫・トイレ・ロッカー・物置などのカギ紛失時の開錠 など

※対象となるのは保険期間内に保険の対象の所在地で発生したトラブルです。

※費用(出張代、作業代、部品代、ガラス代、キャンセル費用等)はお客様のご負担となります。

E. 法律相談サービス

2022年10月1日以降保険始期契約用

マンションにお住まいの方専用! 楽天損保法律相談サービス

マンション住民間のトラブル等を弁護士に相談可能。30分の無料相談付!

0120-005-541 (受付時間:平日9:00~17:00 携帯電話からもご利用いただけます。)

たとえばこんな時に!

- ・子供同士の喧嘩で相手に怪我を負わせてしまった
- ・マンションの駐車場でペットが車に傷を付けてしまった
- ・隣人からのいやがらせ

※サービスのご利用は、事前に楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにお電話いただくことが条件となります。

※法律相談サービスの範囲は電話による相談のみとなります。

※法律相談は委託先の弁護士が承ります。相談結果について当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承下さい。

※法律相談のご相談内容によっては、利益相反、その他の理由により、弁護士が受任できない場合があります。

※サービスの内容は、予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承下さい。

F. あんしん事故現場かけつけサービス

ASAP・ドライブアシスト(個人用自動車保険)をご契約されているお客様向けサービスとして、当社は総合警備保障株式会社(以下、ALSOK)と提携し、ALSOK隊員が事故現場に無料でかけつけるサービス「あんしん事故現場かけつけサービス」を2019年4月1日事故受付分より開始しています。

※ただし、お車の故障やトラブルによるロードアシスタンスのみ利用の場合は除きます。

※ALSOK隊員は示談交渉を行うことはできません。示談交渉については楽天損保にて行います。

【ALSOK隊員が事故現場で行うサポート】

①事故現場の安全確保

二次災害防止のため、三角表示板や発煙筒の設置作業をサポートします。

※三角表示板や発煙筒は、お客様の所持品を使用させていただきます。

②事故状況の確認

お客様に事故の状況をお伺いします。

③事故現場の記録

車両や事故現場の写真撮影を行います。

④ロードアシスタンスの出動要請

ご契約のお車が、自力走行不能^(注)となった場合に出動要請を行います。

(注)自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

※ロードアシスタンスの詳細は、「ご契約のしおり」の「車両緊急時搬送・引取費用補償特約」および当社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)に記載の「ロードアシスタンス規定」をご確認ください。

0120-120-555(受付時間:24時間・365日 携帯電話からもご利用いただけます。)

ご利用にあたっては、必ず事前に「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」までご連絡をお願いします。

G. 獣医師相談サービス

「スーパーペット保険」および「ずっといっしょ(もっと)保険」のご契約が対象です。

ペットに関するお悩みを無料で獣医師に相談できる安心のサービスです。

ご利用にあたっては、**マイページをご確認ください。**

マイページURL:<https://www.rakuten-ssi.co.jp/application/mypage/index>

④お客様に「ご契約のお知らせ」の配付

ご契約内容に変更の必要がないかをご確認いただくため、年1回、長期契約をご契約の個人のお客様に「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。(一部商品を除きます。)

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）0570-022808

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

※電話リレーサービス、IP電話からは以下の直通電話へおかけください。

名称	直通電話	名称	直通電話
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）のお支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。

同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<https://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

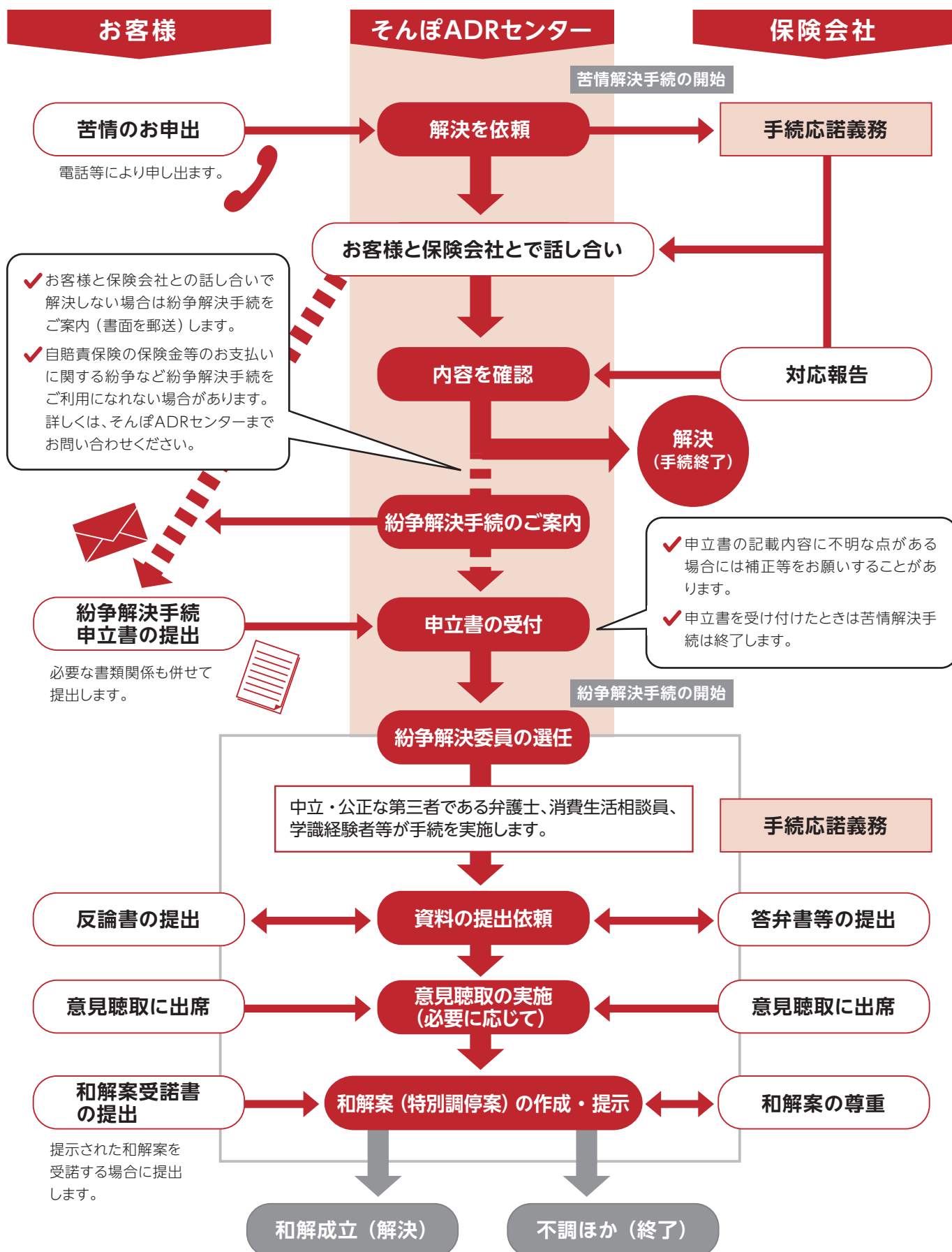
公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヶ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<https://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



7 保険募集について

【1】契約締結のしくみ

①加入の申込み

損害保険の募集を行うことができる者は、保険業法により次の者と定められています。

- ・損害保険会社の役員および使用人
- ・財務局等への登録を受けた損害保険代理店およびその役員、使用人
- ・財務局等への登録を受けた保険仲立人およびその役員、使用人

当社の損害保険の大部分は、当社と損害保険代理店委託契約を結び、財務局等への登録を受けた損害保険代理店によって取扱われています。

損害保険代理店は契約募集にあたって、あらかじめ「代理店の商号、名称または氏名」を名乗り、楽天損保の代理店であることを明らかにした上で保険会社を代理してお客様との間で損害保険契約の加入申込みを受け、契約を締結します。したがって、当社代理店とご締結いただいて有効に成立した契約につきましては、当社と直接ご契約されたものとなります。

②ご契約手続きについて

当社社員または代理店は、お客様への保険商品の勧誘にあたって、金融サービス提供法に基づく「勧誘方針」により、各種法令等を遵守し適正な保険販売を心がけるとともに、募集人の権限等を明確にした上で、保険商品の内容をお客様に正しくご理解いただけるようお客様のご意向を把握し、パンフレット等を活用してご提案する商品の説明を行います。

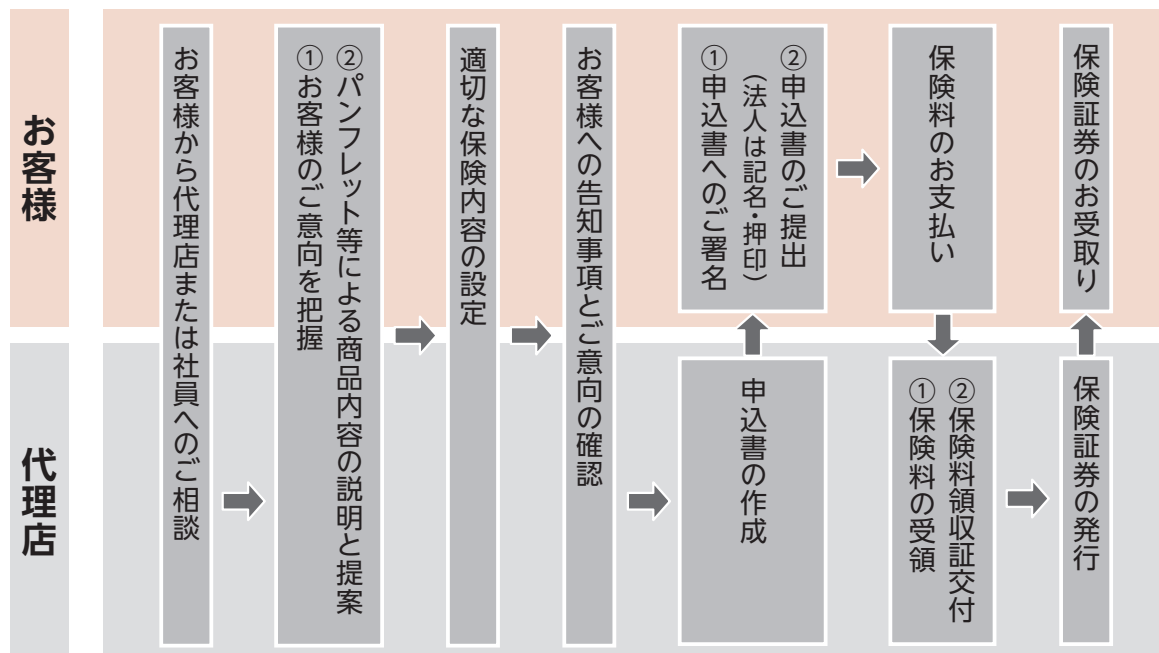
ご加入はお客様のご判断でお決めいただき、その際に「契約概要」と「注意喚起情報」の書面をお渡しして重要事項をご説明します。この書面は、お客様に知っていただくべき特に重要な事項が記載されているものですので、必ずお読みいただくよう口頭で説明します。

その後、ご契約の締結前には確認用のチェックシートなどを利用して、告知に関する事項およびお申込み内容がこれまでに把握したご意向に沿っているかをご確認していただきます。なお、医療系の商品の場合は被保険者と面談して告知の重要性を説明し、ご本人から告知をいただきます。

お客様に重要事項説明書（兼クーリングオフ説明書）の受領および個人情報の取扱いに同意を得て申込書にご契約申込みのご署名（法人の場合には記名、押印）をいただき、お客様の保険料のお支払いと引換えに、原則として当社所定の保険料領収証を発行します。後日、保険証券が届きましたら、ご契約内容をお確かめいただきます。

万一、記載内容が事実と相違している場合や1ヶ月経過後も保険証券が届かない場合は、当社お客様相談センターまたは取扱代理店へご連絡ください。

ご契約手続きの主な流れ



③クーリングオフ制度

「クーリングオフ制度」とは、契約者保護の観点から保険契約を締結した後であっても、一定の期間内であれば、契約者より当社宛に書面の郵送または電磁的記録にて通知することにより契約申込みの撤回または契約解除を行うことができる制度です。

保険契約の場合、「クーリングオフ制度」が適用されるのは、ご契約をお申し込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明書を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内で、ご契約者が個人、かつ、保険期間が1年を超える長期保険契約など、一定の条件を備えた保険契約が対象となります。（営業または事業のための保険契約、法人が締結した保険契約、自賠責保険などにはこの制度は適用されません。）

【2】 契約内容の確認に関する取組みの概要

保険業法には、お客様ニーズの把握から保険契約の締結に至る募集行為での、きめ細やかな対応の実現に向けた積極的なお客様への対応として、「意向把握義務」および「情報提供義務」が定められています。

そのため、保険契約を締結する前に、お客様の抱えるリスクや、それを踏まえた保険のニーズを的確に把握した上で、ニーズに沿った適切な保険商品を提案し、「保険契約申込書内のご確認欄」または「ご契約確認シート」を使用して、お客様が申込みを行おうとする保険商品がご意向に合致しているか確認を行っています。

【3】 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約書」に基づき、保険会社に代わって、契約者と保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的業務としています。なお、一部代理店においては保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、当社公式ウェブサイトへの誘導などによる募集を基本的業務としており、保険契約の締結、保険料の領収等の権限がありません。

最も重要な仕事は、多様化するご契約者のニーズに的確に対応して充実した保険サービスを提供し、あらゆる危険からご契約者を守ることにあります。

当社では的確なお客様対応ができる代理店体制づくり、教育に力を入れており、代理店の質の向上、代理店網の拡充を積極的に推進しています。代理店の主な業務は次のとおりです。

- ◆保険相談（コンサルタントの役割）
- ◆保険契約の勧誘（商品設計）、重要事項の説明、お客様のご意向確認、告知の受領、契約の締結
- ◆保険料の算出、申込書の受付、保険会社への契約報告
- ◆保険料の領収、領収証の発行・交付
- ◆保険料の保管、保険会社への精算
- ◆保険契約の維持、管理（保険契約内容の異動および解約の手続きを含む）
- ◆契約者からの事故通知の受付、保険会社への報告（保険金請求のための書類の取付）
- ◆その他の保険募集に必要な事項で保険会社が特に指示した業務

また、代理店の体制について、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定、適切な教育・管理・指導、自己点検等の監査、改善に向けた態勢整備を構築するよう指導し、保険募集業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

【4】代理店登録と代理店制度(区分、資格)

①代理店の登録・届出

損害保険の募集を行うためには、財務局等に「損害保険代理店」として登録を受けるか、登録を受けた代理店において「保険募集に従事する役員・使用人」として届出することが義務づけられています。(保険業法 第276条、第302条)

※登録を受けた損害保険代理店またはその役員もしくは使用人を「損害保険募集人」といいます。

②代理店の運営要件等

保険業法、関係法令などによる損害保険会社の代理店に対する教育義務に基づき、代理店の質の向上を図り、お客様の利益を保護するため、当社が代理店への運営要件等を設け、指導・管理を行っています。

③募集に要する資格

お客様のご契約をお引受するには、以下の必須資格を取得(更新)する必要があります。また、適切な保険募集に資するため、その他の上位資格が設けられ、募集能力の向上を図っています。

ア 必須資格

損害保険募集人は所定の資格を取得する必要があります。資格を取得するには試験に合格することが必要です。

- a 損害保険募集人一般基礎単位
- b 損害保険募集人一般商品単位

イ その他上位資格

- a 損害保険大学課程 専門コース
- b 損害保険大学課程 コンサルティングコース

※損害保険大学課程は、損害保険募集人一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、2012年7月より導入されました。

【5】代理店教育

当社は、代理店が保険商品に関する知識を確実に身につけ、お客様のニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう、様々な教育を実施しています。

- ①資格取得のための講習
- ②業務能力、商品知識の向上を目的とした研修
- ③当社所定の研修等の教育

【6】代理店数

2023年3月末現在の当社代理店数は専属代理店281店、自社代理申請代理店1,698店、他社代理申請代理店1,179店、合計3,158店で、今後も健全かつ適切な代理店育成を促進します。

代理店数の推移

年 度	年度末代理店数	専属代理店	自社代理申請代理店	他社代理申請代理店
2022年度	3,158	281	1,698	1,179
2021年度	2,843	294	1,351	1,198
2020年度	2,513	1,004	326	1,183
2019年度	1,668	296	214	1,158
2018年度	1,687	346	235	1,106

※専属代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社1社と代理店委託契約を締結している代理店

自社代理申請代理店：当社が代理店登録申請手続きを行い、当社以外の他社とも代理店委託契約を締結している代理店

他社代理申請代理店：他社が代理店登録申請手続きを行い、当社とも代理店委託契約を締結している代理店

【7】代理店研修生制度

将来の当社専属プロ代理店を養成するため、一定期間研修社員として採用し、代理店を経営するために必要な商品知識、販売技術、経営管理手法などを習得する制度です。

Ⅳ 損害保険用語の解説（50音順）

ア行

意向確認

保険契約者のニーズに合致した保険商品販売の体制強化のための取り組みです。保険契約募集時には各種の募集文書を用いて多岐にわたる商品説明や重要事項説明等を行い、保険契約者が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項を、再度ご確認くださいための取り組みのことです。

意向確認書面

購入しようとする保険商品が保険契約者のニーズに合致しているかを確認する書面のことです。

異常危険準備金

大きな災害など巨額な支払いに備えて、毎決算期に地震・自賠責を除くすべての保険種類ごとに収入保険料の一定割合を責任準備金の一つとして積み立てるものです。

カ行

価格変動準備金

保険業法第115条で規定されている準備金で、株式などの資産の価格変動による損失に備えるため、その残高の一定割合を決算期末に積み立てます。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などがあげられます。

クーリングオフ

「契約の取り消し請求権」のことです。損害保険の場合、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内に保険会社へ書面の郵送または電磁的記録にて通知すれば、保険契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。ただし、営業または事業のための契約等、対象外となる場合もあります。

契約者貸付

積立保険にご加入の場合に、保険契約を解約せずに保険契約者の皆様に一定の限度額内で一時的に資金を融資する制度です。

契約者配当金

積立保険の積立保険料を満期時まで運用し、その成果が予定利率を上回り、剰余が生じた場合に、満期返れい金とあわせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。従って、その配当金の金額はあらかじめ確定されているものではありません。

告知義務

保険を契約する際に、保険契約者または被保険者は保険会社に対し告知事項について事実を正確に申し出る義務、あるいは不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

ご契約のしおり

保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続を行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。ご契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続きなどが記載されています。

サ行

再調達価額

時価に対する言葉で、保険契約の対象である物（保険をつけた物）と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険

保険会社が、その引き受けた保険契約上の責任の全部または一部を危険分散などのために他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価（額）

同様の物を新たに建築または購入するのに必要な金額（再調達価額）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、営業費および一般管理費、諸手数料および集金費を総称していいます。

自己負担額

一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。自己負担額を超える損害については、自己負担額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。免責金額ともいいます。

地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および地方税法上、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の保険契約者（保険料負担者）の所得から差し引かれる制度で、2007年1月より創設されました。なお、これに伴い火災保険等の既存の損害保険料控除制度は、一部の経過措置を除き、廃止されました。

質権設定

保険金請求権の質入れのことを略して「質権設定」といいます。火災保険において多く行われており、保険の対象（例えば、火災保険における建物）の上に担保をもつ者（例えば、抵当権者）の債権保全の手段の一つです。

指定紛争解決機関

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

重要事項

保険契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要な事項をいい、保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報のことです。

正味収入保険料

一般の会社の売上げ金額に相当するもので、お客様からいただいた保険料に、再保険に要した保険料を加減し、積立保険の積立部分の保険料を控除したものです。

責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金をいいます。

これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と、大火や航空機の墜落など異常な大災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）の満期返れい金、契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害てん補

保険事故によって被保険者に生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が破綻した場合、保険契約者の保護を破綻保険会社に代わって引受ける制度です。1996年に創設された「保険契約者保護基金制度」をさらに一歩進めたもので、1998年12月1日に発足。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

損害保険大学課程

「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指すために創設された制度です。専門知識を習得するための「専門コース」と、専門コースの認定取得者が、実践的な知識・業務スキルを習得するための「コンサルティングコース」の2種類の学習コースがあります。

損害保険募集人一般試験

保険会社から委託を受けた代理店およびその役員・使用人の方が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明を行えるよう、2011年10月から「損害保険募集人試験」と「商品専門試験（研修含む）」の2つの試験が統合し、新たに「損害保険募集人一般試験」として実施しております。これから代理店登録または募集人届出をされる方、既に代理店登録または募集人届出をしている方を対象に実施する試験です。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、設立された「自動車保険料率算定会」と「損害料率算定会」が、契約者および会員などに対して、より質の高いサービスをより低コストで提供できる体制を実施するために、2002年7月1日に組織統合し、「損害保険料率算出機構」として発足しました。業務としては（1）火災、傷害、自動車、介護費用の各保険の参考純率の算出と提供、（2）自賠責保険と地震保険の基準料率の算出と公告、（3）自賠責保険（共済含む）に係る損害調査、（4）政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託等があげられます。

損害率

損害保険会社が受領した保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したもので保険会社の収益性がわかります。

タ行

第三分野

第三分野とは、生命保険固有の分野と損害保険固有の分野の、いずれにも属さないその中間に位置する傷害・疾病・介護に関する保険商品の分野をいいます。

大数の法則

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を極めて多くすれば、6分の1に近づきます。このように、個々に見れば偶然な事柄でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

超過保険・一部保険

保険金額（契約金額）が、保険の対象である物の実際の価値（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいます。また、保険金額が保険価額を下回る保険のことを一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。（後段部分については「比例配分による保険金支払い」の項をご参照ください。）

重複保険

一つの保険の対象物（同一の被保険利益に限る）について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。例えば、火災保険約款では建物の種類・性能、用法、面積の変更や家財等を他の場所に移転するなどの事実が発生した場合には、通知するように定めています。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険

火災保険、傷害保険等の補償機能に加え、満期時に満期返れい金が支払われる長期の保険です。

特約

普通保険約款の規定に追加、補充、変更等をする約款のことをいいます。

八行

被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物（例えば建物）に偶然な事故が発生することにより、ある人（例えば建物の所有者）が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係（この例では所有者利益）を被保険利益といいます。損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益の存在が前提となります。

比例配分による保険金支払い

損害が発生したとき、保険金額（保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う金額の最高限度額）が保険価額（保険の対象としたものの評価額）を下回っている場合には、その不足している割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。例えば、5,000万円をかけて新築した建物に4,000万円の保険をかけましたが、火災が起こり、1,000万円の損害を受けました。

この場合に支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}^*} \\ = 1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円} = 800万円 \text{ になります。}$$

※店舗総合保険、ビジネス総合保険の場合は、保険価額×80%で計算します。

従って、支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円 \times 0.8} = 1,000万円 \text{ になります。}$$

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務付けられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）があります。

保険価額

保険の対象である物の実際の価値で、通常は時価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）をいいますが、保険種目によっては、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準として保険価額を評価することもあります。

保険期間

保険の契約期間で、保険会社が責任を負う期間のことです。その期間中に保険事故が発生した場合に保険会社は保険金を支払います。ただし、一般的には、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額で、保険契約に際して保険会社と保険契約者との間で定めた金額をいいます。

保険契約者

保険会社に保険の申し込みをする人のことです。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づき保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則によって決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金および支払準備金があります。

保険契約の解除

法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。なお、重大事由による解除の場合、重大事由が生じた時から解除された時まで発生した保険事故について、保険金は支払われません。

保険契約の失効

すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故（戦争、暴動など）によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が署名または記名・捺印し、保険会社に提出する所定の書類のことです。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険申込書を用意しています。

保険事故

保険契約により、保険会社は偶然な一定の事故によって生じた損害に対して保険金を支払うことを保険契約者に約束しますが、この保険金支払いを約定している事故を保険事故といいます。具体的には火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する文書です。

保険の目的（保険の対象）

保険をつける対象のことをいいます。例えば、火災保険の場合の建物や家財、自動車保険の場合の自動車がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査に要した費用、満期返れい金などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。

保険約款

保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、同一種類の保険契約に共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約においてそれを変更、補充するための特別約款、特約条項があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭をいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料の全額を保険会社が領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。例えば保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル(‰)」と表現されることがあります。

マ行

マリン・ノンマリン

マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険（船舶保険と貨物海上保険）をいいますが、通常、運送保険も含まれています。ノンマリンは「ノンマリン・インシュアランス」の略で、マリン以外の保険、すなわち火災保険・自動車保険・傷害保険などをいいます。

満期返れい金

満期戻火災保険（スーパージャンプ）などの積立保険において、保険期間が終了し、保険料全額の払い込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者に支払う金銭をいい、その金額は契約時に定められています。

免責

保険金をお支払いできない場合です。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払義務を負いますが、特定の事柄が生じた時は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故です。（「地震保険」等、商品により担保される場合があります。）

免責金額

保険契約者の自己負担額のことをいいます。保険会社は一定金額以下の小損害については保険金を支払わないと定めることがあります。一定の金額に達した損害については、免責金額（自己負担額）を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する全ての保険をさす場合があります。

元受保険料

元受保険契約により、保険会社が領収する保険料をいいます。

ヤ行

予定利率

積立保険の積立保険料部分については、満期返れい金を一定の率で割り引いて保険料を算出しています。この割引に用いられる計算利率を予定利率といいます。なお、実際の運用利回りが予定利率を上回った場合には契約者配当金として満期返れい金に上乗せして支払われることがあります。

V 業績データ

1. 当社の主要な業務に関する事項

【1】事業の経過および成果等	75
【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	77
【3】業務の状況を示す指標	78
① 保険料・1人当たり保険料	78
② 解約返戻金	78
③ 保険引受利益	79
④ 保険金・損害率	79
⑤ 再保険	80
⑥ 未収再保険金	81
⑦ 事業費率	81
⑧ 保険契約に関する指標等—契約者配当金	82
⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	82
【4】経理に関する指標	83
① 支払備金の額および責任準備金の額	83
② 責任準備金積立水準	83
③ 損害率の上昇に対する経常利益 または経常損失の変動	84
④ 貸倒引当金およびその他の引当金の 期末残高および期中の増減額	85
⑤ 貸付金償却の額	85
⑥ 資本金等明細表 (含む利益準備金および任意積立金)	86
⑦ 事業費(含む損害調査費)	87
⑧ 有価証券売却損益および評価損	87
⑨ 減価償却費明細表	88
⑩ 固定資産処分損益明細表	88
⑪ リース取引	89
【5】資産運用に関する方針と指標等	89
① 資産運用方針	89
② 預貯金	89
③ 資産運用の概況	89
④ 利息配当収入の額および運用利回り (インカム利回り)	90
⑤ 資産運用利回り(実現利回り)	90
⑥ (参考)時価総合利回り	91
⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り	91
⑧ 商品有価証券	91
⑨ 保有有価証券の種類別の残高 および合計に対する構成比	92
⑩ 保有有価証券利回り	92
⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高	93
⑫ 業種別保有株式の額	94
⑬ 貸付金の残存期間別の残高	94
⑭ 担保別貸付金残高	94
⑮ 使途別の貸付金残高および構成比	95
⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の 合計に対する割合	95
⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の 合計に対する割合	95
⑱ 貸付金地域別内訳	96
⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高	96
⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	96
㉑ 支払承諾の残高内訳	97
㉒ 支払承諾見返の担保別内訳	97
㉓ 長期性資産	97
㉔ 公共関係投融資(新規引受ベース)	97
㉕ 住宅関連融資	97

㉖ 各種ローン金利(一般貸付標準金利… 長期プライムレート)	97
【6】特別勘定に関する指標等	97
【7】責任準備金の残高の内訳	98
【8】期首時点支払備金(見積り額)の 当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	98
【9】事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	99
① 自動車	99
② 傷害	99
③ 賠償	99

2. 財産の状況

【1】計算書類	100
① 貸借対照表	100
② 損益計算書	111
③ キャッシュ・フロー計算書	114
④ 株主資本等変動計算書	116
⑤ 1株当たり配当等	119
⑥ 1株当たり純資産額	119
⑦ 従業員1人当たり総資産	119
【2】保険業法に基づく債権	120
【3】元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	120
【4】保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)	121
【5】時価情報等	122
① 有価証券	122
② 金銭の信託	123
③ デリバティブ取引関係	124
【6】その他	124

3. 当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の 内容、組織の構成	125
-----------------------------------	-----

1 当社の主要な業務に関する事項

【1】事業の経過および成果等

今期、当社は主力商品の一つである「ドライブアシスト(個人用自動車保険)」(以下「ドライブアシスト」)において、2022年5月1日以降のご契約より、「楽天ポイント」の進呈率^(注1)を1%から2%に拡大したほか、2022年4月12日申込分より、お客さまの利便性向上のため、保険料を「楽天カード」でお支払いいただく契約を対象に分割払い・リボ払いを導入しました。ドライブアシストのインターネット契約において、保険料払込方法はクレジットカード1回払のみでしたが、支払方法の選択肢を増やすことで、ご加入時の保険料負担を抑えたいというニーズをお持ちのお客さまにも安心してご加入いただくことが可能になりました。2023年1月1日以降に保険開始日となるご契約については、前契約^(注2)が無事故の方に、他社から乗り換えて当社で新規にご契約いただく場合や当社でご契約を継続いただく場合に無事故割引(5%)の適用を開始しました。

また、行動制限緩和による旅行需要の回復を背景にトラベルアシスト(海外旅行傷害保険/国内旅行傷害保険)の販売件数が大きく伸長したことも特徴です。

オペレーションについては、2022年4月より、WEB経由^(注3)のお手続きで楽天ポイントを進呈する新たなプログラムを開始し、ドライブアシストの「車両入替」や「運転者年齢条件の変更」などについて、WEB上でお手続きいただくことにより楽天ポイントの進呈が可能になりました。今後もWEBサービスの拡充に努めてまいります。

また、2022年9月には、「ご家族登録制度」を拡充しました。指定されたご家族は、今までご契約内容の照会のみが可能でしたが、新たに住所や電話番号の変更、保険証券の再発行、控除証明書の再発行、各種手続き書類の発送などのお手続きをすることが可能になりました。

さらに、お客さまが24時間365日ストレスフリーでご利用いただけるカスタマーサービス体制を構築するため、「楽天保険の総合窓口」を運営する楽天インシュアランスプランニング株式会社と連携し、チャットボットの導入やFAQ(よくあるご質問)ページの刷新を行いました。今後もグループの強みを活かし、引き続きお客さま満足の向上に取り組んでまいります。

(注1) ポイント進呈には一定の条件および上限があります。ポイント進呈に関するルールと規約は楽天損保ホームページをご確認ください。保険加入に伴うポイントの進呈は、楽天エコシステムによる募集経費の削減効果等を楽天会員に還元する制度です。

(注2) 保険期間が1年以上の契約に限ります。

(注3) ドライブアシスト・ホームアシスト(商品)のマイページ経由で変更手続きを行っていただき、当社が定める期限内にお手続きが完了した場合に楽天ポイントを進呈いたします。

当事業年度における業績の概要は、以下のとおりです。

正味収入保険料は、行動制限緩和による旅行需要の回復を背景としたトラベルアシスト(海外旅行傷害保険/国内旅行傷害保険)や新たな割引制度を導入したドライブアシスト(個人用自動車保険)の販売、ペット保険の新規取扱い、再保険見直等により、前期比4,411百万円増の21,903百万円となりました。

正味支払保険金は、自動車保険において自動車事故件数が増加したことなどから、前年度に比べ6,233百万円増の17,500百万円となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は前年度に比べ799百万円増の10,556百万円となりました。この結果、正味収入保険料から正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除した収支残高は、前年度から3,502百万円悪化し、12,985百万円の損失となりました。これに収入積立保険料、満期返戻金、支払備金戻入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受利益は、前年度に比べ1,347百万円悪化し、6,024百万円の損失となりました。

利息及び配当金収入は前年度に比べ1,082百万円増の4,030百万円となりました。有価証券売却損益は前年度に比べ897百万円減の2,819百万円となりました。また、有価証券評価損は前年度に比べ20百万円増の21百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常収益は前年度に比べ19,553百万円増の84,951百万円、経常費用は前年度に比べ19,724百万円増の84,831百万円、経常利益は119百万円となりました。これに特別損益として固定資産処分益1百万円、資産価格が下落するリスクに備えるための価格変動準備金へ211百万円繰り入れ、その他法人税及び住民税、法人税等調整額等を加減した結果、当期純利益は558百万円となりました。また、単体ソルベンシー・マージン比率は前年度の1,110.2%から932.2%となりました。

※ 詳しくは楽天損保の公式ホームページをご確認ください。

決算のしくみ（単位:百万円）

保険引受収益 正味収入保険料 収入積立保険料 積立保険料等運用益 その他	78,316 21,903 17,916 932 37,564	資産運用収益 利息及び配当金収入 有価証券売却益 積立保険料等運用益振替 その他	6,081 4,030 2,924 △932 58	→	経常収益	84,951
				→	経常費用	84,831
その他経常収益						119
					+	
					特別損益	△250
					法人税等	△688
					当期純利益	558
保険引受費用 正味支払保険金 損害調査費 諸手数料及び集金費 満期返戻金 その他	73,810 17,500 3,542 3,288 49,415 63	資産運用費用 有価証券売却損 有価証券評価損 その他	349 105 21 222	→		
営業費及び一般管理費 (うち保険引受に係る 営業費及び一般管理費)				10,621 10,556		
その他経常費用				50		
↓ ↓						

【2】直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目	年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		36,296 (△1.9%)	24,571 (△32.3%)	15,740 (△35.9%)	17,491 (11.1%)	21,903 (25.2%)
経常収益		92,098	76,161	53,497	65,397	84,951
経常利益 (対前期増減率)		438 (－%)	638 (45.6%)	△9,727 (△1,624.4%)	290 (－%)	119 (△58.7%)
当期純利益 (対前期増減率)		377 (－%)	△2,385 (△731.3%)	△7,518 (－%)	253 (－%)	558 (119.8%)
正味損害率		94.5%	92.8%	122.3%	82.3%	96.1%
正味事業費率		51.9%	70.6%	84.1%	71.9%	63.2%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)		6,002 (5.0%)	7,148 (19.1%)	4,538 (△36.5%)	2,948 (△35.0%)	4,030 (36.7%)
運用資産利回り (インカム利回り)		2.29%	2.35%	1.37%	0.91%	1.47%
資産運用利回り (実現利回り)		4.20%	3.37%	2.20%	1.94%	2.43%
資本金の額 (発行済株式総数)		5,153 (普通株式 16,891千株)	5,153 (普通株式 16,891千株)	10,153 (普通株式 20,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)	20,153 (普通株式 28,891千株)
純資産額		32,220	19,880	22,228	36,949	29,192
総資産額		317,484	388,578	419,673	361,745	276,627
積立勘定資産額		13,335	11,345	9,233	6,115	3,474
責任準備金残高		241,755	219,407	198,490	169,345	132,622
貸付金残高		3,078	1,746	1,751	1,117	1,648
有価証券残高		252,024	232,717	262,628	239,009	214,324
単体ソルベンシー・ マージン比率		636.6%	676.6%	807.7%	1,110.2%	932.2%
自己資本比率		10.2%	5.1%	5.3%	10.2%	10.6%
1株当たり純資産額		1,907.49円	1,176.97円	1,064.00円	1,278.93円	1,010.42円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)		－円(普通株式) (－)	－円(普通株式) (－)	－円(普通株式) (－)	－円(普通株式) (－)	－円(普通株式) (－)
1株当たり当期純利益金額		22.40円	△141.23円	△425.26円	11.40円	19.32円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		22.40円	－円	－円	11.40円	19.32円
配当性向		－%	－%	－%	－%	－%
従業員数		595名	584名	460名	484名	562名

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【3】業務の状況を示す指標

① 保険料・1人当たり保険料

a. 正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度			2022年度		
		構成比(%)	増収率(%)	構成比(%)	増収率(%)	構成比(%)	増収率(%)		
火 災	2,071	13.2	△59.0	745	4.3	△64.0	835	3.8	12.1
傷 害	3,030	19.3	△0.9	2,827	16.2	△6.7	3,259	14.9	15.3
自動車	8,488	53.9	△23.7	10,433	59.7	22.9	12,107	55.3	16.0
自動車損害賠償責任	2,450	15.6	△12.2	2,163	12.4	△11.7	1,741	7.9	△19.5
満期戻長期	207	1.3	△54.6	156	0.9	△24.7	582	2.7	272.3
その他	△506	△3.3	△124.3	1,165	6.5	—	3,375	15.4	189.7
合 計	15,740	100.0	△35.9	17,491	100.0	11.1	21,903	100.0	25.2

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

b. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度			2022年度		
		構成比(%)	増収率(%)	構成比(%)	増収率(%)	構成比(%)	増収率(%)		
火 災	8,656	22.8	△28.3	7,094	19.8	△18.0	6,741	13.8	△5.0
傷 害	3,454	9.1	0.7	3,204	8.9	△7.2	3,490	7.2	8.9
自動車	14,728	38.8	△14.6	13,616	38.0	△7.5	12,545	25.8	△7.9
自動車損害賠償責任	1,038	2.7	△47.8	512	1.4	△50.7	393	0.8	△23.2
満期戻長期	7,158	18.9	△52.1	8,758	24.4	22.4	18,476	37.9	110.9
その他	2,886	7.7	△10.0	2,664	7.5	△7.7	7,055	14.5	164.8
合 計	37,923	100.0	△28.3	35,851	100.0	△5.5	48,703	100.0	35.8
従業員1人当たり元受正味 保険料（含む収入積立保険料）	82		△9.0	74		△10.2	86		17.0

(注1) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
（積立型保険の積立保険料部分を含みます。）

(注2) 従業員1人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料）＝元受正味保険料（含む収入積立保険料）÷従業員数

② 解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度	2021年度	2022年度
火 災		719	610	767
傷 害		138	145	192
自動車		227	228	202
自動車損害賠償責任		106	81	60
満期戻長期		1,759	1,068	1,075
その他		321	68	42
合 計		3,271	2,203	2,341

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

③ 保険引受利益

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
保険引受収益		46,891	57,547	78,316
保険引受費用		52,325	52,579	73,810
営業費及び一般管理費		9,865	9,757	10,556
その他収支		△91	113	26
保険引受利益		△15,390	△4,676	△6,024

(注1) 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

(注2) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

④ 保険金・損害率

a. 正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度			2022年度			
		構成比 (%)	正味損害率 (%)		構成比 (%)	正味損害率 (%)		構成比 (%)	正味損害率 (%)	
火 災		4,572	28.8	263.6	3,905	34.7	640.9	4,230	24.2	588.5
傷 害		1,179	7.4	52.8	735	6.5	42.4	1,034	5.9	47.4
自動車		5,864	37.0	89.2	3,091	27.4	44.3	7,981	45.6	78.9
自動車損害賠償責任		2,247	14.2	95.5	1,977	17.5	93.3	1,896	10.8	113.5
満期戻長期		349	2.2	229.4	271	2.4	229.1	243	1.4	73.0
その他		1,645	10.4	△354.6	1,285	11.5	122.4	2,112	12.1	77.8
合 計		15,859	100.0	122.3	11,266	100.0	82.3	17,500	100.0	96.1

(注1) 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

(注2) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

b. 元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度			2022年度			
		構成比 (%)	元受正味損害率 (%)		構成比 (%)	元受正味損害率 (%)		構成比 (%)	元受正味損害率 (%)	
火 災		8,749	36.9	111.3	8,611	40.1	133.7	8,244	36.1	132.5
傷 害		1,276	5.4	51.7	862	4.0	42.8	1,170	5.1	49.9
自動車		9,240	38.9	74.3	8,631	40.2	74.6	8,087	35.4	77.0
自動車損害賠償責任		1,865	7.9	188.4	1,515	7.1	303.8	1,002	4.4	274.9
満期戻長期		528	2.2	179.2	314	1.5	109.4	245	1.1	62.7
その他		2,069	8.7	77.1	1,544	7.1	63.5	4,091	17.9	65.3
合 計		23,729	100.0	87.6	21,480	100.0	90.0	22,841	100.0	85.7

(注1) 元受正味損害率=(元受正味保険金+損害調査費)÷元受正味保険料

c. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		263.6	242.3	505.9	640.9	523.2	1,164.1	588.5	335.0	923.5
傷害		52.8	43.6	96.5	42.4	47.7	90.1	47.4	44.6	92.0
自動車		89.2	56.0	145.2	44.3	51.9	96.2	78.9	48.0	126.9
自動車損害賠償責任		95.5	15.9	111.3	93.3	8.4	101.7	113.5	15.0	128.6
満期戻長期		229.4	268.0	497.4	229.1	476.1	705.2	73.0	183.1	256.1
その他		△354.6	△237.0	△591.6	122.4	84.8	207.2	77.8	72.5	150.3
合計		122.3	84.1	206.4	82.3	71.9	154.2	96.1	63.2	159.3

(注1) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

(注2) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

(注3) 合算率=正味損害率+正味事業費率

d. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		108.4	61.5	169.8	68.8	52.6	121.3	79.4	39.8	119.2
傷 害		40.2	44.7	84.9	37.0	40.8	77.8	51.1	42.1	93.3
自動車		69.3	41.3	110.6	69.5	47.8	117.3	73.1	45.6	118.7
満期戻長期		86.1	86.1	172.1	50.2	50.2	100.4	81.8	190.0	271.8
その他		35.1	38.3	73.4	37.9	37.0	74.9	67.6	47.6	115.2
合 計		73.6	47.5	121.1	61.8	48.8	110.7	71.0	47.0	118.0

(注1) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

(注2) 発生損害率= (出再控除前の発生損害額+損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

(注3) 事業費率= (支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

(注4) 合算率=発生損害率+事業費率

(注5) 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

(注6) 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

(注7) 第三分野保険につきましては、販売量が極めて少ないため、傷害保険に含めています。

⑤ 再保険

a. 受再正味保険料・受再正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度	
			前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)
受再正味保険料	火 災	△2	—	3	—	1	△46.2
	傷 害	—	—	—	—	—	—
	自動車	0	△59.8	0	14.0	0	△0.0
	自動車損害賠償責任	2,079	△5.6	1,966	△5.4	1,592	△19.0
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	0	—	0	△128.7	0	—
	合 計	2,078	△4.6	1,970	△5.2	1,595	△19.1
受再正味保険金	火 災	33	△70.7	52	56.5	29	△43.4
	傷 害	—	—	—	—	—	—
	自動車	15	239.2	0	△95.4	0	△86.7
	自動車損害賠償責任	2,247	△16.8	1,977	△12.0	1,896	△4.1
	満期戻長期	—	—	—	—	—	—
	その他	4	△38.0	6	34.4	3	△38.4
	合 計	2,300	△18.6	2,036	△11.5	1,930	△5.2

b. 支払再保険料・回収再保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度	
			前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)
支払再保険料	火 災	6,582	△6.1	6,352	△3.5	5,908	△7.0
	傷 害	256	27.4	266	3.8	114	△57.1
	自動車	6,241	1.9	3,183	△49.0	439	△86.2
	自動車損害賠償責任	668	△52.4	315	△52.7	244	△22.8
	満期戻長期	157	△21.7	210	33.7	97	△53.6
	その他	3,386	206.2	1,488	△56.1	3,675	146.9
	合 計	17,293	7.8	11,817	△31.7	10,478	△11.3
回収再保険金	火 災	4,210	△58.7	4,758	13.0	4,043	△15.0
	傷 害	97	297.2	126	29.4	135	7.6
	自動車	3,391	12.8	5,540	63.4	105	△98.1
	自動車損害賠償責任	1,865	△31.5	1,515	△18.7	1,002	△33.9
	満期戻長期	178	△63.4	43	△75.5	1	△96.4
	その他	428	128.3	265	△38.0	1,982	647.1
	合 計	10,170	△38.8	12,249	20.4	7,271	△40.6

c. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2022年度	38社 (0社)	86.2% (—%)
2021年度	41社 (0社)	81.1% (—%)
2020年度	36社 (0社)	88.1% (—%)

(注1) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含みます。）を対象にしています。

(注2) () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りします。）

なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

d. 出再保険料の格付ごとの割合

年度	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2022年度	100.0% (—%)	—% (—%)	—% (—%)	100.0% (—%)
2021年度	100.0% (—%)	—% (—%)	—% (—%)	100.0% (—%)
2020年度	100.0% (—%)	—% (—%)	—% (—%)	100.0% (—%)

(注1) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

①S&P社、またはA. M. Best社の格付を使用しています。この場合、A-以上を「A以上」に区分しています。

②これら2社の格付がない場合は、日本格付研究所の格付は、A-以上を「A以上」に区分し、Moody'sの格付は、A3以上を「A以上」に区分しています。

(注2) () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りします。）

なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

⑥ 未収再保険金

(単位:百万円)

	年度	2020年度	2021年度	2022年度
1	年度開始時の未収再保険金	5,335(—)	3,227(—)	3,741(—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	8,089(—)	7,644(—)	3,139(—)
3	当該年度回収等	10,197(—)	7,131(—)	5,828(—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	3,227(—)	3,741(—)	1,051(—)

(注1) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

(注2) () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りします。）

⑦ 事業費率

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
保険引受に係る事業費		13,238	12,577	13,845
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		9,865	9,757	10,556
(諸手数料及び集金費)		3,373	2,820	3,288
正味事業費率		84.1%	71.9%	63.2%

(注) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

⑧ 保険契約に関する指標等—契約者配当金

満期戻火災保険では、保険期間が終了し、満期を迎えられたご契約者に対して満期返戻金をお支払いするとともに、所定の計算により剰余が生じた場合には、契約者配当金をお支払いします。

満期を迎えられるご契約者にお支払いする契約者配当金は以下のとおりです。

(2023年度契約者配当金の例)

(満期戻火災保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	2023年4月1日から2024年3月31日まで		0円	—	—	—	—

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を2023年4月満期分(満期返戻金支払割合50%)を例として表示しています。

(2022年度契約者配当金の例)

(満期戻火災保険または満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	2022年4月1日から2023年3月31日まで		280円	—	—	—	—
6年	2022年4月1日から2023年3月31日まで		980円	—	—	—	—

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を2022年4月満期分(保険期間5年/満期返戻金支払割合50%、保険期間6年/満期返戻金支払割合30%)を例として表示しています。

(2021年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・木造住宅・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	2021年4月1日から2022年3月31日まで		1,010円	300円	300円	300円	300円
6年	2021年4月1日から2022年3月31日まで		1,870円	—	—	—	—

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を2021年4月満期分(保険期間5年/満期返戻金支払割合20%、保険期間6年/満期返戻金支払割合30%)を例として表示しています。

⑨ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
国内契約		100.0%	100.0%	100.0%
海外契約		—%	—%	—%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

【4】経理に関する指標

① 支払備金の額および責任準備金の額

a.支払備金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
火 災	2,438	1,367	1,203
傷 害	738	700	763
自動車	5,560	6,165	5,883
自動車損害賠償責任	820	846	852
満期戻長期	192	106	145
その他	1,157	618	629
合 計	10,907	9,804	9,477

b.責任準備金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
火 災	31,653	29,171	24,247
傷 害	20,053	17,666	15,738
自動車	4,450	5,287	4,737
自動車損害賠償責任	9,096	9,324	9,071
満期戻長期	125,653	101,456	72,971
その他	7,583	6,438	5,856
合 計	198,490	169,345	132,622

② 責任準備金積立水準

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または全期チルメル式	平準純保険料式または全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

(注1) 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

(注2) 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

(注3) 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限りです。)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

(2022年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	230百万円* 異常危険準備金残高の取崩額14百万円

(2021年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	183百万円* 異常危険準備金残高の取崩額5百万円

(2020年度)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	196百万円* 異常危険準備金残高の取崩額2百万円

※ 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

④ 貸倒引当金およびその他の引当金の期末残高および期中の増減額

(2022年度)

(単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	1	—	1	1	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	106	89	—	106	89	洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		2,319	324	303	—	2,339	
賞与引当金		306	318	306	—	318	
価格変動準備金		8,463	211	—	—	8,674	
合 計		11,197	944	610	108	11,423	

(2021年度)

(単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3	1	—	3	1	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	148	106	—	148	106	洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金		2,315	223	219	—	2,319	
賞与引当金		306	306	306	—	306	
価格変動準備金		8,236	227	—	—	8,463	
合 計		11,009	865	525	152	11,197	

⑤ 貸付金償却の額

該当ありません。

⑥ 資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

(2022年度)

(単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		20,153	—	—	20,153	
うち既発行 株式	普通株式	(28,891,288株) 20,153	—	—	(28,891,288株) 20,153	※
	優先株式	—	—	—	—	
	合 計	(普通株式 28,891,288株) 20,153	—	—	(普通株式 28,891,288株) 20,153	
資本準備金 およびその他 資本剰余金	資本準備金	19,903	—	—	19,903	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	—	—	—	—	
	合 計	19,903	—	—	19,903	
利益準備金 および 任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合 計	290	—	—	290	

※ 当期末における自己株式はありません。

(2021年度)

(単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		10,153	10,000	—	20,153	
うち既発行 株式	普通株式	(20,891,288株) 10,153	(8,000,000株) 10,000	—	(28,891,288株) 20,153	※
	優先株式	—	—	—	—	
	合 計	(普通株式 20,891,288株) 10,153	(8,000,000株) 10,000	—	(普通株式 28,891,288株) 20,153	
資本準備金 およびその他 資本剰余金	資本準備金	9,903	10,000	—	19,903	
	その他資本剰余金 (自己株式処分差益)	—	—	—	—	
	合 計	9,903	10,000	—	19,903	
利益準備金 および 任意積立金	利益準備金	290	—	—	290	
	任意積立金	—	—	—	—	
	合 計	290	—	—	290	

※ 当期末における自己株式はありません。

株主割当による新株発行による増加 8,000,000株

⑦ 事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

事業費内訳	年度	2020年度	2021年度	2022年度
人件費		3,445	3,758	4,155
物件費		9,548	8,833	9,608
税金		323	371	399
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		0	0	0
諸手数料および集金費		3,373	2,820	3,288
合 計		16,692	15,784	17,452

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費および一般管理費ならびに諸手数料および集金費の合計額です。

⑧ 有価証券売却損益および評価損

売却益

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
公社債		35	35	11
株 式		3,242	3,353	2,811
外国証券		—	—	—
その他		234	2,501	101
合 計		3,512	5,890	2,924

売却損

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
公社債		—	—	5
株 式		132	13	0
外国証券		9	—	—
その他		420	2,159	100
合 計		562	2,173	105

評価損

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
公社債		—	—	—
株 式		62	1	21
外国証券		—	—	—
その他		—	—	—
合 計		62	1	21

⑨ 減価償却費明細表

(2022年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	372	21	127	244	34.3%
動 産	472	28	223	249	47.3%
リース資産	—	—	—	—	—%
ソフトウェア	12,817	1,786	9,428	3,388	73.6%
その他	73	11	11	62	15.5%
合 計	13,735	1,847	9,790	3,945	

(2021年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	308	16	140	167	45.5%
動 産	322	14	208	113	64.7%
リース資産	—	—	—	—	—%
ソフトウェア	11,816	1,839	7,650	4,166	64.7%
その他	23	—	—	23	—%
合 計	12,470	1,871	7,999	4,471	

(2020年度)

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	389	16	167	222	43.0%
動 産	360	23	234	125	65.1%
リース資産	—	—	—	—	—%
ソフトウェア	11,087	1,805	5,811	5,276	52.4%
その他	23	—	—	23	—%
合 計	11,860	1,845	6,212	5,647	

⑩ 固定資産処分損益明細表

固定資産処分益

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2020年度			2021年度			2022年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	—	—	—	2	—	2	0	—	0
その他の固定資産	—	—	—	—	—	—	0	—	0
合 計	—	—	—	2	—	2	1	—	1

固定資産処分損

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2020年度			2021年度			2022年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	—	35	35	—	33	33	1	—	1
その他の固定資産	—	4	4	—	4	4	—	38	38
合 計	—	40	40	—	37	37	1	38	40

⑪ リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、該当ありません。

【5】資産運用に関する方針と指標等

① 資産運用方針

資産の運用にあたっては、損害保険会社という公共性の強い性質に鑑み、安全性、流動性を重視しつつ有利な運用に努めています。

② 預貯金

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
郵便振替・郵便貯金		336	798	73
当座預金		6,638	5,147	2,168
普通預金		100,599	81,497	26,948
通知預金		—	—	—
定期預金		—	—	—
外貨預金		—	—	—
合 計		107,574	87,442	29,191

③ 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度		2021年度		2022年度	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
預貯金		107,574	25.6	87,442	24.2	29,191	10.5
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		578	0.1	398	0.1	198	0.1
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		262,628	62.6	239,009	66.1	214,324	77.5
貸付金		1,751	0.4	1,117	0.3	1,648	0.6
土地・建物		236	0.1	173	0.0	248	0.1
運用資産計		372,769	88.8	328,141	90.7	245,610	88.8
総資産		419,673	100.0	361,745	100.0	276,627	100.0

④ 利息配当収入の額および運用利回り（インカム利回り）

（単位:百万円）

区分	2020年度			2021年度			2022年度		
	収入金額	平均運用額	利回り (%)	収入金額	平均運用額	利回り (%)	収入金額	平均運用額	利回り (%)
預貯金	0	103,685	0.00	0	92,411	0.00	0	44,465	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	2	666	0.35	1	489	0.36	1	292	0.36
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	4,521	224,706	2.01	2,936	227,660	1.29	4,021	227,909	1.76
公社債	319	34,325	0.93	327	40,016	0.82	291	35,617	0.82
株 式	361	12,284	2.94	244	8,212	2.98	393	11,049	3.56
外国証券	2,006	75,486	2.66	1,943	72,497	2.68	2,959	83,305	3.55
その他の証券	1,834	102,610	1.79	420	106,935	0.39	376	97,937	0.38
貸付金	12	1,750	0.74	9	1,655	0.55	8	1,491	0.56
土地・建物	—	201	0.00	—	209	0.00	—	242	0.00
小 計	4,538	331,009	1.37	2,948	322,426	0.91	4,030	274,401	1.47
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	4,538	—	—	2,948	—	—	4,030	—	—

（注）利回りは $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

なお、時価会計導入を機に、開示利回りのあり方を見直した結果、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする⑤資産運用利回り（実現利回り）を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、⑥時価総合利回りを併せて参考開示しています。

⑤ 資産運用利回り（実現利回り）

（単位:百万円）

区分	2020年度			2021年度			2022年度		
	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)
預貯金	0	103,685	0.00	0	92,411	0.00	0	44,465	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	2	666	0.35	1	489	0.36	1	292	0.36
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	7,259	224,706	3.23	6,250	227,660	2.75	6,657	227,909	2.92
公社債	354	34,325	1.03	363	40,016	0.91	298	35,617	0.84
株 式	3,407	12,284	27.74	3,579	8,212	43.59	3,183	11,049	28.82
外国証券	1,983	75,486	2.63	1,506	72,497	2.08	2,759	83,305	3.31
その他の証券	1,514	102,610	1.48	801	106,935	0.75	416	97,937	0.42
貸付金	12	1,750	0.74	9	1,655	0.55	8	1,491	0.56
土地・建物	—	201	0.00	2	209	1.18	0	242	0.33
金融派生商品	0	—	—	0	—	—	△2	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	7,275	331,009	2.20	6,263	322,426	1.94	6,666	274,401	2.43

（注）利回りは $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{取得原価または償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

⑥（参考）時価総合利回り

（単位：百万円）

区分	2020年度			2021年度			2022年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)
預貯金	0	103,685	0.00	0	92,411	0.00	0	44,465	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	0	672	△0.07	0	492	△0.07	0	293	0.06
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	39,471	230,551	17.12	△13,058	265,717	△4.91	△5,707	246,658	△2.31
公社債	239	34,828	0.69	154	40,404	0.38	△501	35,797	△1.40
株 式	7,041	21,768	32.35	△3,347	21,329	△15.70	999	17,239	5.80
外国証券	4,075	76,591	5.32	2,112	75,695	2.79	2,796	87,109	3.21
その他の証券	28,114	97,362	28.88	△11,978	128,287	△9.34	△9,001	106,511	△8.45
貸付金	12	1,750	0.74	9	1,655	0.55	8	1,491	0.56
土地・建物	—	201	0.00	2	209	1.18	0	242	0.33
金融派生商品	△34,407	—	—	13,371	—	—	1,891	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	5,077	336,860	1.51	324	360,487	0.09	△3,806	293,151	△1.30

（注）利回りは $\frac{（資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用）+（当期末評価差額*-前期末評価差額*）+繰延ヘッジ損益増減}{取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額*+売買目的有価証券に係る前期末評価損益}$ で算出しています。

*税効果控除前の金額による。

⑦ 海外投融資残高・構成比および利回り

（単位：百万円）

区分		年度	2020年度		2021年度		2022年度	
			構成比（％）		構成比（％）		構成比（％）	
外貨建	公社債	—	—	5,722	7.6	13,674	15.4	
	株 式	—	—	—	—	—	—	
	その他	10,489	13.0	9,493	12.7	9,827	11.0	
	外貨建資産計	10,489	13.0	15,216	20.3	23,501	26.4	
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	
	公社債（円建外債）	69,123	85.7	58,537	78.1	64,285	72.3	
	その他	1,013	1.3	1,166	1.6	1,173	1.3	
	円貨建資産計	70,136	87.0	59,704	79.7	65,458	73.6	
合 計		80,626	100.0	74,920	100.0	88,960	100.0	
海外投融資 利回り	運用資産利回り（インカム利回り）	2.66%		2.68%		3.55%		
	資産運用利回り（実現利回り）	2.63%		2.08%		3.31%		
	（参考）時価総合利回り	5.32%		2.79%		3.21%		

⑧ 商品有価証券

該当ありません。

⑨ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位:百万円)

区分	2020年度		2021年度		2022年度	
	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)
国 債	—	—	—	—	—	—
地方債	402	0.2	—	—	—	—
社 債	39,764	15.1	40,265	16.8	30,351	14.2
株 式	20,708	7.9	15,899	6.7	14,557	6.8
外国証券	80,626	30.7	74,920	31.3	88,960	41.5
その他の証券	121,127	46.1	107,925	45.2	80,454	37.5
合 計	262,628	100.0	239,009	100.0	214,324	100.0

⑩ 保有有価証券利回り

(単位:%)

区分		2020年度	2021年度	2022年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公社債	0.93	0.82	0.82
	株 式	2.94	2.98	3.56
	外国証券	2.66	2.68	3.55
	その他の証券	1.79	0.39	0.38
	合 計	2.01	1.29	1.76
資産運用利回り (実現利回り)	公社債	1.03	0.91	0.84
	株 式	27.74	43.59	28.82
	外国証券	2.63	2.08	3.31
	その他の証券	1.48	0.75	0.42
	合 計	3.23	2.75	2.92
(参考)時価総合利回り	公社債	0.69	0.38	△1.40
	株 式	32.35	△15.70	5.80
	外国証券	5.32	2.79	3.21
	その他の証券	28.88	△9.34	△8.45
	合 計	17.12	△4.91	△2.31

(注) 各利回りの計算方法については、P90～P91をご参照ください。

⑪ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(2022年度)

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債		—	—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—	—
社 債		9,600	7,300	3,700	1,500	600	8,300	—	31,000
株 式								14,557	14,557
外国証券		8,005	17,886	17,641	12,379	2,002	12,670	25,522	96,109
その他の証券		—	—	—	—	—	—	79,557	79,557
合 計		17,605	25,186	21,341	13,879	2,602	20,970	119,637	221,224

(2021年度)

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債		—	—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—	—
社 債		5,400	12,500	9,800	2,500	2,100	7,800	—	40,100
株 式								15,899	15,899
外国証券		8,659	19,449	12,783	2,420	6,711	10,000	16,564	76,588
その他の証券		—	—	—	—	—	—	106,884	106,884
合 計		14,059	31,949	22,583	4,920	8,811	17,800	139,347	239,472

(2020年度)

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債		—	—	—	—	—	—	—	—
地方債		400	—	—	—	—	—	—	400
社 債		1,600	16,700	10,300	3,700	2,100	5,000	—	39,400
株 式								20,708	20,708
外国証券		11,539	15,548	11,926	10,662	8,404	10,000	11,293	79,375
その他の証券		—	237	—	654	—	—	120,235	121,127
合 計		13,539	32,486	22,226	15,016	10,504	15,000	152,237	261,011

⑫ 業種別保有株式の額

(単位:百万株、百万円)

区分	2020年度			2021年度			2022年度		
	株数	金額	構成比 (%)	株数	金額	構成比 (%)	株数	金額	構成比 (%)
電気・ガス業	—	—	—	1	488	3.1	0	—	—
陸運業	3	7,844	37.9	7	6,036	38.0	7	5,935	40.8
商 業	0	49	0.2	12	1,110	7.0	10	1,592	10.9
電気機器	0	30	0.1	3	30	0.2	3	30	0.2
不動産業	2	4,195	20.3	12	3,890	24.5	9	251	1.7
金融保険業	0	95	0.5	13	607	3.8	14	2,292	15.8
その他製品	0	43	0.2	6	43	0.3	5	25	0.2
機 械	1	6,209	30.0	1	13	0.1	2	671	4.6
輸送用機器業	0	177	0.9	2	673	4.2	3	1,002	6.9
証券・商品先物取引業	0	356	1.7	2	28	0.2	2	28	0.2
通信業	—	—	—	1	50	0.3	1	50	0.3
その他	0	1,704	8.2	53	2,925	18.3	25	2,676	18.4
合 計	8	20,708	100.0	113	15,899	100.0	81	14,557	100.0

(注1) 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

(注2) 空輸業は陸運業に含めています。

⑬ 貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
固定金利	1年以下	—	194	741
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	750
	7年超	1,500	750	—
	合 計	1,500	944	1,491
変動金利	1年以下	—	—	—
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	—
	7年超	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 約款貸付は含みません。

⑭ 担保別貸付金残高

(単位:百万円)

区分	2020年度		2021年度		2022年度	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
担保貸付	—	—	—	—	—	—
有価証券担保	—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団	—	—	—	—	—	—
指名債権担保	—	—	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—	—	—
信用貸付	1,500	85.7	944	84.5	1,491	90.5
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	1,500	85.7	944	84.5	1,491	90.5
約款貸付	251	14.3	173	15.5	156	9.5
合 計	1,751	100.0	1,117	100.0	1,648	100.0
(うち劣後特約付き貸付)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

⑮ 使途別の貸付金残高および構成比

(単位:百万円)

区分	2020年度		2021年度		2022年度	
	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)
設備資金	—	—	—	—	—	—
運転資金	1,500	100.0	944	100.0	1,491	100.0
合 計	1,500	100.0	944	100.0	1,491	100.0

⑯ 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区分	2020年度		2021年度		2022年度	
	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	1,500	85.7	750	67.1	750	45.5
不動産業	—	—	—	—	547	33.2
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・水道等	—	—	194	17.4	194	11.8
サービス業	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅等)	—	—	—	—	—	—
小 計	1,500	85.7	944	84.5	1,491	90.5
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	251	14.3	173	15.5	156	9.5
合 計	1,751	100.0	1,117	100.0	1,648	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑰ 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円)

区分	2020年度		2021年度		2022年度	
	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)	年度	構成比 (%)
大企業	—	—	—	—	—	—
中堅企業	—	—	—	—	—	—
中小企業	1,500	100.0	944	100.0	1,491	100.0
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付合計	1,500	100.0	944	100.0	1,491	100.0

(注1) 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

(注2) 中堅企業とは(注1)の「大企業」および(注3)の「中小企業」以外の企業をいいます。

(注3) 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

(注4) その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等です。

(注5) 約款貸付は含みません。

⑱ 貸付金地域別内訳

a.国内

(単位:百万円)

区分 年度	2020年度		2021年度		2022年度	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
首都圏	1,500	100.0	750	79.4	1,297	87.0
近畿圏	—	—	21	2.3	21	1.4
上記以外の地域	—	—	172	18.3	172	11.6
合 計	1,500	100.0	944	100.0	1,491	100.0

(注) 約款貸付は含みません。

b.海外

該当ありません。

⑲ 国内企業向け貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
貸付金	1年以下	—	194	741
	1年超3年以下	—	—	—
	3年超5年以下	—	—	—
	5年超7年以下	—	—	750
	7年超	1,500	750	—
	合 計	1,500	944	1,491

⑳ 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
土 地		13	5	3
営業用		13	5	3
賃貸用		—	—	—
建 物		222	167	244
営業用		222	167	244
賃貸用		—	—	—
土地・建物合計		236	173	248
営業用		236	173	248
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		125	113	249
合 計		362	287	497

②① 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

②② 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

②③ 長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
長期性資産	139,644	113,911	83,058

(注) 長期性資産とは責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累計残高をいいます。

②④ 公共関係投融资（新規引受ベース）

該当ありません。

②⑤ 住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2020年度		2021年度		2022年度	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
個人向ローン	—	—	—	—	—	—
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給会社	—	—	—	—	—	—
合 計	—	(—)	—	(—)	—	(—)
(参考)貸付金残高	1,751		1,117		1,648	

(注) 「合計」欄の () 内は総貸付残高に対する比率です。

②⑥ 各種ローン金利（一般貸付標準金利…長期プライムレート）

(2022年度) (単位:%)

変更時点	2023.3.10
利率	1.45

(2021年度) (単位:%)

変更時点	2022.2.10
利率	1.10

(2020年度) (単位:%)

変更時点	2020.4.10	2020.5.8	2020.8.12
利率	1.10	1.05	1.00

【6】特別勘定に関する指標等

該当ありません。

【7】責任準備金の残高の内訳

(2022年度)

(単位:百万円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当 準備金等	一号収支分析 追加責任準備金	責任準備金 合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火 災	20,284	1,340	48	—	—	—	2,574	24,247
傷 害	1,171	399	51	—	12,531	125	1,459	15,738
自動車	4,344	392	0	—	—	—	—	4,737
自動車損害賠償責任	9,071	—	—	—	—	—	—	9,071
満期戻長期	783	949	273	—	69,204	692	1,067	72,971
その他	2,685	829	25	—	499	4	1,810	5,856
合 計	38,340	3,911	400	—	82,235	822	6,912	132,622

(2021年度)

(単位:百万円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当 準備金等	一号収支分析 追加責任準備金	責任準備金 合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火 災	23,616	1,300	43	—	—	—	4,210	29,171
傷 害	1,160	293	47	—	14,135	141	1,889	17,666
自動車	4,672	614	0	—	—	—	—	5,287
自動車損害賠償責任	9,324	—	—	—	—	—	—	9,324
満期戻長期	667	1,043	257	—	97,549	1,004	934	101,456
その他	2,809	767	22	—	1,070	10	1,756	6,438
合 計	42,251	4,019	371	—	112,754	1,156	8,790	169,345

(2020年度)

(単位:百万円)

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金		払戻積立金	契約者配当 準備金等	一号収支分析 追加責任準備金	責任準備金 合計
			Ⅱ	Ⅳ				
火 災	26,691	1,629	43	—	—	—	3,287	31,653
傷 害	1,480	200	47	—	15,695	156	2,472	20,053
自動車	3,009	275	0	—	—	—	1,164	4,450
自動車損害賠償責任	9,096	—	—	—	—	—	—	9,096
満期戻長期	886	1,145	257	—	120,815	1,287	1,262	125,653
その他	3,785	817	22	—	1,672	16	1,268	7,583
合 計	44,949	4,068	371	—	138,183	1,461	9,456	198,490

【8】期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位:百万円)

年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2018年度	13,701	8,713	5,055	△67
2019年度	15,336	12,322	7,423	△4,409
2020年度	16,708	11,251	9,285	△3,828
2021年度	14,601	8,204	5,772	624
2022年度	10,335	5,792	4,948	△405

(注1) 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

(注2) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

(注3) 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

【9】事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

① 自動車

(単位:百万円)

事故発生年度		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	13,526			11,203			7,569			7,693			7,719		
	1年後	13,651	1.009	125	11,702	1.044	498	7,725	1.021	156	7,575	0.985	△118			
	2年後	14,107	1.033	456	11,715	1.001	12	7,744	1.002	19						
	3年後	14,083	0.998	△24	11,766	1.004	51									
	4年後	14,059	0.998	△23												
最終損害見積り額		14,059			11,766			7,744			7,575			7,719		
累計保険金		13,682			11,032			7,245			6,565			5,119		
支払備金		377			733			499			1,009			2,599		

② 傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	924			1,606			1,003			909			1,377		
	1年後	1,022	1.106	97	1,459	0.909	△146	861	0.858	△142	844	0.928	△65			
	2年後	1,031	1.033	8	1,414	1.001	△44	843	1.002	△17						
	3年後	1,067	1.035	35	1,390	0.983	△24									
	4年後	1,061	0.995	△5												
最終損害見積り額		1,061			1,390			843			844			1,377		
累計保険金		1,016			1,376			785			706			744		
支払備金		45			14			57			137			632		

③ 賠償

(単位:百万円)

事故発生年度		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	690			458			150			57			30		
	1年後	682	0.989	△7	368	0.803	△90	92	0.611	△58	60	1.045	2			
	2年後	664	1.033	△18	363	1.001	△5	94	1.002	2						
	3年後	666	1.003	2	360	0.994	△2									
	4年後	690	1.036	24												
最終損害見積り額		690			360			94			60			30		
累計保険金		644			344			81			49			9		
支払備金		46			16			12			10			20		

(注1) 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

(注2) 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

(注3) 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

2 財産の状況

【1】計算書類

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2020年度(2021年3月31日現在)	2021年度(2022年3月31日現在)	2022年度(2023年3月31日現在)
		金 額	金 額	金 額
(資産の部)				
現金及び預貯金		107,574	87,442	29,191
現金		(ー)	(ー)	(ー)
預貯金		(107,574)	(87,442)	(29,191)
買入金銭債権		578	398	198
有価証券		262,628	239,009	214,324
地方債		(402)	(ー)	(ー)
社 債		(39,764)	(40,265)	(30,351)
株 式		(20,708)	(15,899)	(14,557)
外国証券		(80,626)	(74,920)	(88,960)
その他の証券		(121,127)	(107,925)	(80,454)
貸付金		1,751	1,117	1,648
保険約款貸付		(251)	(173)	(156)
一般貸付		(1,500)	(944)	(1,491)
有形固定資産		362	287	497
土 地		(13)	(5)	(3)
建 物		(222)	(167)	(244)
その他の有形固定資産		(125)	(113)	(249)
無形固定資産		5,572	4,318	3,972
ソフトウェア		(5,276)	(4,166)	(3,388)
ソフトウェア仮勘定		(273)	(128)	(521)
その他の無形固定資産		(23)	(23)	(62)
その他資産		32,885	19,395	14,876
未収保険料		(73)	(54)	(28)
代理店貸		(1,079)	(907)	(1,284)
共同保険貸		(129)	(15)	(3)
再保険貸		(747)	(424)	(718)
外国再保険貸		(2,998)	(5,023)	(609)
未収金		(3,090)	(3,515)	(3,167)
未収収益		(377)	(348)	(486)
預託金		(572)	(591)	(558)
仮払金		(2,857)	(2,524)	(3,250)
金融派生商品		(ー)	(816)	(3,849)
金融商品等差入担保金		(20,957)	(5,174)	(919)
繰延税金資産		8,472	9,883	12,008
貸倒引当金		△152	△108	△90
資産の部合計		419,673	361,745	276,627

(単位:百万円)

科目	年度	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
		金 額	金 額	金 額
(負債の部)				
保険契約準備金		209,397	179,149	142,100
支払備金		(10,907)	(9,804)	(9,477)
責任準備金		(198,490)	(169,345)	(132,622)
その他負債		177,189	134,556	94,001
共同保険借		(—)	(37)	(39)
再保険借		(4,689)	(5,994)	(7,347)
外国再保険借		(2,317)	(69)	(13)
債券貸借取引受入担保金		(12,329)	(11,056)	(—)
借入金		(131,509)	(109,839)	(42,256)
未払法人税等		(6)	(21)	(26)
未払金		(1,677)	(2,703)	(2,189)
仮受金		(2,356)	(2,655)	(2,432)
金融派生商品		(22,302)	(—)	(—)
金融商品等受入担保金		(—)	(2,179)	(39,697)
退職給付引当金		2,315	2,319	2,339
賞与引当金		306	306	318
特別法上の準備金		8,236	8,463	8,674
価格変動準備金		(8,236)	(8,463)	(8,674)
負債の部合計		397,444	324,795	247,435
(純資産の部)				
資本金		10,153	20,153	20,153
資本剰余金		9,903	19,903	19,903
資本準備金		(9,903)	(19,903)	(19,903)
利益剰余金		△6,543	△6,290	△5,731
利益準備金		(290)	(290)	(290)
その他利益剰余金		(△6,834)	(△6,580)	(△6,022)
繰越利益剰余金		((△6,834))	((△6,580))	((△6,022))
株主資本合計		13,512	33,766	34,324
その他有価証券評価差額金		29,148	13,370	3,940
繰延ヘッジ損益		△20,432	△10,186	△9,072
評価・換算差額等合計		8,715	3,183	△5,132
純資産の部合計		22,228	36,949	29,192
負債及び純資産の部合計		419,673	361,745	276,627

I 当社の概況および組織

II 当社の運営

III 当社の主要な業務の内容

IV 損害保険用語の解説

V 業績データ

※ 2022年度 貸借対照表の注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりです。
 - (1) 子会社等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によります。
 - (2) その他有価証券(市場価格のない株式等を除きます。)の評価は、時価法によっています。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によります。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によります。
3. 有形固定資産の減価償却は定額法によります。
4. 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間(主に5年)に基づく定額法によります。
5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。
 また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の額を引き当てています。
7. 退職給付に係る会計処理の方法として、退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によります。
 - (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、翌事業年度に一時の費用として処理しています。
8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

10. 楽天保険グループのペット保険事業の更なる成長を目標として、楽天少額短期保険株式会社のペット保険事業の一部を2022年4月1日に譲受けました。譲受された資産には、のれんがあります。のれんの償却については、発生日以降、10年間の定額法により償却を行っています。譲受される資産の額は1,351百万円、負債の額は1,351百万円です。
11. ヘッジ会計の方法は、次のとおりです。
- (1) ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによります。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりです。
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|--------------|-------------|
| 為替予約 | 外貨建有価証券 |
| 政策投資保有株式の空売り | 国内株式 |
| 先渡し取引 | 国内株式・上場投資信託 |
| オプション取引 | 国内株式・上場投資信託 |
- (3) ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクと株価の価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規程に基づいた運用を実施しています。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。
12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかわる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 無形固定資産 3,972百万円
- 減損の兆候を識別した場合には、割引前将来キャッシュ・フローと資産グループの帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判定しております。割引前将来キャッシュ・フローは無形固定資産の経済的残存耐用年数の事業計画とその後の成長率を基礎として見積っております。当該見積りは、将来の不確実な業績の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、減損判定に重要な影響を与える可能性があります。なお、当事業年度に減損の兆候はありません。
- 繰延税金資産 12,008百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
13. 保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
14. 株式配当金(その他利益剰余金によるもの)については、決議の効力が発生した日の後、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。
15. 金融資産と金融負債は、金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号)第140項に該当する場合には、相殺表示しております。
16. 外貨建その他有価証券の換算差額については、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。
17. 有形固定資産の減価償却累計額は350百万円です。

18. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は以下のとおりであります。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額はありません。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 消費税等の会計処理は主として税抜方式によります。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によります。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却をしています。

20. 保険契約に基づく将来の債務の履行に備え、責任準備金等を積み立てています。当初想定した環境・条件等が大きく変動し予期せぬ損害の発生が見込まれる場合には、責任準備金等の必要額が変動する可能性があります。

21. 担保に供している資産は有価証券75,725百万円です。また、担保付き債務は借入金42,256百万円、および担保金36,984百万円です。なお、有価証券には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券75,725百万円が含まれています。

22. 有価証券のうち消費貸借契約により貸し付けているものの金額は、75,725百万円です。

23. 関係会社に対する金銭債権1百万円、金銭債務は140百万円あります。

24. 繰延税金資産の総額は13,767百万円、繰延税金負債の総額は1,758百万円です。

なお、繰延税金資産の総額の算出にあたって、評価性引当額2,717百万円を控除しています。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金5,053百万円、退職給付引当金655百万円、価格変動準備金2,428百万円、支払備金145百万円、有価証券529百万円、為替ヘッジ2,680百万円、先渡取引15百万円、オプション取引659百万円および繰越欠損金4,029百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、政策投資保有株式の空売り265百万円およびその他有価証券評価差額金1,492百万円です。

当社は、2023年1月1日より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021

年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

25. 1株当たりの純資産額は1,010円42銭です。算定上の基礎である純資産の部の合計は29,192百万円、期末普通株式数は28,891千株です。

26. 親会社株式の額はありません。

27. 子会社株式の額はありません。

28. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除きます。)	9,217百万円
同上に係る出再支払備金	592百万円
差引(イ)	8,625百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	852百万円
計(イ+口)	9,477百万円

29. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	61,568百万円
同上に係る出再責任準備金	27,906百万円
差引(イ)	33,662百万円
その他の責任準備金(口)	98,960百万円
計(イ+口)	132,622百万円

30. 上記における親会社、子会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

31. 楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。なお、2023年1月1日よりグループ通算制度に移行しております。

32. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

<金融商品に関する注記>

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険事業を行っており、資産の運用に当たっては、損害保険会社の事業が公共性、社会性の高いものであることを鑑み、安全性、流動性を重視しつつ中長期的な収益確保を目指すことを基本とし、債券、特に確定利付債での運用を中心にしています。また、運用に係る各種リスクの抑制を図るため、「統合的リスク管理規程」に定める資産運用リスクの「基本方針」に則り、厳正な運用をしています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は、債券のほか、株式、投資信託および組合出資金をその他有価証券として中長期的目的で保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。なお、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場株式が含まれています。また、外貨建債券および投資信託を保有しており、為替の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

当社は、個別取引に際しては、厳正に信用リスクの分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。

与信管理は、「資産自己査定基準」に従い、各関連部署により行われ、内部監査部がその手続きおよび結果の妥当性について検証をしています。貸付金は、優良担保付の貸付を基本にしています。有価証券は「資産運用リスク管理規程」に基づき、発行体の格付け等を基準に銘柄の選別を厳しく行い、また、危険分散のため、同一銘柄への投資は過度に集中しないよう努めています。発行体の信用リスクに関しては、その信用情報や時価の把握に努め、適切な管理をしています。

これらの実施状況については資産運用リスク管理部会およびリスク管理委員会を通じ、定期的に取り締役会へ報告しています。

(ii) 市場リスクの管理

次のリスクについてはVaR等によるリスク量の計測、ストレステストを実施し、適切に管理しています。その管理状況については資産運用リスク管理部会およびリスク管理委員会を通じ、定期的に取り締役会へ報告しています。

a. 金利リスクの管理

当社は、有価証券の残高、含み損益の把握に加え、保有債券の金利感応度分析等により、リスクの把握・管理をしています。また、「統合的リスク管理規程」および「資産運用リスク管理規程」に基づき、リスク管理部において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握するとともに、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングをしています。

b. 為替リスクの管理

当社は、外貨建債券等については、総資産対比での投資額の制限、償還年月の分散および為替ヘッジにより、為替リスクに対応しています。

c. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、年次で策定する「資産運用計画」、「職務権限規程」および「資産運用リスク管理規程」に従っています。国内株式の多くは、営業と密接な関係のある政策目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、価格変動リスクの減殺を目的とし、信用取引を行うことがあります。また、株式ヘッジにより、価格変動リスクの削減を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等および組合出資金等は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項および改正時価算定適用指針第24-16項に従い次表に含めていません。また、現金及び預貯金、債券貸借取引受入担保金および借入金は、短期間(1年以内)のものになり、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(I) 買入金銭債権	198	198	—
(II) 有価証券			
その他有価証券	212,620	212,620	—
資産計	212,818	212,818	—
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,849	3,849	—
デリバティブ取引計	3,849	3,849	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は、以下のとおりです。

- (1) 売買目的有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券はありません。
- (3) 責任準備金対応債券はありません。
- (4) その他有価証券の当事業年度中の売却額は30,164百万円であり、売却益の合計額は2,924百万円、売却損の合計額は105百万円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価または償却原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価または 償却原価(百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(I) 買入金銭債権	197	197	0
	(II) 公社債	8,616	8,491	124
	(III) 株 式	11,977	8,859	3,117
	(IV) 外国証券	51,831	45,407	6,424
	(V) その他	40,295	35,507	4,788
	小計	112,918	98,463	14,454
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(I) 買入金銭債権	1	1	—
	(II) 公社債	21,735	22,479	△744
	(III) 株 式	1,939	2,000	△60
	(IV) 外国証券	36,962	39,647	△2,684
	(V) その他	39,262	44,988	△5,725
	小計	99,900	109,116	△9,216
合 計		212,818	207,580	5,238

- (5) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。当事業年度において、その他有価証券で市場価格のあるものについて減損処理に該当するものはありません。

- (6) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金等の貸借対照表計上額は、次のとおりであり、「(Ⅱ)有価証券」には含めていません。

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	
市場価格のない株式等(*1)	640
組合出資金等(*2)	1,063
合計	1,703

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としていません。なお、当事業年度において、21百万円の減損処理をしています。

(*2) 組合出資金等は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
買入金銭債権	—	—	—	198
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	9,600	11,000	2,100	8,300
外国証券	8,005	35,528	14,382	12,670
合計	17,605	46,528	16,482	21,169

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格による算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権			198	198
有価証券				
その他有価証券				
社債	—	30,351	—	30,351
株式	13,917	—	—	13,917
外国証券	9,660	53,097	26,035	88,794
その他	78,695	—	106	78,802
デリバティブ取引	—	4,342	—	4,342
資産計	102,273	87,791	26,341	216,406
デリバティブ取引	—	493	—	493
負債計	—	493	—	493

(*) 一部の投資信託について、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日)第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託については上記表に含めておりません。

② 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預貯金、債券貸借取引受入担保金および借入金は、短期間(1年以内)のものになり、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

③ 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

また、これらの時価の算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しています。

④ 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	合計
期首残高	398	29,915	30,313
当期の損益またはその他の包括利益			
損益に計上	—	1,204	1,204
その他の包括利益に計上	△0	503	503
購入、売却、発行および決済	△198	△5,480	△5,680
レベル3の時価への振替	—	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—	—
期末残高	198	26,142	26,341
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益(*)	—	—	—

(*) 損益計算書の「資産運用収益」および「資産運用費用」に含まれています。

⑤ 時価の評価プロセスの説明

当社は、取引部門から独立した部門において時価の算定に関する方針および手続を定めています。算定された時価およびレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性を検証しています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評

価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

- (4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日)第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日)第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については、(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の開示を行っておりません。当該投資信託の貸借対照表における計上金額は755百万円であります。

投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

	その他有価証券	合計
期首残高	—	—
当期の損益またはその他の包括利益	0	0
損益に計上	—	—
購入、売却、発行および決済による変動額(純額)	754	754
期末残高	755	755
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益(*)	—	—

② 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2020年度 (自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)	2021年度 (自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日)	2022年度 (自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)
		金 額	金 額	金 額
経常損益の部	経常収益	53,497	65,397	84,951
	保険引受収益	46,891	57,547	78,316
	正味収入保険料	(15,740)	(17,491)	(21,903)
	収入積立保険料	(6,967)	(8,512)	(17,916)
	積立保険料等運用益	(1,665)	(1,294)	(932)
	支払備金戻入額	(1,601)	(1,102)	(525)
	責任準備金戻入額	(20,916)	(29,145)	(37,038)
	為替差益	(ー)	(ー)	(0)
	資産運用収益	6,386	7,610	6,081
	利息及び配当金収入	(4,538)	(2,948)	(4,030)
	有価証券売却益	(3,512)	(5,890)	(2,924)
	有価証券償還益	(ー)	(14)	(ー)
	その他運用収益	(1)	(51)	(58)
	積立保険料等運用益振替	(△1,665)	(△1,294)	(△932)
	その他経常収益	219	240	553
	貸倒引当金戻入額	(ー)	(44)	(17)
	その他の経常収益	(219)	(196)	(536)
	経常費用	63,224	65,107	84,831
	保険引受費用	52,325	52,579	73,810
	正味支払保険金	(15,859)	(11,266)	(17,500)
	損害調査費	(3,384)	(3,130)	(3,542)
	諸手数料及び集金費	(3,373)	(2,820)	(3,288)
	満期返戻金	(29,608)	(35,274)	(49,415)
	契約者配当金	(50)	(48)	(29)
	為替差損	(ー)	(0)	(ー)
	その他保険引受費用	(47)	(39)	(34)
	資産運用費用	776	2,628	349
	有価証券売却損	(562)	(2,173)	(105)
	有価証券評価損	(62)	(1)	(21)
	有価証券償還損	(9)	(ー)	(ー)
	為替差損	(3)	(436)	(200)
	その他運用費用	(137)	(17)	(21)
	営業費及び一般管理費	9,933	9,833	10,621
	その他経常費用	189	64	50
	貸倒引当金繰入額	(22)	(ー)	(ー)
	その他の経常費用	(167)	(64)	(50)
特別損益の部	経常利益	△9,727	290	119
	特別利益	(ー)	2	1
	不動産売却益	(ー)	(2)	(ー)
	固定資産処分益	(ー)	(ー)	(1)
	特別損失	270	264	251
	固定資産処分損	(40)	(37)	(40)
	特別法上の準備金繰入額	(230)	(227)	(211)
	(価格変動準備金繰入額)	((230))	((227))	((211))
	税引前当期純利益	△9,998	29	△130
	法人税及び住民税	△913	779	△720
	法人税等調整額	△1,565	△1,004	32
	法人税等合計	△2,479	△224	△688
	当期純利益	△7,518	253	558

I 当社の概況および組織

II 当社の運営

III 当社の主要な業務の内容

IV 損害保険用語の解説

V 業績データ

※ 2022年度 損益計算書の注記

1. 関係会社との取引による収益総額は該当がなく、費用総額は679百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	32,382百万円
支払再保険料	10,478百万円
差引	21,903百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	24,771百万円
回収再保険金	7,271百万円
差引	17,500百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	4,530百万円
出再保険手数料	1,241百万円
差引	3,288百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除きます。)	△1,260百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△729百万円
差引(イ)	△530百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(ロ)	5百万円
計(イ+ロ)	△525百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△5,827百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△297百万円
差引(イ)	△5,529百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△31,509百万円
計(イ+ロ)	△37,038百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
買入金銭債権利息	1百万円
有価証券利息・配当金	4,021百万円
貸付金利息	8百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	4,030百万円

3. 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は202百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	219百万円
利息費用	15百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△32百万円
計	202百万円

4. 当期における法定実効税率は28.00%です。

5. 1株当たりの当期純利益は19円32銭です。算定上の基礎である当期純利益は558百万円、普通株式に係る当期純利益は558百万円、普通株式の期中平均株式数は28,891千株です。

6. 関連当事者との重要な取引は以下のとおりです。

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社の子会社	楽天銀行株式会社	なし	金融商品関連の取引	債券貸出	11,029 (注1)	—	—
				受取利息	4	—	—
				担保金受入	11,046 (注1)	債券貸借取引受入担保金	—
				担保金利息	0	—	—

(注1) 取引が反復的に行われており、その発生総額の把握が困難であるため、期中平均残高を記載しています。

7. 上記における親会社、関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

年 度 科 目	2020年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	2021年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	2022年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	金 額	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益または純損失	△9,998	29	△130
減価償却費	1,845	1,871	1,847
支払備金の増減額(△は減少)	△1,601	△1,102	△327
責任準備金等の増減額(△は減少)	△20,916	△29,145	△36,722
貸倒引当金の増減額(△は減少)	22	△44	△17
賞与引当金の増減額(△は減少)	△58	0	11
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△953	4	20
価格変動準備金の増減額(△は減少)	230	227	211
利息及び配当金収入	△4,538	△2,948	△4,030
有価証券関係損益(△は益)	△2,751	△3,753	△2,836
為替差損益	6	439	202
有形固定資産関係損益(△は益)	43	34	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動 関連)の増減額(△は増加)	3,548	△1,971	3,397
その他負債(除く投資活動関連・財務活動 関連)の増減額(△は減少)	2,509	△237	1,154
小 計	△32,613	△36,596	△37,218
利息及び配当金の受取額	4,284	2,737	3,626
法人税等の還付額	1,280	659	374
法人税等の支払額	△282	△154	△240
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,330	△33,353	△33,458
投資活動によるキャッシュ・フロー			
買入金銭債権の売却・償還による収入	179	178	198
有価証券の取得による支出	△31,194	△68,720	△29,583
有価証券の売却・償還による収入	35,956	76,158	45,204
貸付けによる支出	△31	△203	△555
貸付金の回収による収入	30	773	21
デリバティブ取引による収支(△は支出)	△34,100	8,215	3,649
資産運用に関するその他	457	410	△409
資産運用活動計	△28,703	16,810	18,525
(営業活動および資産運用活動計)	(△56,033)	(△16,543)	(△14,932)
有形固定資産の取得による支出	△166	△7	△274
有形固定資産の売却による収入	—	17	14
無形固定資産の取得による支出	△1,395	△655	△1,409
その他	—	—	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,265	16,164	16,861
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入金・債券貸借取引受入担保金の収入	51,078	—	—
借入金・債券貸借取引受入担保金の支出	—	△22,943	△41,655
株式の発行による収入	10,000	20,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	61,078	△2,943	△41,655
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,482	△20,131	△58,251
現金及び現金同等物期首残高	104,091	107,574	87,442
現金及び現金同等物期末残高	107,574	87,442	29,191

※ 2022年度 キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預貯金	29,191百万円
有価証券	214,324百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	一百万円
現金同等物以外の有価証券	△214,324百万円
現金及び現金同等物	29,191百万円

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

④ 株主資本等変動計算書

2022年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	20,153	19,903	－	19,903	290	△6,580	△6,290	－	33,766	13,370	△10,186	3,183	36,949
当期変動額													
新株の発行													
剰余金の配当						－	－		－				－
当期純利益						558	558	－	558				558
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										△9,430	1,114	△8,315	△5,532
当期変動額合計	－	－	－	－	－	558	558	－	558	△9,430	1,114	△8,315	△7,757
当期末残高	20,153	19,903	－	19,903	290	△6,022	△5,731	－	34,324	3,940	△9,072	△5,132	29,192

2021年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	10,153	9,903	－	9,903	290	△6,834	△6,543	－	13,512	29,148	△20,432	8,715	22,228
当期変動額													
新株の発行	10,000	10,000		10,000					20,000				20,000
剰余金の配当						－	－		－				－
当期純利益						253	253	－	253				253
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										△15,778	10,245	△5,532	△5,532
当期変動額合計	10,000	10,000	－	10,000	－	253	253	－	20,253	△15,778	10,245	△5,532	14,721
当期末残高	20,153	19,903	－	19,903	290	△6,580	△6,290	－	33,766	13,370	△10,186	3,183	36,949

2020年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	株主資本									評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	5,153	4,903	－	4,903	290	684	974	－	11,030	3,877	4,971	8,849	19,880
当期変動額													
新株の発行	5,000	5,000		5,000					10,000				10,000
剰余金の配当						－	－		－				－
当期純利益						△7,518	△7,518	－	△7,518				△7,518
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										25,270	△25,404	△133	△133
当期変動額合計	5,000	5,000	－	5,000	－	△7,518	△7,518	－	2,481	25,270	△25,404	△133	2,347
当期末残高	10,153	9,903	－	9,903	290	△6,834	△6,543	－	13,512	29,148	△20,432	8,715	22,228

※ 2022年度 株主資本等変動計算書の注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度期末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	28,891	—	—	28,891
合 計	28,891	—	—	28,891

（注）自己株式については、該当ありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

① 金銭による配当金支払額

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

該当事項はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤ 1株当たり配当等

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
利益金に関する諸指標	1株当たり配当額	(普通株式 一円)	(普通株式 一円)	(普通株式 一円)
	1株当たり当期純利益金額	△425円26銭	11円40銭	19円32銭
	配当性向	—%	—%	—%

(注) 1株当たり当期純利益金額は $\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{期中平均株式数(加重平均)}}$ により算出しています。

⑥ 1株当たり純資産額

(単位:円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
1株当たり純資産額		1,064.00	1,278.93	1,010.42

⑦ 従業員1人当たり総資産

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
従業員1人当たり総資産		912	747	492

【2】保険業法に基づく債権

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—
貸付条件緩和債権	—	—	—
正常債権	1,762	1,120	1,648
合計	1,762	1,120	1,648

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

【3】元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

【4】保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位:百万円）

区 分	年 度	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		36,284	51,119	41,403
資本金または基金等		13,512	33,766	34,324
価格変動準備金		8,236	8,463	8,674
危険準備金		371	371	400
異常危険準備金		4,068	4,019	3,911
一般貸倒引当金		3	1	1
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		8,715	3,370	△6,728
土地の含み損益		△5	△1	△3
払戻積立金超過額		—	—	—
負債性資本調達手段等		—	—	—
控除項目		—	—	—
その他		1,382	1,127	822
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2\} + R_5 + R_6}$		8,984	9,209	8,882
一般保険リスク (R ₁)		3,049	2,318	2,499
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		—	—	—
予定利率リスク (R ₃)		588	510	429
資産運用リスク (R ₄)		6,183	6,765	6,426
経営管理リスク (R ₅)		331	325	318
巨大災害リスク (R ₆)		1,225	1,247	1,266
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率※ $[(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		807.7%	1,110.2%	932.2%

※「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（上表の（B））に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。
 - ①保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除きます。）
 - ②予定利率上の危険（予定利率リスク）
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険（資産運用リスク）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険（経営管理リスク）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除きます。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【5】時価情報等

① 有価証券

a. 売買目的有価証券

該当ありません。

b. 満期保有目的の債券

該当ありません。

c. 責任準備金対応債券

該当ありません。

d. 子会社株式および関連会社株式

該当ありません。

e. その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		2020年度(2021年3月31日現在)			2021年度(2022年3月31日現在)			2022年度(2023年3月31日現在)		
		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または 償却原価を 超えるもの	公社債	29,006	28,581	424	18,550	18,288	262	8,616	8,491	124
	株 式	19,556	7,387	12,168	13,626	8,753	4,872	11,977	8,859	3,117
	外国証券	64,460	60,417	4,043	53,674	48,616	5,057	51,831	45,407	6,424
	その他	107,920	85,586	22,333	76,346	66,123	10,222	40,295	35,507	4,788
	小 計	220,944	181,973	38,970	162,197	141,781	20,415	112,720	98,266	14,454
貸借対照表計上額が 取得原価または 償却原価を 超えないもの	公社債	11,160	11,196	△35	21,715	21,796	△81	21,735	22,479	△744
	株 式	—	—	—	1,451	1,492	△41	1,939	2,000	△60
	外国証券	16,165	17,010	△845	21,048	22,384	△1,335	36,962	39,647	△2,684
	その他	13,206	14,187	△980	30,538	32,315	△1,777	39,262	44,988	△5,725
	小 計	40,532	42,394	△1,861	74,753	77,989	△3,236	99,899	109,115	△9,216
合 計		261,477	224,368	37,108	236,951	219,771	17,179	212,620	207,381	5,238

(注) 市場価格のない株式等および組合出資金等(前々年度において、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券)は、上表に含めていません。

f. 売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2020年度			2021年度			2022年度		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公社債	427	35	—	529	35	—	4,304	11	5
株 式	10,342	3,242	132	5,088	3,353	13	8,043	2,811	0
外国証券	155	—	9	—	—	—	—	—	—
その他	18,089	234	420	67,091	2,501	2,159	17,817	101	100
合 計	29,014	3,512	562	72,708	5,890	2,173	30,164	2,924	105

g. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

種 類	2020年度	2021年度	2022年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	—	—	—
株 式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他有価証券	1,151	820	640
公社債	—	—	—
株 式	1,151	820	640
外国証券	—	—	—
その他	0	—	—
(うち主なもの)			
優先株式	(ー)	(ー)	(ー)
出資金	(0)	(ー)	(ー)

(注1) 当年度において、市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としていません。なお、当年度において、21百万円の減損処理をしています。

(注2) 当年度において、組合出資金等は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としていません。

h. 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

種 類	2020年度				2021年度				2022年度			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
責任準備金対応債券												
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの												
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,600	27,000	5,800	5,000	5,400	22,300	4,600	7,800	9,600	11,000	2,100	8,300
外国証券	11,539	27,475	19,067	10,000	8,659	32,232	9,132	10,000	8,005	35,528	14,382	12,670
その他	—	237	654	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	13,539	54,712	25,521	15,000	14,059	54,532	13,732	17,800	17,605	46,528	16,482	20,970

② 金銭の信託

a. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

b. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

c. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

③ デリバティブ取引関係

a. 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによります。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりです。

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建有価証券
政策投資保有株式の空売り	国内株式
先渡取引	国内株式・上場投資信託
オプション取引	国内株式・上場投資信託

(c) ヘッジ方針は、有価証券の為替リスクと株価の価格変動リスクの減殺を目的とし、デリバティブ取引の執行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた自社の規程に基づいた運用を実施しています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。

b. デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

(a) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

(b) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(株式関連)

(単位:百万円)

ヘッジ 会計 の方法	取引の 種類	主な ヘッジ 対象	2020年度			2021年度			2022年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
繰延 ヘッジ	先渡 取引	国内株式・ 上場 投資信託	110,318	—	△20,032	110,197	—	2,829	83,037	—	4,342
	オプション 取引	国内株式・ 上場 投資信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			—	—	△20,032	—	—	2,829	—	—	4,342

(為替関連)

(単位:百万円)

ヘッジ 会計 の方法	取引の 種類	主な ヘッジ 対象	2020年度			2021年度			2022年度		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
繰延 ヘッジ	為替予約 取引売建 米ドル	外貨 建債券	36,620	—	△2,270	29,826	—	△2,013	38,915	—	△493
合 計			—	—	△2,270	—	—	△2,013	—	—	△493

(注) 時価については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しています。

【6】その他

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

3 当社およびその子会社等の概況

【1】当社およびその子会社等の主要な事業の内容、組織の構成

該当ありません。

I	当社の概況および組織
II	当社の運営
III	当社の主要な業務の内容
IV	損害保険用語の解説
V	業績データ

